

平成30年 2 月宮崎県定例県議会  
総務政策常任委員会会議録  
平成30年 3 月 7 日～ 8 日

場 所 第 2 委員会室

平成30年 3月 7日 (水曜日)

委員 前屋敷 恵 美

午前10時1分開会

欠席委員 (1名)

委員 蓬 原 正 三

委員外議員 (なし)

会議に付託された議案等

- 議案第55号 平成29年度宮崎県一般会計補正予算 (第6号)
- 議案第56号 平成29年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算 (第1号)
- 議案第57号 平成29年度宮崎県公債管理特別会計補正予算 (第1号)
- 議案第70号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第71号 宮崎県税条例及び宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
- 議案第72号 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第83号 退職手当支給制限処分に係る審査請求に対する裁決について
- その他報告事項
  - ・平成27年度宮崎県県民経済計算について
  - ・日豊本線高速化調査の結果について
  - ・国土利用計画 (宮崎県計画) - 第五次 - (案)の概要について
  - ・記紀編さん記念事業の取組状況について
  - ・宮崎県庁における「働き方改革」の取組について
  - ・霧島山における火山防災対策の推進について
  - ・新燃岳の噴火活動に伴う被災及び対応状況について

説明のため出席した者

総合政策部

- 総合政策部長 日 隈 俊 郎
- 県参事兼総合政策部次長 (政策推進担当) 井 手 義 哉
- 総合政策部次長 (県民生活担当) 鶴 田 安 彦
- 部参事兼総合政策課長 松 浦 直 康
- 秘書広報課長 横 山 浩 文
- 広報戦略室長 吉 村 達 也
- 統計調査課長 和 田 括 伸
- 総合交通課長 小 倉 佳 彦
- 中山間・地域政策課長 奥 浩 一
- 産業政策課長 重黒木 清
- 生活・協働・男女参画課長 弓 削 博 嗣
- 交通・地域安全対策監 最上川 周 一
- みやざき文化振興課長 川 口 泰 夫
- 記紀編さん記念事業推進室長 米 良 勝 也
- 人権同和対策課長 工 藤 康 成
- 情報政策課長 蕪 美知保

総務部

- 総務部長 桑 山 秀 彦
- 危機管理統括監 田 中 保 通
- 総務部次長 (総務・職員担当) 渡 邊 浩 司
- 総務部次長 (財務・市町村担当) 武 田 宗 仁
- 危機管理局長兼危機管理課長 藪 田 亨

出席委員 (7人)

- 委員 長 二 見 康 之
- 副委員 長 岩 切 達 哉
- 委員 緒 嶋 雅 晃
- 委員 中 野 一 則
- 委員 松 村 悟 郎
- 委員 河 野 哲 也

総務課長 丸田 勉  
防災拠点庁舎整備室長 宮里 雄一  
部参事兼人事課長 吉村 久人  
行政経営課長 日高 幹夫  
財政課長 川畑 充代  
税務課長 棧 亮介  
市町村課長 横山 幸子  
総務事務センター課長 大田原 節郎  
消防保安課長 福栄 芳政

会計管理局

会計管理者 福嶋 幸徳  
会計管理局次長 中原 順一  
局参事兼会計課長 青山 新吾  
物品管理調達課長 佐藤 領子

人事委員会事務局

事務局長 原田 幸二  
総務課長 佐野 由藏  
職員課長 原 拓実

監査事務局

事務局長 奥野 信利  
監査第一課長 門内 隆志  
監査第二課長 福嶋 正一

議会事務局

事務局長 甲斐 正文  
事務局次長 上山 伸二  
総務課長 小田 博之  
議事課長 長倉 健一  
政策調査課長 谷口 浩太郎

事務局職員出席者

議事課主査 原田 一徳

総務課主任主事 日高 真吾

○二見委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、本日は蓬原委員が公務のため欠席しておりますので、御了承願います。

次に、議案第72号に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付してある資料をごらんください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっており、その回答でありますので、参考にお配りしております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時5分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○日隈総合政策部長 おはようございます。総合政策部の日隈でございます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

まず、お礼を申し上げたいと思います。岩切副委員長におかれましては、議会閉会中の大変お忙しい中、3月1日に行われました宮崎カーフェリー株式会社新会社設立記念式典に御出席いただきました。まことにありがとうございます。

した。本県経済に不可欠なフェリー航路の維持に向けて、今後とも努力してまいりますので、引き続き議員の皆様のご御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます当部所管の議案等につきまして、その概要を説明いたします。座って説明いたします。

お手元にお配りしております総務政策常任委員会資料をおめくりいただきまして、目次をごらんいただきたいと思っております。

今回、総合政策部からお願いしております予算議案は、議案第55号「平成29年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」と、議案第56号「平成29年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)」の2件であります。

資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

予算議案の関係でございますが、総合政策部の一般会計2月補正予算額は、一般会計の欄の一番下の合計欄でございますけれども、合計で6億139万7,000円の減額であります。これは、国庫補助決定、そして執行残等に伴うものでございまして、その結果、補正後の一般会計予算額は、右のほうになりますけれども、125億8,261万3,000円となります。

また、宮崎県開発事業特別資金特別会計予算につきましては、その下の表にありますように1,054万6,000円の増額であります。これは、株式配当金の増額及び一般会計への繰出額の確定などによるものであります。

この結果、補正後の予算額は、1,765万7,000円となります。

続きまして、2ページをごらんください。繰越明許費補正でございます。

事業主体において、事業が繰り越しになるこ

とにより、1件の繰り越しをお願いしております。

それぞれの議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

お手数ですが、目次にもう一度お戻りいただきたいと思っております。

次に、Ⅱのその他報告事項についてであります。

今回は、目次に記載しておりますとおり、平成27年度宮崎県県民経済計算についてなど、4件の報告事項がございます。これらにつきましても、後ほど担当課長から御説明いたします。

冒頭の私からの説明は以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

**○二見委員長** 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

**○松浦総合政策課長** 総合政策課でございます。当課の補正予算案につきまして御説明をいたします。

お手元の分厚い横長の資料で、平成29年度2月補正歳出予算説明資料をごらんください。これの9ページでございます。

この表にございますように、総合政策課の補正額といたしましては、一番上の行の左から2番目のところにありますように、857万2,000円の増額をお願いをしております。補正後の額は、一番上の行の右から3番目の列でありますけれども、補正額の欄にありますように、7億4,522万1,000円となります。

その内訳でございますが、当課におきましては、一般会計と開発事業特別資金特別会計の2つがございます。一般会計の補正額につきまし

では197万4,000円の減額、それから下のほうにあります。特別会計につきましては1,054万6,000円の増額補正をお願いしております。

それでは、補正の主な内容について御説明をいたします。11ページをお開きいただきたいと思います。

まず、一般会計でございますけれども、主な事項ごとに御説明をいたします。

5行目のところの(事項)職員費につきましては、819万2,000円の増額であります。職員費につきましては、前年度の1月1日の人員構成で当初予算を計上しておりますので、その後の人事異動、あるいは給与改定に伴い増額となったものでございます。

その下の(事項)連絡調整費74万1,000円の減額であります。これにつきましては、主に説明欄の2にありますように、政策調整研究費の執行残によるものでございます。

このページの一番下であります(事項)県外事務所費につきましては、268万9,000円の減額をお願いをしております。おめくりいただきまして、説明欄のところにありますように、県外3事務所の旅費、需用費等、事務費の執行残によるものでございます。

その下の(事項)県計画総合推進費90万9,000円の減額であります。これは、説明欄の1、総合計画等管理運営費、それから4、東日本大震災復興活動支援事業の報償費や旅費等、事務費の執行残によるものであります。

また、2及び3の基金事業につきましては、基金の運用利息が見込みを上回ったことによる若干の増額となっております。

その下の(事項)エネルギー対策推進費524万6,000円の減額をお願いしております。これは、説明欄の1、水素エネルギー利活用促進モデル

事業の減額でございますけれども、この事業の中で、家庭用燃料電池エネファームの設置補助を市町村と一緒にやるということで市町村との協議を進めてまいりましたけれども、調整がなかなか進まないというふうな状況がありまして、その分を減額するものでございます。

一般会計については以上でございます。

13ページをごらんください。開発事業特別資金特別会計でございます。

真ん中から少し下のところの(事項)積立金のところですが、補正としまして1,598万8,000円の増額をお願いしております。これは、九州電力の株式の配当金のうち、運営費や繰出金への充当後に残額がある場合にこれを開発事業特別資金積立金に積み立てるものでございます。要は、配当金が予定よりも多かったというものでございます。

このページの一番下の(事項)繰出金524万6,000円の減額であります。これは先ほど御説明いたしました水素エネルギー利活用促進モデル事業の財源として繰り出してございますけれども、当該事業が減額となりますことから、繰出金も減額とするものでございます。

歳出予算については以上でございますが、特別会計の歳入予算の補正につきまして御説明をさせていただきますと思います。

資料を変えていただきまして、今度は縦長の資料でございます。平成30年2月定例県議会提出議案、平成29年度補正分でございますけれども、これの20ページをお開きいただけますでしょうか。

開発事業特別資金特別会計の補正予算の議案でございますけれども、表の上のほうが歳入でございます。繰入金のところ、特別会計繰入金、それから基金繰入金とございます。

特別会計の繰入金のほうが株式の配当金、それから基金繰入金といいますのが積立金からの繰り入れというものでございます。これらを合わせまして、歳入合計欄のところで、当初としては711万1,000円を予定しておりましたけれども、先ほど御説明しましたように、株式配当が予定よりも多かったということでございますので、補正額といたしましては1,054万6,000円の増額をお願いをいたしまして、補正後の金額としまして1,765万7,000円となるところでございます。

総合政策課の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

**○横山秘書広報課長** 秘書広報課分の一般会計補正予算につきまして、説明をさせていただきます。

歳出予算説明資料、分厚い資料でございますが、こちらの15ページをお開きください。

補正額は183万円の減額でございます。補正後の額は、右から3列目でございますけれども、4億7,691万6,000円となります。

17ページをお願いいたします。主な内容を説明いたします。

1つ目の(事項)職員費155万6,000円の減額でございますが、これは人事異動によります職員構成の変化に伴うものでございます。

1つ飛びまして、(事項)広報活動費14万4,000円の減額でございます。これは、新聞広報活動や県ホームページ作成支援業務に係ります委託料の執行残でございます。

秘書広報課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

**○和田統計調査課長** 統計調査課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の19ページをお願いいたし

ます。

統計調査課の補正額は、この表の左から2列目、3,554万円の減額であります。これによりまして、補正後の額は、右から3列目、2億9,903万1,000円であります。

補正の主な内容につきまして御説明いたします。21ページをお願いいたします。

まず、表の上から5段目の(事項)職員費につきましては、1,732万5,000円の減額でございます。これは、今年度、職員が1名減になったことに加えまして、人事異動により職員構成が変化したことに伴い、給料及び職員手当に不用額が生じたものでございます。

次に、21ページの一番下の(事項)労働諸統計費でございます。413万9,000円の減額でございます。これは、雇用や給与等の労働状況を把握するための調査経費でございますけれども、国の委託費の交付決定に伴う減額、あるいは統計調査員報酬等に不用額が生じたことによる減額でございます。

次に、22ページをお願いいたします。

2つ目の(事項)でございます。商工統計調査費でございますけれども、539万円の減額でございます。これは、商工業事業所の活動状況を把握するための調査経費でございますけれども、国の委託費の交付決定に伴う減額や、委託料の入札により不用額が生じたことに伴う減額でございます。

統計調査課の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

**○小倉総合交通課長** 総合交通課でございます。総合交通課の補正予算案につきまして御説明をいたします。

お手元の平成29年度2月補正、歳出予算説明資料の25ページをお開きください。

総合交通課の補正予算は、左から2番目、総額で1億4,469万6,000円の減額補正をお願いしております。補正後の額につきましては、右から3番目、10億2,449万8,000円となります。

それでは、補正の主な内容につきまして御説明いたしますので、1枚めくっていただいて、27ページをごらんください。

まず、一番下の(事項)地域交通ネットワーク推進費でございますけれども、説明欄1、地方バス路線等運行維持対策事業について、121万5,000円の減額補正をお願いしております。

これは、地域住民の生活に必要なバス路線の維持・確保を図るために、運行費等を国と協調して、または県単独で補助するものでありますけれども、市町村が主体となって運行します広域的バス路線に対して、こちらは県補助もしているんですけれども、その運行費補助について、一部路線の利用促進の取り組みなどにより、運行の欠損額が当初見込みより減少したことから、減額補正をするものであります。

次に、説明欄の2の離島航路運航維持対策事業につきましてでございますが、1,000万円の減額補正をお願いしております。これは、離島航路の運航欠損額を国が補填した後に、残額を県と延岡市で負担するというものでありますけれども、燃油価格の下落等で、運航欠損額が当初の見込みより圧縮されたということがありまして、欠損額が国の補助額で全額補填できたことにより、県の持ち出しがゼロになったということで、減額補正をさせていただくものであります。

続きまして、説明欄3、地域公共交通ネットワーク活性化事業でございますけれども、こちらは785万円の減額補正をお願いしております。

これは、市町村が既存バス路線の一部を見直

したり、コミュニティバスに移行する場合など、再構築を図る取り組みに対して県が補助するものでありますけれども、自治体が作成する交通計画の策定に時間を要して、当初予定されていた実証運行、例えば市内循環バスの実証運行が年度内に実施できなかったということなどがありまして、減額の補正をさせていただくというものであります。

続きまして、28ページをお開きください。

上から2つ目の(事項)高千穂線鉄道施設整理基金事業費の説明欄2の高千穂線鉄道施設整理基金補助事業についてですが、こちらは1億1,160万1,000円の減額補正をお願いしております。

こちらは、旧高千穂線の撤去対象施設の撤去に要する費用を沿線自治体に補助するものでありますけれども、延岡市の2カ所の橋梁撤去工事におきまして、撤去工法の見直しが可能となったことから、工事費を大幅に縮減できたこと等により、減額補正をするものであります。

次に、(事項)運輸事業振興費の説明欄2、運輸事業振興助成交付金(宮崎県トラック協会)についてですが、1,321万5,000円の減額補正をお願いしております。

こちらは、トラック運送の輸送サービス改善、交通安全対策など、運輸事業の振興を図るために宮崎県トラック協会が実施する各種事業へ補助するというものでありますけれども、補助に係る軽油引取税などの算定の基礎数値、税込額ですとか、車両の台数などがあるんですけれども、こういったことが年度末に確定しますことから、例年、当初予算は暫定の金額で計上しておりまして、その後、昨年度末に算定用の基礎数値が確定し、交付額を確定できましたことから、2月補正のタイミングにおいて減額補正を

させていただくというものであります。

総合交通課の補正予算につきましては以上であります。

**○奥中山間・地域政策課長** それでは、中山間・地域政策課の補正予算について御説明いたします。

お手元の平成29年度2月補正歳出予算説明資料の29ページをごらんください。

当課の補正予算額は6,060万2,000円の減額補正で、補正後の額は、右から3列目でございますが、5億5,853万1,000円となります。

それでは、補正の主なものにつきまして御説明いたします。31ページをお開きください。

まず、中ほどの(目)計画調査費の(事項)中山間地域活力再生支援費で、3,182万7,000円の減額補正であります。主なものといたしまして、説明欄の3、明日の地域づくり支援事業570万5,000円の減額補正であります。これは、市町村が住民と一体となって取り組む地域づくりを支援するものであります。市町村からの交付申請額が見込みを下回ったこと等による補助金の執行残であります。

次に、4、はじめよう!「宮崎ひなた生活圏」づくり推進事業、2,288万4,000円の減額補正であります。これは、地方創生推進交付金を活用いたしまして、住民主体の所得向上などの取り組みを支援するものであります。国の交付決定等に伴い減額を行うものであります。

次に、32ページをお開きください。

上から2列目の(事項)地域活性化促進費で、1,523万5,000円の減額補正であります。主なものといたしまして、説明欄の3、宮崎県市町村間連携支援基金事業1,386万2,000円の減額補正であります。これは、各市町村が連携して、地域資源を活用しながら地域活性化に取り組む

事業を支援するものであります。交付申請額が見込みを下回ったものであります。

次に、33ページをごらんください。

(事項)エネルギー対策推進費で277万円の減額補正であります。説明欄1、水力発電施設周辺地域対策事業であります。これは水力発電施設等の所在する市町村に対し、国から地域活性化事業等への交付金が交付されるものであります。国の交付決定に伴い減額を行うものであります。

説明は以上であります。

**○重黒木産業政策課長** それでは、産業政策課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算資料の35ページをごらんください。

産業政策課の2月補正額につきましては、8,971万2,000円の減額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額につきましては、右から3番目の欄ですけれども、10億2,169万5,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。めくっていただきまして、37ページをごらんください。

まず、上から5行目、(事項)職員費でございますけれども、1,514万6,000円の増額となっております。これは、昨年度から職員数が2名増となったこと等に伴う人件費の増によるものでございます。

次に、表の中ほど、(事項)フードビジネス総合推進費でございますけれども、185万1,000円の減となっております。これは、説明欄の1、みやざきフードビジネス推進体制構築事業が、事業執行に伴う旅費や需用費などの事務費の執行残によりまして、117万5,000円の減となったこと等によるものでございます。

その下の(事項)みやざき成長産業育成・雇



用創出プロジェクト推進費につきましては、7,903万8,000円の減でございます。

主な内訳ですが、まず説明欄の1、みやざき成長産業育成プラットフォーム構築事業588万7,000円の減につきましては、事業推進に係る事務費や賃金等の執行残によるものでございます。

次の2、フードビジネス振興構想推進事業から、4、輸送機器関連産業拡大推進事業まで、合計で355万4,000円の減でございますけれども、これは各産業分野ごとに実施しました販路開拓ですとか、商品開発などの支援に係る委託事業の執行残による減でございます。

次の5、みやざき成長産業雇用拡大・定着推進事業につきましては6,959万7,000円の減と、減額が大きくなっております。この事業は、フードビジネスなどの成長産業分野の企業が新たに人を雇用して、商品開発や販路開拓を行う場合に補助する事業でございます。

当初予算では3億9,600万円の予算を計上しておりまして、年度初めの時点ではおおむね予算額どおり執行できるという見通しでございましたけれども、人材不足が著しいという状況の中で、補助要件であります新たな雇用について予定どおり行うことができずに、補助申請額どおりの事業執行ができない企業が生じたことから、減額となったものでございます。

次の38ページをお願いいたします。

(事項)みやざき地方創生若者定着促進費でございますけれども、113万5,000円の減となっております。これは、説明欄の1、宮崎で学び、宮崎で働き、世界へ挑戦するひとづくり事業におきまして、インターンシップ関連の事業の委託料などの執行残によりまして、106万9,000円の減となったこと等によるものでございます。

その下の(事項)みやざき地域活性化雇用創造プロジェクト推進費でございます。これは2,283万4,000円の減となっております。これにつきましては、説明欄の1、みやざき地域産業育成プラットフォーム構築事業が2,279万5,000円の減となること等によるものでございます。これは、事業執行に当たりまして国と調整を行う中で、国庫補助の対象とならない事業が生じまして、国の交付決定額が減となったこと等によるものでございます。

産業政策課は以上でございます。

**○弓削生活・協働・男女参画課長** 生活・協働・男女参画課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の39ページをごらんください。

当課の補正予算は、1,001万3,000円の減額補正をお願いしております。補正後の額は、右から3番目の欄の4億2,574万5,000円となります。

主な内容について御説明いたします。42ページをごらんください。

下から2番目の(事項)消費者支援対策費150万9,000円の減額であります。主なものとしまして、説明欄3の消費者被害防止・解決支援費107万2,000円の減額につきましては、消費生活相談員の報酬、共済費や研修旅費の執行残であります。

次に、その下の(事項)消費生活センター設置費191万9,000円の減額であります。主なものは、次のページをごらんいただきまして、説明欄2の生活情報センター管理費181万4,000円の減額につきましては、警備や空調設備の保守点検等委託の入札残によるものであります。

当課の説明は以上であります。

**○川口みやざき文化振興課長** みやざき文化振

興課の補正予算案について御説明いたします。

歳出予算説明資料の45ページをお開きください。

当課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、1億1,285万円の減額でございます。これによりまして、補正後の額は、右から3列目の67億692万7,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。47ページをお開きください。

まず、ページ中ほど、上から9段目になりますが、(事項)職員費4,222万1,000円の増額であります。これは、組織改正に伴い新たに国民文化祭担当を設置、加えて記紀編さん記念事業推進室が移管されたことにより職員数がふえたため、人件費が当初の見込みを上回ったことによるものであります。

次に、その2段下の(事項)県立芸術劇場費4,423万4,000円の減額であります。説明欄1の県立芸術劇場大規模改修事業費4,337万3,000円の減額につきましては、県立芸術劇場の空調設備の修繕工事及び舞台音響の改修等に係る入札残によるものであります。

続きまして、48ページをお開きください。

一番下の段の(事項)私学振興費1億412万8,000円の減額であります。49ページをごらんください。説明欄1の私立学校振興費補助金4,547万9,000円の減額につきましては、私立高等学校等に対し、生徒数に応じて当該学校に経常的経費の一部を補助するものでありますが、対象生徒数が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

また、説明欄6の(1)就学支援金2,695万4,000円の減額につきましては、私立高等学校等の生徒の授業料のうち、公立高等学校授業料相当額、もしくは低所得者世帯等に対してはこ

れを増額して支援することにより、授業料負担の軽減を図るものでありますが、対象生徒数が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

また、(2)奨学のための給付金2,576万2,000円の減額につきましては、低所得者世帯等を対象として、授業料以外の教育に係る負担の軽減を図るため定額を給付するものでありますが、対象生徒数が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

最後に、説明欄7の被災児童生徒授業料等減免事業350万2,000円の減額につきましては、東日本大震災と熊本地震の被災地域から避難生徒を受け入れ、授業料等の減免措置を行った私立学校等を補助するものでありますが、現時点で該当者の見込みがないことから減額するものであります。

みやざき文化振興課の説明は以上でございます。

**○工藤人権同和対策課長** 人権同和対策課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の51ページをお開きください。

人権同和対策課の補正予算は、総額で968万4,000円の減額補正でありまして、補正後の額は、右から3つ目の欄にありますように、1億2,829万7,000円となります。

主な内容について御説明いたします。53ページをお開きください。

上から3つ目の(事項)人権同和问题啓発活動費であります。383万4,000円の減額補正をお願いしております。これは、説明欄1の一人ひとりが尊重されるみやざきづくり人権啓発推進事業及び2のみんなでつくる「一人ひとりが尊重しあうみやざき」人権啓発事業の経費につ

きまして、国庫委託金の決定に伴い減額するものであります。

一番下の(事項)宮崎県人権教育・啓発推進方針推進事業費であります。236万1,000円の減額補正をお願いしております。これは、説明欄にあります1の宮崎県人権啓発センター事業ほかの事業につきまして、国庫委託金の決定に伴う減額が生じたことや、県民人権講座等の講師に対する報償費や会場使用料等の経費について、執行残が生じたことなどによるものであります。

人権同和対策課の補正予算の説明は以上であります。

**○蕪情報政策課長** 情報政策課の補正予算について説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の55ページをお開きください。

情報政策課の補正予算は1億3,449万6,000円の減額補正で、補正後の額は12億1,340万9,000円となります。

それでは、主な内容について説明いたします。57ページをお開きください。

中ほどにあります上から2番目の(事項)行政情報化推進費についてですが、167万9,000円の減額をお願いしております。これは、インターネット等で提供されております行財政情報サービス利用料の執行残によるものでございます。

次に、(事項)行政情報処理基盤整備費についてですが、822万6,000円の減額をお願いしております。これは、当課が一括導入しております職員が使用するパソコンの賃借料に係る契約の執行残によるものでございます。

次に、(事項)行政情報システム整備運営費ですが、1,835万3,000円の減額をお願いしております。

まず、説明欄の3の県庁LAN運営費については、単独庁舎向けに回線を別途引いておるんですが、その使用料の執行残によるものでございます。

説明欄の4の総合行政ネットワーク運営費については、全国の地方自治体間をつなぐ行政専用のネットワーク、LGWANと申しますが、それに係る運営費の負担金の額が確定したこと等による減額であります。

その次、説明欄の6の自治体情報セキュリティ強化対策事業については、県内の市町村で共同運営しております自治体情報セキュリティクラウドに係る運営の負担金の額が確定したことによる減額であります。

めくっていただいて、58ページをお開きください。

(事項)電子県庁プロジェクト事業費ですが、1,902万4,000円の減額をお願いしております。

まず、説明欄1の公的個人認証サービス運営事業についてですが、公的個人認証法に基づく指定認証機関J-LISに対する負担金の額が確定したこと等による減額であります。

2のサーバ管理委託事業については、現在推進しています各サーバをデータセンターの仮想サーバ基盤に集約するための移行の作業が順調に進んだことから、物理的に持っていましたサーバを設置するためのラック使用料が不用になったことによる執行残でございます。

3のソフトウェア資産管理システム運営事業については、セキュリティ対策やライセンス違反の発見のため、県が保有しているパソコン等のIT資産情報を管理するシステムの賃借をしてありますが、その執行残によるものでございます。

次に、その下の(事項)の地域情報化対策費ですが、8,816万7,000円の減額をお願いしております。説明欄2にありますように、電気通信格差是正対策費については、本年度予定しておりました串間市、美郷町、諸塚村の3市町村で、携帯電話の不感地域を解消するための事業を行っていましたが、そのうち美郷町につきまして、当初予定しておりました3地区のうちの1地区が先送りになったことから、国庫補助額が減少し、当該国庫補助決定に伴う減額によるものでございます。

続きまして、繰越明許費について説明いたします。お手元の常任委員会資料の2ページのほうをお開きください。

繰越明許費補正の携帯電話等エリア整備事業についてでございますが、5,748万3,000円の繰り越しをお願いしております。これは、美郷町の2地区において、用地交渉や設備機器の調達に日時を要したことから、年度内の事業完了が困難となったため、事業主体の美郷町において事業繰り越しが行われることによるものでございます。

情報政策課の説明は以上であります。

**○二見委員長** 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありますか。

**○緒嶋委員** 総合政策課の政策調整研究費、70万7,000円の減額で。29年度でどういうことを研究したんですか。減も出てるわけじゃけれど、どういうテーマで研究したか。

**○松浦総合政策課長** 政策調整研究費、総合政策部につきましては全体で1,000万の予算を組ませていただいておりますけれども、その中で幾つか調査事業等を実施しております。例えば申し上げますと、情報政策課の関係でデータの活用のあり方について、官民データ活用推進基本

法等もできましたので、県計画も今後つくっていかねばならないというふうなことで、活用のあり方についての調査研究をしております。

それから、例えば東京事務所では、提携を組んでおります企業等と一緒にしながら、社員食堂を活用した宮崎の食、あるいは観光を売り込めないか、そういうふうな方法についての市場調査といたしますか、そういったものを実施しておりますし、福岡事務所におきましては、訪日の外国人観光客が福岡にかなり来ておりますので、そういった方々が宮崎に足を延ばしてもらえるような形がとれないだろうかというようなことで、発信力のある方々を呼んできて、その可能性を調査するとか。そういったさまざまな、その時々に必要なという調査研究を行っているところでございます。

**○緒嶋委員** 政策調整研究したものは、次年度にある意味では生かされなきゃいかん面も出てくるんだと思うんですけど、そういう連続性というか、そういうものはかなりあるわけですか。調査するだけで終わるのか、それをもとに次年度以降に有効活用というか、新たな予算措置をするとか、そういうものは出てくるわけかな。

**○松浦総合政策課長** 内容によっては、予算として事業化していくものも当然ありますし、予算とまでは行きませんが、通常の事業の中で改善をしていく、あるいは新しい取り組みを始める、そういったところに生かしていくことをしておりますけれども、先ほど御説明しましたように、情報政策課のデータの活用のあり方で言いますと、データの官民での活用促進のための基本法に基づいて、県の計画をこれからつくっていく必要がありますので、そういった中で当然生かしていくということになりますし、

先ほどの東京事務所については、実践としてこれからのプロモーションをどう進めていくのかというところに活用していくところで、当然、次の取り組みにつなげていくという意味での調査研究になっております。

**○緒嶋委員** そういう次に結びつける調査研究でないといふ意味がない、ゼロ予算的なものも次年度であるかもわからんけれど、そういうことが言えるのかなというふうに思います。

32ページの宮崎県市町村間連携支援基金事業、これは減額になっておるわけですが、基金事業というのは減額になったものは次年度に繰り越されるわけですかね。

**○奥中山間・地域政策課長** 使い切れなかった分は次年度の予算ということで、基金のほうに1回積み戻しをいたしまして、また再度使うということになります。

**○緒嶋委員** 37ページ、産業政策課のみやざき成長産業雇用拡大・定着推進事業6,959万7,000円の減。こういうものが宮崎県の産業政策の上では雇用の拡大につながらなければ意味がないわけですよね。減額が大きいというのは、これは取り組み方に問題があったのか。

これだけの予算を——これは国が8割の補助があるということですか、そういうことであれば有効活用するということは大変宮崎県にとってもありがたいと思うんですけど、このあたりの取り組みがおくれておったからこうなったのかな、内容をもうちょっと詳しく。

**○重黒木産業政策課長** これにつきましては、昨年度も減額が大きかったところをごさいますて、今年度は昨年度の反省を踏まえまして、年度中途に何回か、企業に対して進捗状況とかをお伺いしながら事業の執行に努めたところです。

先ほど御説明しましたように、年度初めに交

付決定を打つわけなんですけれども、その際には各企業から手が挙がりまして、ほぼ予算額どおり執行できる見通しにあったんですけれども、やはり昨今の人材不足の状況を踏まえて、もともと補助金の要件が人を雇用して商品の拡大すとか販路の開拓をやっていくという事業なものですから、途中何回か進捗状況をお聞きする中で、やはり予定どおり人が確保できないというところが少々ありまして、そのことによって減額になったところをごさいます。

ただ、そういった状況を踏まえながら、今年度につきましては2回ほど追加の募集も行いましたけれども、結果、7,000万円弱の減額補正になったということをごさいます。

また、当初予算のときに御審議いただくんですけども、来年度に向けてもこの事業をやっていきますので、またしっかりとPRを図っていきながら、県内企業に使っていただけるように努力してまいりたいというふうに考えております。

**○緒嶋委員** 雇用減と言うけれど、まだ宮崎県では県外に流出する人材というのは高校生でも55%以上おるわけですから、人がいないということであるが、そこに雇用する企業に逆に言えば魅力がないから県外に出るということも言えるわけですので、人材が不足するということがじゃなくて、宮崎県の雇用に魅力がないから県外に出るという。それは給与とかいろいろな面を含めてであるので人材が不足するという前提で物を考えたら私はいかんのじゃないかと。

福井なんかは、90%も地元定着するわけですね。だから、人材不足という前提じゃなくて、人材はおるけれど、何で地元で定着せんかという前提で物事を考えていかなければ、私は雇用の拡大にはならんのではないかと思うので、こ

れはもうちょっと知恵を出していかなければ、宮崎県の雇用の定着化、また人材不足は解消しないというふうにも言えると思うわけであるので、これは今後大きな課題だと思ふ。ぜひ定着率を高めるためにどうあるべきかという視点で、事業の取り組みが必要ではないかなと思ふので、そのあたりを次年度以降、積極的に取り組んでいく必要があると思ふますが、そのあたりはどうですか。

**○重黒木産業政策課長** 緒嶋委員がおっしゃるとおりだと思っております。来年度の当初予算でも御説明することになると思ふますが、今年度につきましては、産業人財育成・確保のための取り組み指針を当課のほうで策定させていただきました。

この中で、しっかりと若者に対して県内企業の魅力等を発信しながら、できるだけ多くの若者が県内企業に就職するというふうな取り組みもしていきますので、そういった産業の活性化の取り組み、産業人財確保の取り組みとあわせて、この補助金につきましてもしっかりと使っていただけるように、企業を支援していきたいと考えております。

**○緒嶋委員** それと、38ページのみやざき地域産業育成プラットフォーム構築事業、これも大体同じことが言えるんじゃないかと思ふですよ。こういうことで、産業政策課というのが明確にできて、これが宮崎県の一番大きなテーマにもなっているわけであるので、このあたりで不用額が出るようなことでは、本当に宮崎県の発展を期されておるのかという懸念もありますので、この辺も十分関係づけて頑張ってもらいたいというふうに思ふます。

**○河野委員** 小さなことですが、確認というか。28ページの運輸事業振興費、項目はどちら

も助成交付金となって、バス協会、トラック協会、それぞれあると思うんですが、マイナスの額にこれだけ差があるのは何ですか。

**○小倉総合交通課長** そもそも交付決定額自体の桁が1つ違うというところがあるんですけども、バス協会とトラック協会で車両の台数とか、これもまた1桁ぐらい大きな差があるということにして。済みません、今、具体的な数字がありませんけれども、要するに交付先で使うバスの台数等に応じて事業の内容が決定して行くわけですが、規模感がトラック協会とバス協会で大きく違って行くことで、交付決定額自体も大きく変わると。もちろん補正額についても金額が変わってくるというようなところがございます。

**○河野委員** 1桁の違いで、これだけの差が出るんですか。

**○小倉総合交通課長** 正確な数字は後でまた台数等を御報告させていただきますけれども、たしかトラックが40事業者程度で、台数ももちろんそれに比べて大きいと。バス事業者自体も大体県内で30から40程度だったというふうに思ふますので、それによって保有するバスですとかトラックの台数にかなりの隔りがあるというところで、要するに事業者に対する補助の内容、規模感が大きく変わるところでございます。

**○松村委員** 12ページ、エネルギー対策推進費というところなんですけれども、これは説明では市町村の計画と折り合わなかったために、今回は執行することができなかったということで、金額的には、予算額も700万ぐらいで大きいわけじゃないんですけども、水素エネルギーの利用という、かなり壮大なお話ですよ。

その中で、事業という、私も当初予算のと

きにここは余り詳しく見ていなかったの、もう一回お聞きしたいんですけど、推進するための事業という、エネファームをつくり上げていくというものでしょうけれど、どの段階ぐらいまでのお話だったんですかね。

そして、これがなくなったということ自体は、水素エネルギーとかいうことには、今後、余り行政が入っていくところじゃないのかなという感じなんですか。

**○松浦総合政策課長** 水素エネルギーにつきましては、平成28年度から、民間の方々、大学も含めて研究会という形で、今後どういうふうに普及していくべきなのかというところの議論をしてきておまして、それは国のほうとしても、昨年末ですか、水素エネルギーについての方針というのを閣議決定をされております。10年、20年という少し長いスパンではありますが、全てを石油から置き換えるということではないんですけども、エネルギーの柱の1つとして使っていく社会をつくっていくという考えのもとに、今、国のほうも進めているというふうな状況でございまして、県としまして今年度は普及等についての構想というものをつくっております。これから民間も含めて普及啓発を図っていかなくちゃいけないというふうな段階にあると考えておまして、その中の普及啓発の活動だけではなくて、実際に使ってもらえるものとしては家庭用のエネファームというものがありますので、そういったものの普及を図っていくことによって、少しずつでも知ってもらえるような形をつくっていききたいというふうな考え方で、今年度の当初予算のほうに予算として盛り込ませていただいたところなんですけれども。いかんせんまだなかなか市町村と一緒にやりましょうということで、最初の段階で

はそういうふうに言っているところも幾つかあったんですけども、最終段階としてなかなか予算化が市町村の中では難しいという状況でございます。

ちなみに、先ほど言いましたエネファームといいますのは、例えば都市ガスとかプロパンガスとか、今はそれをそのまま燃やしてエネルギーとして使っているわけですけども、それをエネファームという装置を通すことによってガスから水素を取り出して、水素の化学反応によって電気と熱、両方を取り出せるという効率的には非常に高い装置がございまして、それは既に市販をされております。

ただ、全国で言いますと、本県の普及はかなりおこなっておりますので、そういったものの普及というものもひとつ理解を進めていく上でのツールになっていくのではないかとということで、最初の段階で補助を考えたわけですけども、そこまでまだなかなか状況的に市町村の理解も難しい部分が若干あったのかなということがあります。今後どういうふうに進めていけばいいのかというようなことについては、もう一回、市町村とも話をしながら、トライをしていきたいと思っております。

**○松村委員** わかりました。特に、ガスメーカーとかガス屋さん、プロパンガス関係の方々が積極的にやろうとしているけれども、民間ベースでいくと単価が物すごく高いので、設備投資等が高く、そこまでの普及はかなり厳しいだろうなというところに今あるのはよくわかりましたけれども。電気関係はオール電化ということで、熱と、それをまたエネルギーに変える、電気とお湯というんですか、それに変わるということで、こっちのほうは結構進んでいるんですね。

だから、基本的にはメーカーさんというか、民間がリードして、消費者の利便性について、コスト関係も含めて、納得してもらって売っていただくんだけど、県とか公共がやる時にはどのアプローチで今後進めていくかというところはしっかり考えていただかないと、なかなかこれは市町村と組んでも難しいのかなという気がします。

もう一個は、電気自動車系の啓発のときには、県のほうは結構出だしは遅かったけれど、いつの間にか電気スタンドというんですか、至るところにできるような時代になったけれど、そういう視点をどこに置くかによって、なかなか行政がやるべきことというところの視点がぼやけてくるんじゃないかという気がしますので、またよろしく検討をお願いしたいと思います。

それと、ちょっと確認なんですけど、高千穂鉄道の件ですけれど、28ページの総合交通課、今、JR九州の減便とか、JR九州民営化による公共に対する認識がかなり下がってきているんじゃないかという課題が議会でもありましたけれども、これも民営化じゃないですけれども、その後始末ですよ。

大きな事故というか災害の後始末ですけれども、これが国有であれば別に再建できたかもしれないし。ただ後始末ですけれど、後々までこういうところまで民営化によって、行政、あるいは税金で後始末をしていかないといけないということになるということを改めて再認識したんだけど。工法の変更による減額という話ですけれど、もともとは鉄橋を撤去するにはどれぐらいかかるという話でしたかね。

**○小倉総合交通課長** 撤去のもともとの金額ですけれども、今回の場合は2カ所ございまして、いずれも延岡市になるんですけれども、それぞ

れ橋梁で、1カ所が約1億3,000万、もう一カ所が4,700万。それぞれおおむね大体半額ぐらいにおさまったというような感じ——もっと下がっている部分もあるんですけども、もともとこれは平成17年ころに概算で撤去工事費については見積もっていたと。

概算ということで、その後、計画をつくる前でも多少見直しはしたんですけども、そこで地元と余り協議をせずに、全国的なコンサルが大ざっぱと言ったら失礼ですけども、見積もった上でやっただと。それが直前に、地元ですとか国、河川管理者などとも協議をした上で、具体的な工法を詰めた結果、ここまで大幅な縮減になったというところになってございます。

**○松村委員** 1億1,000万余の減ということですよ。下がるのは大いに結構ですけども、それでも廃線になって、その撤去費用にまた税金をかけてやってというところ。鉄道というものの公共性の中では、こんな終わり方がちょっとむなしいなとここの中を見たんですけども、これは決まったことですから。それぞれ自治体とかで、廃線にしてということが決まった中の工事の一部ですから、それがどうのとは言いませんけれども、お金がかかるんだなと思いつつ感じたところでした。何かありますか。

**○小倉総合交通課長** もともと平成23年から平成32年まで10年間で撤去計画をつくって、それを10年で案分した形で、毎年、撤去事業費を補助しているという形になりますけれども、撤去費の総額で言いますと約12億円かかっておりまして、それを10年間で満遍なく、撤去費の補助事業として分けて入れたと。補助事業という形ですけれども、毎年、工法の見直しなどは直前に実施するというところもありますので、その中で今回のように大幅な見直しをするところが



出てくる場合がございます。

○松村委員 わかりました。とにかく廃線にするのにもまた税金がかかるという思いもあったんでしょうけれど、災害、あるいは鉄道の公共性ということを考えてまた振り返ってみると、今、緒嶋委員からあったけれど、南阿蘇鉄道というのは災害に遭って本当にずたずたになったけれども、98%国費をもって再建するというようなところで、今、着々と復興に向かっていくというお話もありますよね。

だから、いつ、どこで災害があったのかということで、そこに住んでいる人たちの不公平感というか、あるいはその自治体のこれからの大変さというのが、鉄道という公共交通の中にまざまざとあらわれているなど、JR九州しっかりしてくれよと。高千穂鉄道はJR九州じゃないけれども、民営化の姿という一部の陰がそこにあるなというのを感じたところでした。

○前屋敷委員 私も、27ページを引き続きお願いします。1点ですが、ここの地域交通ネットワーク推進費の3番、地域公共交通ネットワーク活性化事業で、実証運行が年度内にできなかったということですが、どういう要因ですか。

○小倉総合交通課長 こちらは、日南市においてですけれども、市内循環バスをもともと運行しようとしていた。日南市は、今、地域公共交通網の実施計画というもので、路線バスからコミュニティバスと市内の巡回バス等に切りかえるというような動きをされていたところなんですけれども、その中で事業者さんと具体的な運賃等の面で、なかなか実証運行に当たる経費とかで折り合いがつかなかったというようところがございまして、実証運行にまで至ることができなかったところがございます。その部分が余ってしまったというところがございます。

○前屋敷委員 今後は、調整も図りながら、来年度に引き続くということでもいいんですか。

○小倉総合交通課長 来年度につきましては、交通事業者と整次第というところにはなりませんけれども、実証運行するかどうか。基本的には実証運行をせずに本格運行と、そのままいくのではないかとこのふうに見込んでいるところがございます。

○前屋敷委員 わかりました。

○二見委員長 ほかはございませんか。

○緒嶋委員 47ページ、芸術劇場の大規模改修で4,337万3,000円の不用額が出た。この大規模改修はどういう内容ですかね。

○川口みやざき文化振興課長 大きくは5つあって、1つは屋根等の防水改修工事が入札後で言いますと1,126万2,000円、あと消防設備、空調設備改修工事が2,412万円、舞台周りの舞台機構とか音響設備の修繕に1億3,098万2,000円、あと次年度の予定工事の設計が2件ありまして、これがそれぞれ307万1,000円と456万2,000円ということになっていて、それが入札後の価格になっています。

トータル、もともと当初では2億1,737万の予算でしたが、補正後は1億7,399万7,000円ということで、4,337万3,000円の入札残での減ということになっています。

○緒嶋委員 まだ、あと2つぐらい改修があるのは、次年度予算でやるということですか。

○川口みやざき文化振興課長 改修については、年度計画を立てていまして、費用の平準化を図りながら、緊急性、優先度を見きわめて取り組んでいるんですけれども、毎年大体1億とか2億とか3億とか、そういったものがかかっている状況です。空調設備とか電気設備、あと舞台照明の改修の工事を来年度以降考えていまして、

その設計をこしやったというところがございます。

○緒嶋委員 49ページ、私学振興ですが、生徒数の減によって、それぞれ全て減額になっておるわけですが、これは生徒数を基準に考えれば当然こうなると思うんですけども、私学の学校運営というのは、こういうことを見ると、かなり厳しいんじゃないかなというふうに思うところがございますが、実態は大体どういうふうに我々は理解すればいいわけですかね。

○川口みやざき文化振興課長 学校によりましては、入学者がふえていたりするところもありまして、特に宮崎市内の高校とかは、私学とかは集中したりしているところもあって、生徒数が多いところもありますし、全体的に減少傾向なので、どうしても全体として見れば減っているというところで。県外からも生徒を呼び込んだり、そういった努力を各学校はされていて、基本的には特色ある教育のカリキュラムを組んだりとか、努力、工夫されて生徒を集められている状況にあります。

○緒嶋委員 これは、県立と7・3という1つのルールが大体あるわけで、その中でいくと、毎年、これは生徒数が減るのは必然の状況ですわね。そうなった場合に、今言われたような努力だけでは。私学の学校数は何校あるわけですかね。

○川口みやざき文化振興課長 私立高校は今14校あります。

○緒嶋委員 14校が将来的に、これは公立学校もなかなか我々のところも厳しいわけですけども、守っていけるのかどうか。こういう支援が生徒数を基準にすれば、県外から来るといっても、ある程度限界もあるだろうし、それは特殊な野球とかなんとか、そういういろいろなこ

とで呼び込むというのがあるだろうと思うんですけど、将来的な私学の統廃合というとなかなかそれぞれ個性があるところで、行政がそれに口を出すことは難しいと思う。将来的に14校がやっていけるのかなという気がせんでもないわけですけども、将来的にはそのあたりの状況はどういうふうに考えておられますか。

○川口みやざき文化振興課長 議員がおっしゃいましたように、公立学校みたいに統合したりするのはなかなか難しいということで、そういった地域によっては生徒数そのものが減少していったら、公立学校もなくなっていったら現象もありますので、ひょっとしたらそういう方向に行く場合も出てくる可能性があるとは思っております。

○日隈総合政策部長 今、文化振興課長が申し上げたとおり、生徒数が減ってきているんですけど、私学は私学で特色ある教育ということで、例えば看護学科とかの学科を新しくつくって生徒募集を始めたような学校もあります。延岡のウルスラ学園であるとか、都城の都城東高校。ウルスラ学園は初めて卒業生も出たところで、そういうふうに生徒募集の観点、あるいはニーズの把握をして、県立よりも臨機応変にそういう学科新設等もしながら、生徒確保に一生懸命やられているんじゃないかなというふうに思っております。

○緒嶋委員 国のほうで教育費の公費負担をやれということの中では、私学に対しても国の段階で。教育というのは国民に対しても大変重要な位置づけになるわけで、これは公立だけじゃなくて、私学に対する支援の仕方も、国に対しても要請していく必要があるだろうと思うんですね。学校規模は小さくても、個性ある学校は残していく、また時代のニーズに合ったものは

大きく守っていくと、そういうのが教育には絶対必要だと思っているんですね。

そういう意味では、公立と私学との共存共栄といますか、両方が守られるような形の中で、教育の振興が進められるべきだというふうに思いますので、私学に対する支援のあり方等も、生徒数が少なくても単価を上げるとか。これは国の段階でやらんとなかなかできんことだと思うので、県は県なりに国に対する要請というのはやっていく必要があるんじゃないかと思しますので、ぜひ努力していただきたいということを要望しておきます。

**○小倉総合交通課長** 先ほど河野委員に、少し曖昧にお答えしましたバス協会とトラック協会のそれぞれの台数でございます。これによって差が生じるというものでございますけれども、バス協会の登録台数が、平成28年、一昨年時点ですけれども、9月末時点で777台、トラック協会が9,187台ということで、10倍以上差が開いている。ここが大きな変数ということで、交付決定額にも差が出てきているところにもなっております。

**○二見委員長** ほかにないですか。

それでは、次にその他報告事項に関する説明を求めます。

**○和田統計調査課長** 統計調査課でございます。

常任委員会資料の3ページをごらんください。

本日、公表を予定しております平成27年度宮崎県県民経済計算についてでございます。

なお、お手元のほうに別冊の資料1もお配りいたしておりますけれども、常任委員会資料のほうで御説明をさせていただきます。

県民経済計算につきましては、本県の1年間の経済活動を新たに生み出されます付加価値の面から把握するものでございます。

まず、3ページの四角囲みのところをごらんください。

平成27年度の本県の経済成長率、名目で2.6%の増、実質で0.9%の増となっております。

その次の黒丸でございますが、県内総生産額は、名目で3兆6,339億円、実質で、下のほうですけれども、3兆5,378億円となっております。

県民所得につきましては、その次の黒丸のところでございますけれども、2兆5,558億円となっております。1人当たり県民所得は231万5,000円となっております。

次に、その下のほうの図の1をごらんください。これは、実質経済成長率の推移を示したものでございます。点線が国、実線が本県の推移となっております。

国、本県、いずれもリーマンショックに伴いまして、平成20年度から21年度にかけて成長率が落ち込んでおります。また、本県は、平成22年度に口蹄疫の発生、高病原性鳥インフルエンザの発生、そして新燃岳の噴火などの影響を受けまして、回復がおくれたところがございますが、その後はおおむねプラス成長を続けてございます。消費税率の引き上げが実施されました平成26年度におきましてはマイナス成長となりましたが、平成27年度は2年ぶりのプラス成長となったところでございます。

次に、図の2をごらんください。

棒グラフは、1人当たり国民所得と、本県の県民所得の推移を示してございます。左側の濃いほうの棒グラフが、本県の1人当たりの県民所得でございます。平成18年度からおおむね210万円前後で推移してきたところでございますが、平成25年度、平成26年度は220万円台、平成27年度は230万円台となっております。

そしてまた、折れ線グラフがありますけれど

も、これは1人当たり国民所得を100とした場合の本県の県民所得の水準でございます。平成27年度は、国民所得を100とした場合、県民所得が75.7の水準となっております。

続きまして、4ページをごらんください。

県民経済計算というのは、生産、分配、支出、この3つの面から把握するものでございますけれども、平成27年度におきますそれぞれの特徴について簡単に御説明いたします。

まず、2の県内総生産（生産）でございますけれども、これは各産業の生産活動によって生み出されました付加価値を、名目値ベースで推計したものでございます。内訳といたしましては、建設業の総生産額が減少した一方、農林水産業、製造業、さらに第3次産業の各産業が増加したことによりまして、全体では2.6%の増加となっております。

この表の宮崎県のところの平成27年度のところの実数の隣、増加率のところをごらんください。一番上が全体での2.6%の増、その次のパーセントが3.3となっておりますけれども、これが第1次産業の伸び率、成長率でございます。そして、下に行きまして、三角が立っていますけれども、これが第2次産業全体の成長率、マイナスの1.0となっております。

ずっと下がりにまして、マイナスの7.6というのがございますが、その下のところの4.0という経済成長率、これが第3次産業の経済成長率となっております。ですから、第1次産業については3.3%の増加、第2次産業が1.0%の減少、第3次産業が4.0%の増加となっております。

続きまして、5ページをごらんください。

県民所得についてでございます。これは、生産活動により生み出されました付加価値、これがどのように分配されたかというのを推計した

ものでございます。表にございますように、県民所得は、県民雇用者報酬、財産所得、それと企業所得で構成されてございます。

県民所得全体としては、3.4%の増加となっております。この表でいきますと、宮崎県のところの一番右側、増加率と書いてございますが、ここに3.4とございます。これが県全体での増加率、その下が0.4ということで県民雇用者報酬の増加率、そして財産所得はマイナスの6.8となっております。マイナスの6.8の4つ下、下からいきますと4番目のところの11.5、これが企業所得の増加率となっております。

内訳として、雇用者報酬が増加し、財産所得が減少していますけれども、それらの影響というのは余り大きいものではないんですが、県民所得の伸びた要因のほとんどが企業所得の増加によるものということが言えるのかなと思います。

特徴的なところといたしまして、宮崎県の横に国を載せてございます。県民所得の増加率が3.4に対しまして27年度の国のほうは2.7%の増加と、そしてその下でございますが、県民雇用者報酬の本県の0.4%の増加に対して国は1.5になってございます。そして、下のほうから4行上がっていただきまして、国のほうの企業所得の伸びが5.4に対して本県が11.5と。特徴的には、伸び率が国が2.7に対して雇用者報酬1.5、本県3.4の伸び率に対して雇用者報酬0.4と、企業所得のほうに大きく行っているのかなというのがわかるところでございます。

最後に、4の県内総生産（支出）の面からでございます。これは、生産された付加価値につきまして、消費や投資などの支出の面から見たものでございます。

内訳といたしまして、民間最終消費支出の伸

びは0.1%の増。この表でいきますと、宮崎県の一番右側の増減率の2番目のところ、民間最終消費支出0.1というのがございます。微増にとどまっておりますけれども、その次、政府最終消費支出、それとその後、総資本形成などの伸びによりまして、全体では、一番上のところですが、2.6%の増加となったところでございます。

説明は以上でございます。

○小倉総合交通課長 総合交通課でございます。

委員会資料の7ページをお開きください。日豊本線高速化調査の結果についてでございます。

こちらにつきましては、既に6月議会のほうで実施方法等は説明させていただいております。新幹線調査との比較の中で、将来の高速鉄道網のあり方を検討する材料として、今年度、調査を実施いたしまして、整備手法や費用について調査を行って、まとめたというものでございます。実施区間としては、大分から鹿児島中央駅までというところでございます。

2番の調査結果をごらんください。こちらで、東九州新幹線の調査結果との比較を書いております。右側が27年、過年度に実施した調査結果でございますが、こちらは大分から鹿児島までの費用の合計1兆8,950億円で、4時間余り短縮というところでございますが、今回の在来線高速化の調査でおきますと、一部新線の建設ですとか、新型車両、これは振り子車両の導入ですとか、あとは駅の改良、曲線部を少しカントを改良したり緩やかにするなどの改良、こういったものを最大限フルパッケージでやりますと、どのぐらいかかるかというところでございますけれども、同区間で2,762億円かかると、短縮時間としては約1時間というようなところの調査結果が出ているところでございます。

整備効果としましては、下に1分削り出すた

めにどのぐらいの費用がかかるかというところは一応書かせていただいておりますが、新幹線と在来線高速化でおおむね倍ぐらいの結果が出ているというところでございます。

一番下の参考に県内整備費用と書いておりますが、これは整備費用を単純に距離で案分して、県内が大体どのぐらいかかるかということを目安に書いたものでございますので、これは必ずしもこの額を負担するというものではないというところを御理解ください。

実際に、こういう調査をどういうふうにやったかというところでございますけれども、在来線高速化の整備は、最高速度の向上、曲線通過速度の向上、駅構内通過速度の向上等を図ることが一般的な整備内容でございます。これらをコンサル会社に委託しまして現地調査を行って、個々に具体的にどのような改良が可能かということのある程度網羅的に、駅、それから改良箇所を調査させていただいております。

駅構内につきましては、調査対象73駅について現地調査を行っておりますし、曲線改良についても全区間、これは主に曲線となる部分の647カ所でございます。できる限り現地の確認を行いながら、こういった費用を出させていただいているというところでございます。

資料の参考、調査結果（パターン比較）というところで、各手法ごとのコストと効果を出させていただいているところでございます。

一番右の③をごらんいただきますと、こちらが先ほど申し上げたフルパッケージでやったものの効果を、大分一宮崎と宮崎一鹿児島で分けたものでございます。こちらが合わせて2,762億で、約1時間強短縮というものの内容、内訳でございます。

それから、②、左に行っていただきますと、

新線建設を行わない場合でどうなるかということですが、この場合がおおむね約30分程度の短縮で、費用としてはおおむね約350億程度かかると。

仮に、新型車両も導入しないとした場合に、①と、一番左にございますが、ただ130キロを目指すとした場合は、おおむね約15分の短縮で、150億程度の費用がかかると。

①'とございます。130キロ高速化を目指すには、下にも米の1番で書いておりますとおり、ロングレール化とかの軌道の強化で相当なお金がかかるといふところがございまして、その分110キロまででよければ、ある程度安くおさまるところなんですけれども、その場合ですと、約11分、費用ですと80億程度かかるといふような調査結果が出ているところでございます。

我々として、これについて何か綿密な評価をしているわけではございませんけれども、比較的这个点で申し上げますと、まだ高速化が実施されていない宮崎一鹿児島間、これは下の欄のほうでございすけれども、こちらのほうがある程度整備効果が高いというところがあるのかなと。改良可能な箇所が多いというところかと思っておりますけれども、そこがやはり効果が高いと考えております。

それから相当なインパクトを残すという意味では、現行車両で、なおかつ新線を建設しないというような手法ですと、合わせて15分程度の短縮にしかないというところがございますので、それ以上に大幅な短縮を望むのであれば、振り子車両ですとか一部短絡線の建設、こういったものが必要になってくるのではないかといいような調査結果になっているところでございます。

3番の今後の対応でございます。

この調査自体、あくまで高速鉄道網の将来の鉄道のあり方を検討する際の基礎データということで出させていただいたと。今後は、もちろん新幹線の調査結果と比較しながら、どうしていくかを検討していくというところでございます。

この基礎データを用いて、もちろんすぐを実現できるものではないとは思っているんですが、具体的にどういうやり方で、これを県民に周知していくとか、そういったことにつきましてはこれからいろいろ議会で御意見も伺いながら、我々としても検討していきたいと思っておりますし、もしくはJRとの協議、要望にも活用していきたいというふうには考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○奥中山間・地域政策課長 それでは、常任委員会資料の8ページをごらんいただきたいと思っております。国土利用計画第5次案の概要についてであります。

国土利用計画につきましては、これまで計画の骨子、あるいは計画素案につきまして御報告してまいりましたが、いただいた御意見等を踏まえまして、計画案を作成したところであります。

計画案につきましては、別冊資料としてお配りしておりますが、本日はその概要につきまして、常任委員会資料で御説明させていただきます。

まず1、県土の利用に関する基本構想についてであります。

(1) 県土利用の基本方針のア、県土利用をめぐる基本的条件の変化といたしまして、本格的な人口減少社会の到来による土地需要の減少と県土管理水準の低下、気候変動による自然環

境の悪化や生物多様性の喪失の懸念、大規模自然災害に対する備え、安全・安心に対する県民意識の高まりといった状況がございまして、このような中、イ、本計画が取り組むべき課題といたしまして、人口減少社会に対応した県土管理、自然環境と美しい景観の保全・再生・活用、災害に強い県土の構築の3つの課題を掲げております。

そして、これらの課題に対応するため、ウ、県土利用の基本方針といたしまして、次の3つの柱を定めております。

1つ目は、適切な県土管理を実現する県土利用であります。都市的土地利用につきましては、市街地の郊外部への拡大抑制や、低・未利用地、空き家の有効活用など、農林業的土地利用につきましては、優良農地の確保や良好な管理、荒廃農地の発生防止や効率的な利用など、さらに土地利用展開につきましては、慎重な配慮のもとで計画的に実施していくこととしております。

2つ目は、自然環境と美しい景観を保全・再生・活用する県土利用といたしまして、すぐれた自然条件を有している地域等を核とした自然環境の保全・再生、そして地域の個性ある美しい景観の保全・再生・活用を図ることなどとしております。

3つ目は、安全と安心を実現する県土利用といたしまして、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限など、安全を優先的に考慮する県土利用や、経済社会上重要な諸機能の適正な配置やバックアップの推進など、県土の安全性の総合的な向上を図ることとしております。

それでは、9ページをお開きください。

続きまして、(2)地域類型別の県土利用の基本方向についてであります。都市、農山漁村、

自然維持地域の3つの地域類型別に、県土利用の方向性を定めております。

都市におきましては、人口減少下における都市機能の確保や、低・未利用地の有効利用などによる効率的な土地利用など、農山漁村につきましては、県民共有の財産であるという認識のもとに、良好な生活環境の整備による地域社会の維持と良好な県土管理の継続など、自然維持地域におきましては、高い価値を有する原生的な自然地域などすぐれた自然環境の保全や、自然体験学習など生物多様性の取り組みの社会への浸透などとしております。

次に、(3)利用区分別の県土利用の基本方向であります。農地、森林、道路などの利用区分に応じた県土利用の方向性を定めております。

例えば、農地につきましては、食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保、優良な管理を通じた多面的機能の維持・発揮、森林につきましては、県土の保全、水源の涵養等の重要な役割を果たす森林の整備・保全や、県産材の利用・拡大等を通じた森林資源の循環利用の推進、道路については、地域間交流、災害時の輸送等、県土の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるために必要な用地を確保、住宅地につきましては、低・未利用地や空き地、既存住宅の有効活用及び自然的土地利用等からの転換抑制により、必要な用地の確保を図ることなどとしております。

それでは、10ページをごらんください。2の県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標についてであります。

県土利用の基本方向を踏まえ、平成39年の目標を定めておまして、例えば一番上の農地につきましては、住宅地や道路などへの転用により、これまで減少傾向で推移してきております

が、優良農地の確保や荒廃農地の発生抑制と再生を図ることなどによりまして、平成27年の6万7,900ヘクタールからの減少幅を2.1%に抑えまして、平成39年には6万6,500ヘクタールを確保することとしております。

また、表の中ほどに記載しております宅地につきましては、これまで一貫して増加してまいりましたが、今後、人口減少により、特に住宅地への需要は減少していくことが予想されます。また、近年、空き家も増加していることから、農地等からの転用をできるだけ抑制することにより、平成27年の2万7,219ヘクタールからの増加幅を1%とし、平成39年の目標を2万7,500ヘクタールとしております。

最後に、3、必要な措置の概要であります。

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用としましては、国土利用計画法を初めとした土地利用関係法の適切な運用、(2) 県土の保全と安全性の確保といたしまして、森林の持つ県土保全の機能向上のための適切な保育、間伐などの森林整備など、また(3) 持続可能な県土の管理といたしまして、優良農地の確保、農地の集積・集約化や農業担い手の育成・確保など、(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保といたしまして、高い価値を有する原生的な自然の行為規制等による適切な保全など、(5) 土地の有効利用の促進といたしまして、空き家の実態把握や空き家バンクの活用、居住環境の改善等の利活用の促進など、(6) 土地利用転換の適正化につきましては、低・未利用地や空き家等の有効利用を通じた自然的土地利用等の転換抑制など、(7) 県土に関する調査の推進につきましては、地籍調査の実施による土地境界の明確化など、そして(9) 県民の参加による県土管理といたしまして、住民、企業、NPOな

ど多様な主体による森林づくり活動、地元農産品の購入等のさまざまな方法により、県土管理に参画する取り組みの推進などを図るといたしております。

説明は以上でございます。

**○米良記紀編さん記念事業推進室長** それでは、引き続き委員会資料の11ページをお開きください。

記紀編さん記念事業の今年度の取り組み状況について御説明いたします。

まず、知る機会、触れる機会の創出でございますが、これは主に県民の皆様に神話や神楽など宮崎の貴重な宝を再認識していただき、郷土に対する愛着や誇りを深めていただくための取り組みであります。

1の神話のふるさと県民大学ですが、ここでは県内の大学と連携したりレー講座や講演会、小・中・高校への出前講座を行う記紀みらい塾などを開催いたしました。全国から著名な研究者などをお招きし、さまざまな切り口から宮崎の神話の魅力に触れていただきますとともに、記紀みらい塾ではそれぞれの地域に伝わる神話伝承を題材とするなど、子供たちが親しみやすい講座となるよう取り組んでいるところであります。

続きまして、13ページをお開きください。神楽シンポジウムであります。

神楽に対する県民の理解を深め、保存・継承につなげていくとともに、その魅力を県内外に発信するための取り組みであります。

現在、本県が中心となりまして、九州のネットワークづくりを進めておりますが、その動きと合わせまして、教育委員会と連携しながら取り組んでいる事業であります。

文化勲章を受章されております中西進先生の



講演や、高原町の祓川神楽など県内外の神楽をお招きし、2日間で1,000人を超える県民の皆様には神楽の魅力を体感していただいたところです。

続きまして、その下、3の古墳講座の開催では、古墳の世界文化遺産に向けた取り組みの一環といたしまして、教育委員会や関係市町と連携しまして、高鍋町など県内3カ所で県民向けの講座を開催いたしました。

次に、右側の14ページ、ブランドイメージを確立するためのプロモーションでございます。主に、県外において、神話の源流みやざきのブランドイメージの向上を図るための取り組みであります。

まず、1の首都圏等大学との連携による連続講座では、神話などに関心の高い層をターゲットとした一般向けの講座を、次の15ページの中ほどになりますけれども、東京、大阪に加えまして、今年度初めて福岡市の西南学院大学とも連携して開催いたしました。

その下、2の神楽の県外公演でございます。

本県に伝わる神楽の魅力を全国に発信するため、また神楽のユネスコ無形文化遺産登録や、東京オリパラ開会式での天岩戸開き神話の採用に向けまして、取り組んでいるものであります。

一番下の(2)になりますが、昨年度、自治体主催として初めて実施いたしました国立能楽堂での神楽公演を、今年度も椎葉神楽に御出演いただき、開催いたしました。その上の國學院大學での公演とあわせまして、定員を3倍、4倍と超える参加申し込みをいただき、首都圏の皆様への神楽に対する関心の高まりを感じたところでもあります。

また、次の16ページになりますが、関西地区では奈良県のかしはら万葉ホールにおいて、また福岡県の九州国立博物館では、福岡県、大分

県と連携して開催をしたところです。こちら、毎年、多くの皆様にご足を運んでいただいております。

次に、その下の3の神話の源流みやざきプロモーション映像作成でございます。

カンヌ映画祭などで数々の賞を受賞されております映画監督の河瀬直美氏に依頼いたしまして、プロモーション映像「美しき日本 宮崎」を制作しております。今年度の延岡市編で9作目となりますが、河瀬監督独特の感性で、それぞれ5分程度の映像に仕上げいただき、これをユーチューブにアップするなどいたしまして、神話の源流みやざきの魅力を全国に向けて発信しているところでございます。

次に、1枚おめくりいただきまして17ページ、4の雑誌・メディアを活用したプロモーションでございます。

ここでは、首都圏の女性を主なターゲットといたしまして、「オズマガジン」とのタイアップにより、雑誌やウェブサイトによる情報発信を行いますとともに、(2)のラジオ番組とのタイアップでは、MR Tラジオの番組の中で、ドラマ仕立ての「海幸・山幸」の物語に、一般の方にもわかりやすい解説を加える内容で、県内リスナーにお届けをしたところでございます。

最後に、5の市町村との連携によるプロモーションでございます。

現在、14の市町村と連携し、市町村ごとの神話素材と食や観光を結びつけて発信する、神話をテーマとする新たな観光づくりに取り組んでおります。

その取り組みの1つとして、シリーズ化した地域ごとのパンフレットを年次的に作成をしておりますが、今年度は、お手元にお配りしております小林・高原編と高千穂・日之影編の2

種類を作成をいたしました。

高千穂・日之影編の3ページをごらんいただきますと、歌人の俵万智さんにエッセイをいただいておりますように、著名な有識者の方々に実際に現地を回っていただき、その地域の魅力を紀行文として寄せていただくなど、神話や古代に興味がある人のみならず、広く一般の皆様にも読んでいただけるような工夫に努めながら作成をしたところであります。

今後とも、これまでの実施事業の課題などを踏まえ、改善を図りながら、より一層の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について、質疑はありませんか。

○中野委員 まず、統計調査課長にお尋ねします。事前の説明会でも一部は聞いたんですが、調査結果を今報告されたんですが、これは何か法律に基づいて、そしていつまでに報告しなければならないとか、それがあがるんですかね。そして、その報告先はどこになるんですかね。

○和田統計調査課長 県民経済計算というのは、いつまでにとというのはまずございません。今、本県分を、この常任委員会の場で説明して、公表予定なんですけれども、全国で公表に至っている県がうちのほかに4県ございます。本日まで公表されているところが、茨城県、愛知県、三重県、兵庫県、そして本県の5団体というふうになってございます。

そして、県民経済計算というのがどういうものかといいますと、内閣府の経済社会総合研究所の国民経済計算部というところから、県民経済計算標準方式というものを示されておりました、この方式に準じて推計をやってくださいと

いうふうになってございます。

法的な根拠についてはございません。

○中野委員 宮崎県を含めて5県以外は、調査をしていないということ。

○和田統計調査課長 今、申し上げたうちを含めての5県以外は、まだ公表に至っていないというような状況でございます。

○中野委員 全国どこも一応はつくるんですかね。

○和田統計調査課長 全ての都道府県で作成をされております。

○中野委員 一番遅いところはこの県ですかね。いつごろ発表になるものですか。

○和田統計調査課長 平成27年度につきましては、今のところ把握できておりません。不明でございます。

○中野委員 前年度まででもいいです。一番遅いところを。

○和田統計調査課長 この県民経済計算は27年度なんですけれども、平成26年度でいきますと、遅いところが3月30日とか、これは佐賀県さんですね、3月末までにはほぼ出そろっています。

ただ、26年度というのは、基準年というのがございまして、平成17年基準年で計算しております。平成27年度からは、23年度に基準年を改定しており、その作業に各県時間がかかっておりますので、昨年度より多分遅くなるのかなという推測をしております。

○中野委員 ぐだぐだ聞きましたが、要は国で既に実数として出ているわけよな。これを見ましたが、出ている。それで、ちょうど中2年たって発表ですから、国のほうは歴年ということだから、12月31日までのデータ、次のページを見れば歴年でもないような数字があるんですが。国が全国をまとめてこのように出るから、宮崎

県は早いほうとかいう数字はわかったんだけど、何かいろいろ計画を立てたり、いろんな指標になるために、位置づけを決めたり使うわけだから、もっと早くならんものかなと、そういう気がするんですよ。

この前も言いましたが、国というのは速報値なんですかね。これはきちんとしたデータが出て出た数字なんですか、既に国は発表しているんだけど。

**○和田統計調査課長** 国の場合ですけれども、国は平成28年度の国民経済計算というのを平成29年12月22日に公表してございます。

**○中野委員** データをとるのがうまいのか、日ごろのデータの把握がいいのかどうか知りませんが、早いんですね。県も本当に早くしてもらって、その数字をもとにして、次の政策をどうする。来年度は長期計画の見直しをするという話ですが、そのデータになるのは恐らく27年度のデータをもとにしていろいろとされると思うんですよ。

そうすると、31年度以降のものをどうするか、その先をどうするかというのに、3年前のデータをもとにして、そして四、五年後先をどうするというわけだから。この前も人口のとり方が基準年度をした場合に、さかのぼったら全然差があるわけでしょう。

だから、こういうものを含めて、近似値を求めて、その近似値でずっとしていくと。それに対して5年後は10年後は30年後はという、そういう求め方をしてもらおうと、政策の打ちようがあるような気がするんですよ。そういうことを感じたので、あえて。しかし法的根拠も云々、ないとかいろいろでしたから、ということは宮崎県が勝手にしてもいいという話ですから、国もそういうことではしていると思うんですよ。

まねをしてやってくださいよ。ぜひ、お願いしておきます。

それから、日豊本線の高速化調査の件ですが、県費を使って、こういうデータが出ました。JRに対しては、今から要望だということですよ。県の言うことを聞かんJRがどんどんワンマン化する、路線の便数を減らしていく、そこにこういうのでしたけれど、もっとスピードを上げてくれ、向上してくれと言った場合に、どのくらいの効き目があるものですか。

**○小倉総合交通課長** 確かに、私も減便等の問題があった関係で、JRが本当にこういった要望に実際話を聞いてくれるのかどうかということも大変気になったので、本社にまで確認をさせていただいたんですけど、彼らからすれば、基本的に減便の効率化の問題とこういう高速化、ある意味、利便性の向上の問題というのは別だというふうに一応説明は受けております。

あくまで投資に対して効果があるかどうかということが問題であって、それと効率化の問題の話とはまた別ということで、そこは地道に我々としてはこれまで以上にというか、これまでどおり要望を続けていくところかなと思っています。

**○中野委員** 要望はどんどんしてもらわないかんと思うんですけども、ワンマン化もちょっとばかり見直しというか、自分たちで乗っている人のチェックをするために要員をそのままというふうに、この前の事前説明では聞こえましたが、高速を図ってスピードをどんどん上げて、ワンマン化になれば危険性がふえるということになりやせんですかね。だから、果たしてそういうこと等を県が要望していくのが、何か矛盾を感じるような気がするんですよ。

**○小倉総合交通課長** 新幹線はもちろん速度が

上がることで、何か大きな事故が起きているわけではないんですけれど、速度が上がることで何か安全面に影響があるというようなことは、多分JR側も説明はしないし、そういうふうな話は聞いておりません。

コストという面でも、なぜそこまでかかるかという、レールの改良ですとか、枕木の交換ですとか、それを木材から石に変えるとか、そういったことである程度安全投資にそれなりのコストをかけるということでもって、ここまでの経費がかかっているということかと思えますので、速度が上がることでどうこうということではないかなと思っております。

○中野委員 それから、経費の推定もしてあるんですが、過去にこういうのを調査して、そして速度化というか、速度を速めるということで工事をした例がありますよね。その場合の工事の負担というのは、全部JRが持ったものですか。

○小倉総合交通課長 過去、延岡と宮崎間で、そのときは110キロ化ということで、高速化の工事を平成3年から5年度にやっております。このときの負担としては、事業費の半分を県が負担しているところでした、JRの負担率としては38%ですので約9億円です。事業費の全体が約25億でしたので、約9億円程度の事業費、半分は県が負担していたというところがございます。

○二見委員長 暫時休憩します。

午前11時59分休憩

---

午前11時59分再開

○二見委員長 委員会を再開します。

○中野委員 かえって、前も言ったんだけど、陸の孤島宮崎県ですから、こんなに多額の経費

が想定されて、ひょっとすると半分は宮崎県で持てと言われた場合、こういうお金は別に使って、かえってゆっくりしてきたほうが宮崎でいいよというような、何か逆手にとった政策をしたほうがいいような気がするんだよな。

どうしてもスピードを上げたいという人は、立派な空港があるから飛行機で来なさい、あとはのんびりして、ゆっくり汽車で来なさいと。個人でめいめいで行きたい人は高速道路があるわけですから、私は鉄道に対する政策、新幹線は別として、在来線の政策というのはそういうふうに別の視点から政策をとるか、したほうがいいような気がするんだけれどな。

○小倉総合交通課長 委員の御指摘は承りましたということで、ローカル線はローカル線で、また維持について今後も非常に努力して、利用促進事業もやっていかなければいけないというところがございます。一方で高速化、速達性の向上を図ることで、高速道路はいい例かと思えますけれども、経済効果、ストック効果というもの大きく出てきているというような状況もあります。

入り込み客数もふえてきているということもありますので、そういったところも踏まえてどこがいいのか、一方は一方でちゃんと利益、メリットがあるということも踏まえて、総合的に検討していく必要はあるかなとは思っております。

○中野委員 昔、交通標語に「狭い日本、そんなに急いでどこへ行く」、スピードが上がれば交通事故が発生して、死亡事故が発生しますよ、あの世へ行くんですかというような標語だったと思うんですよ。そのことを思い出しました。答弁は要りません。あとは午後。

○二見委員長 それでは、暫時休憩します。

午後0時1分休憩

午後1時7分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

○中野委員 次に、10ページについてお尋ねします。

県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標ということで、例えば農地が6万6,500ヘクタールということですが、現実的に耕作放棄地とか、そういうこと等でした場合に、これよりも現実の面積が下回っているということはないんですかね。

○奥中山間・地域政策課長 これは、農政水産部のほうの統計資料等からの統計上の数字でございます。ですから、実態と若干合わない部分はあるかもしれませんが、統計上の数字としてはこの数字ということになります。

○中野委員 耕作が放棄されておっても、農地は農地だということで、数字だけがただ上がってきているのかなという気がしたものだから、質問しました。いかにして耕作放棄地が発生しないようにするのか、放棄地になったところをまた再開するのか、その辺のこともいろいろと取り組んでほしいなど、こう思います。

それから、空き家の実態把握とありますが、現に実態把握をされていると思うんですが、それには国なり県なりの予算措置がされて、調査というのがされているわけですかね。それぞれの市町村が独自にしているわけですか。

○奥中山間・地域政策課長 統計資料といたしましては、5年ごとに住宅土地統計調査というのが行われておりまして、最新は平成25年でございますが、統計調査の中で空き家の実態も把握されているということでございます。

ちなみに、空き家の数等にあわせまして空き

家の特別措置法というのが先般できましたけれども、この調査によりまして、特定空き家の調査というのがまた別途ありまして、実態調査につきましては各市町村が個別に実施をしているということでございます。

○中野委員 ぜひ、こういう調査を徹底してもらって、そして最後のほうに改善と利用・活用の促進とあるわけですから、利活用の促進を図っていただくようなものになるように、よろしくお願いしておきます。

次に、記紀編さん記念事業の取り組み状況についてお尋ねしますが、14ページの首都圏での講座、例えば國學院大學と宮崎県連携講座、受講者27名とあるんですが、こういうのは受講者が27名おって、そういうメンバーが繰り返し5回、講座を開かれて、そこに参加したということですかね。

○米良記紀編さん記念事業推進室長 そのとおりでございます。27名の方が、毎回受講されるという形でございます。

○中野委員 では、(1)から(3)まで、実際の出席者がどうだったかというのを教えてください。

○米良記紀編さん記念事業推進室長 済みません、ちょっと調べますので、少しお時間をください。

○中野委員 調べる間に、この講座ごとの予算は幾らですかね。

○米良記紀編さん記念事業推進室長 講座ごとに予算組みがしてございまして、大学との連携講座全体でということで、今年度の当初予算が218万2,000円ということになっております。

○中野委員 (1)から(3)まで合計がという意味ですか。

○米良記紀編さん記念事業推進室長 次のペー

ジもございます。そこまで含めてということ  
でございます。

○中野委員 関西、福岡まで入れて、合わせて  
二百何十万じゃったですかね。

○米良記紀編さん記念事業推進室長 218  
万2,000円です。

○中野委員 回答がないと、質問が進められま  
せん。

○米良記紀編さん記念事業推進室長 218  
万2,000円になります。

○中野委員 人数のほうです。

○米良記紀編さん記念事業推進室長 少しお待  
ちください。

○中野委員 次に進みますが、15ページの下の  
ほうですが、首都圏での神楽の公演、(1)の國  
學院とのですが、申込者が1,873名もいて465名  
が参加、そして国立能楽堂のほうは2,271名おっ  
てわずか550名ですが、なぜこんなに申し込みは  
多いのに実際の参加者が少ないんですか。

○米良記紀編さん記念事業推進室長 それぞれ  
会場のキャパシティがございまして、定員が500  
名、600名というぐらいのものになっております  
ので、申し込みは多数ございましたけれども、  
お断りをしている分がたくさんあるということ  
でございます。

○中野委員 キャパシティがと言われたが、  
(1)と(2)は何名なんですかね、座席数と  
いうんですかね。

○米良記紀編さん記念事業推進室長 國學院大  
學が556、国立能楽堂が627です。

○中野委員 ということは、今言われた数字と  
参加者数の間は、実際は参加できたのに来なかつ  
たということになるわけですか。

○米良記紀編さん記念事業推進室長 そのとお  
りでございます。これは無料公演ということでは

行っておりまして、実際は少し定数を超えて整  
理券は出しておるんですけども、やはり当日  
のキャンセル等がございまして、実際、最終的  
には定数を下回る数ということになっておりま  
す。

○中野委員 今、整理券と言われたが、整理券  
はそれぞれ何名分発行されたんですか。

○米良記紀編さん記念事業推進室長 正確な細  
かい数字がございませぬけれども、おおむね1  
割から2割程度プラスした数字で出しております  
。

國學院大學のほうが715名の方に、先ほど整理  
券と申し上げましたけれども、聴講券というこ  
とになると思いますが、出しております。

○中野委員 国立能楽堂は。

○米良記紀編さん記念事業推進室長 能楽堂  
が641名の方に出しているということです。

○中野委員 大体4倍ぐらいの申込者がおっ  
て、そして整理券を発行したら、半分までいかない  
けれど、715名が465ぐらいしか来なかったとい  
うことで、かなりの人が来ないんですが、これ  
は普通なんですかね。せっかく1,873名分希望者  
がおられたのに、座席数が556名あるわけです  
から、満杯になるような策というものは、今まで  
の経験からしてなかなか難しいものですかね。  
せっかくいい事業になったと思うんだけど、  
そういうことを思いました。

○米良記紀編さん記念事業推進室長 委員が  
おっしゃるとおり、ここは私どもとしても苦慮  
しているところでございまして、内容によって、  
あるいは天候であったりとか、いろんな要件で  
左右されるところが大きいかと思っております  
けれども、大体6割から8割ぐらいの幅で、当  
日来られない方が2割から4割程度という幅  
で、そのときそのときでさまざまございま  
す。

一方で、会場のキャパシティがございまして、もし多過ぎて入り切れないというところも考えながら、どこまでとるかという判断をその都度しているところでございます。できるだけ定数に近くなるように、またいろんな検討をしていきたいとは思っています。

○中野委員 前の段階の質問の回答をしていない。わずか27名のメンバーなのに、9月30日は何名来たとか把握しているはずだがな。

○米良記紀編さん記念事業推進室長 國學院大学の連携講座でございまして、9月30日の第1回目から、26名、25名、21名、23名、22名というふうになっております。

それから、早稲田大学につきましては、今現在、1回ごとの数字が手元にございませぬけれども、大体75名、5名ぐらいの欠席で推移をしていたということでございます。

それから、3番、東海大学につきましては、これは各県での連携講座になっていまして、私も宮崎県が1月20日の分ということでございまして、この回が37名と報告をいただいております。

○中野委員 例えば、受講者27名のうち大体おおむね出席されておられますが、こういう対象者というのは何かこういう研究者というか、これに興味があつて、将来的には何か研究したり、いろいろそういうことで専門的に勉強していきたいという人たちが対象なんですか、一般の方なんですか。

○米良記紀編さん記念事業推進室長 基本的には、一般の方ということになります。

○中野委員 予算は218万2,000円と言われましたかね、そのぐらいだからいいとして、どういうことが狙いなんですかね。わずか27名を対象にしてですよ。

○米良記紀編さん記念事業推進室長 都市部における宮崎の認知度の向上、神話等の発信ということでございませぬけれども、県内で行うものと違ひまして、県外、特にこういった都市部ではたくさんの方がいらっしゃいますので、できるだけこういったことに興味のある方向けに講座をしたいというふうに考えておりまして、そういった意味で大学でのオープン講座などを活用しているというところでございます。

○中野委員 余り大衆性のないものですよ。最初から、こういう首都圏とかいうようなところでされていまして、余り効果があるのかなと。こういう専門的にしたい人は、宮崎に来てでも、個人のお金を出してでも来られると思うんだよな、いろんな講座で調べられると思うんですよ。

もっと最初に言った何百人も集まるような、こういうのがいいような気がするがな。来年度以降、あとわずかなんだけど、どういうふうにされるかわからんけれど、ちょっと工夫されたほうがいいんじゃないかなと、こんなふうに思いました。

○米良記紀編さん記念事業推進室長 委員のおっしゃることもよくわかります。宮崎県内では、今、委員もおっしゃいましたように、11ページ、12ページあたりの神話のふるさと県民大学であるとか、記紀みらい塾であるとか、県民向けの講座に取り組んでいるところです。

あわせまして、県外、全国に向けて宮崎を発信したい、宮崎のファンをふやしていく、認知度を上げていくというようなことで、都市部にいらっしゃる熱心なファンの方ですとか、好奇心の旺盛な方に向けて、こういった講座の展開をしているところでございます。

○中野委員 それをやれと言いたい気もするんですが、この27名というのはメンバーは人が変

わらないわけでしょう。その人が繰り返し来るという意味でしょう。そういう人向けに、こういうのでいいのかなという気がしたんですよね。その人は、一般であっても専門的に知りたい人だから、もっと別な意味でいろいろ研究やら、ほっておいてもいろいろされると思うんですよね。

わざわざ27名の方に、ずっとこの講座を延べ5回もする必要があるのかと。もっと一般に向けて多くの人に。後ろの2つの事業は、(1)はこれも國學院でしょう。ここでたくさんの方が、1,873名も申し込まれたわけだから、比較して何かそういう一般向けのほうがいいんじゃないかなという気がするんですよね。

どっちも國學院。國學院という大学は首都圏、東京にあるわけですよね。同じ大学の講座に来て、東京あたりの27名を対象に、今月、来月の講座をされる。研究者がするような話ですから、だから研究者ですか、専門家ですかとお聞きしましたよね。

果たして、宮崎県の記紀1300年事業とどういう関連性があるのか。

**○米良記紀編さん記念事業推進室長** いろんな形で幅広く宮崎を発信したいということで、首都圏でもこういった連携講座もごございますし、また一方で神楽公演とかをやっておりますが、その中でも専門家の講師の方に講話をいただいたりとか、いろんな形でいろんな方々に宮崎に触れていただきたいということで、その取り組みの一環というふうにお考えいただきたいと思えます。一つこういった大学との連携講座というものは、いわゆるコア層といいますか、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、熱心なファンですとか、こういったところに興味をお持ちの方々に専門的な面からも学んでいただい

て、またその方々からの派生といいますか、広がりを期待してと、そういったところもごございます。

いろんな視点からの取り組みの1つだということで、御理解をいただければと思います。

**○中野委員** 余り理解できませんね。こういうのを毎回一般に公開して、次はいつします、次はいつしますということで、来る人が入れかわり立ちかわりとはいきませんが、来たい人は毎回でも来ると思うんですよ。そして、27名は限定されているわけでしょう。AさんからBさん、Cさんというので27人、同じ人ばかり対象にして、繰り返し5回もする必要あるのかなと。

1講座1講座、次はどのようながあります、私はそういうものだとずっと思っていたから、あれっと思ったものだから。なぜ後の数字も聞いたかということ、こんなに1,873人もいて実際は限定されておったということで来ない人もおったけれど、神楽とかいろいろ形は違いますが、興味のある人はたくさんいらっしゃるわけですから、東京都だけでも1,300万人、人口がいるんでしょう。

日本の4割ぐらいがああ周辺におるわけですから、そしてそれを宮崎県の例えば観光か何かにつなげていく。一般にとさっき言われたから、一般をするんだったら大衆性のある何かこういう事業をしてもらいたいなど。わずか27名のために、大学がするからといって、大学講座のこんなのをやるよりもという気がしましたが、工夫してくださいよ。

**○米良記紀編さん記念事業推進室長** 委員のおっしゃるとおり、広く多くの皆様方を対象とした、そういった講座というのも非常に大切かなと思います。そういった意味でも、神楽の公演ですとか、そういうところでの講座とかもやっ



ているわけでございます。

1点、國學院、あるいは早稲田大学との連携講座は、大学のオープン講座のスキームにのってやっているものでございまして、毎回同じ方を5回という、そういったスキームの中で連携してやっているということでございますので、この分についてはそういった形にならざるを得ないというところはございます。

○中野委員 例えば、27名のメンバーは、ずっと今も把握されているわけですか。講座そのものは連携だけれど、宮崎県とその人たちの連携ですよ。その人を通じて、もっと宮崎を深く知ってもらうために、しょっちゅう宮崎に来てもらうとか、何か名簿で管理されて、いつも情報提供したり、何かそういうつながりはされているわけですかね。

○米良記紀編さん記念事業推進室長 今のところ、そこまでの取り組みはやっておりません。

○中野委員 その辺まで含めて、本当に27名が宮崎県はいいところだと、神話から歴史、ずっと深くつながって、いいところだというふうに思ってもらって、その人をまた中心にもっと宮崎を知る人がふえたりして、それが観光とかいろんな意味合いで非常に宮崎県の発展というか、我々県民のためによくなるというのであればいいけれど、何も後の管理もしていない。

この27名の名前を教えて。今は個人情報ですから教えるでも、せめて宮崎県が把握して。せっかくこんなふうに1年間通して、こういう人たちは過去も来ていらっしゃるのかもしれないよ。

同じことを何年も続けているから、そういう人ぐらいはちゃんと管理して、それこそ宮崎県とのつながりを深めてもらって、いろんな情報を流したり、資料提供したりして、もっと深い

つながりをつくってもらって、宮崎県のためにならないと意味がないですから。日本全体のことなら国にしてもらえばいいわけですので、宮崎県がする行事ですから、ただ研究者のためじゃなくて、受講者のために宮崎県が何をするかというふうな視点にしてもらいたいと思いますよね。

少数のためのというのは余りいただけませんね。門戸を開いた講座に、もし来年度計画があれば、まだ来年度事業の発表はないけれど、変更してほしいと思います。

○緒嶋委員 宮崎県県民経済計算だけれど、県民所得1人当たり、3ページ、231万5,000円となっている。これは市町村ごとの所得というのはわからんわけかな。当然、県の分がわかるなら、市町村もわかるんじゃないかと。

○和田統計調査課長 県民経済計算については、1人当たりの県民所得までは出ますけれども、今度はそれを各市町村ごとの例えば市町村民所得ということでは、県のほうでは出してございません。推計値というか、数値の信頼性がないので、表に出せないというような考え方でございます。

ただ、市町村においては、その市町村の県民所得を自分のところの人口で割って、例えばどこどこ市の1人当たりの市民所得が幾らだというのを公表されているところはございます。ただし、県として幾らですということで公表はしていません。

○緒嶋委員 だけど、県民の恐らく平均ということは、市町村ごとにとれば、半分は平均以上、半分は平均下とも見られるわけですよ、平均だから。そうすると、その中で中山間地と都市部というか、宮崎あたりでは相当格差があるんじゃないかと思うんですよ。

豊かな生活をとということであれば、格差がないほうがよいわけだ。そうなれば、そういう中で、政策的に所得の少ない地域に対する政策をどうとるかという県の1つの方針も出てこんといかんわけです。そうなれば、市町村ごとの数字を出さんことには、県の政策の本当の妥当性というのも疑わしくなるような気もするわけです。

だから、市町村の数字をどうしても私は出すべきだと思っているんですね。これは市町村ごとに出してもらってもいいと。そういう全体を見る中で、県の政策をどうとっていくかということが私は重要だと思っているけれどね。

**○和田統計調査課長** 統計調査課におきましては、県民経済計算以外に冊子をつくっておるんですけれども、市町村民経済計算の冊子というのもつくってございます。先ほど申しましたように、各市町村ごとの1人当たりの市町村民所得は県のほうから出していないんですが、今、委員がおっしゃったことを踏まえて、前提条件づきですけれども、こういう条件だからあくまでも参考値ですよとか、そういう言葉を入れてお示しすることはできるのかなと思いますので、研究してまいりたいと思います。

**○緒嶋委員** それは絶対必要だと思うんですね。1つの計算の方法はある程度統一せないかんだろうけれど、そういうものの中で、いろいろなものをそういう数字的に見て、本当にどうかというのじゃないと、観念的とか概念的にこうだ、ああだということだけでは政策というのは立てられんと思うんですね。そういうことになると、これは県民所得についてはもうちょっと、平均がこうですということはそれはそれでいいけれど、それだけでは私は本当に宮崎県の全体の型というのが見えてこんというふうに思いま

すので、研究してみてください。

それから、県民総生産の中で、今、いろいろ建設業の皆様方の深刻さが伝わってくるんですけども、26年度も3.5%のマイナス、そして27年度も7.6%のマイナスですわね。いわゆる建設業の厳しさ、これは増加率だから、これだけ減になっているわけですね。こういう状況というのは、相当いろいろな意味で政策的に考えていかなければ、建設業は衰退する一方と見てもいいんじゃないかなと。

そのことが宮崎県の安心・安全というか、将来的にいろいろな災害のおそれがある中では、これは大変なことになるんじゃないかなという気がするわけでありますので、このあたりも県の政策としてどうあるべきかということも十分、これは総合政策部の中でも研究してもらわないかなのじゃないかなという気がいたします。

それから、日豊線の高速化調査の結果、中野議員の発想もあったわけですけども、これは結果はこういうふうに出てきたわけですが、問題は県の政策として、結果が出て何もしませんということでは。県民は鉄道の高速化についての期待感は全体としては大きいわけですね。特に、日本の中の宮崎県という中で見た場合には、宮崎県の経済的な発展のためには、高速道路もですが、社会資本の整備のおくれが宮崎県の経済的な発展を阻害している要因になっていることは間違いのないわけですよ、マイナス的な意味で。

そういうことを含めた場合に、将来、いろいろな計算を踏まえた上で、整備効果とか書いてありますが、これを踏まえて今後どう進めていくのかと。これはこれで終わりですということになるのかどうか。西のほうは新幹線、鉄道も複線化、そのほか高速道路も九州高速道路の西

側に、ずっと鹿児島から熊本、佐賀までもできるです。50%できとるんですよ。

こっちはまだおくれている、そういうことを考えた場合に、鉄道網の整備をどうするかというのは、将来的な目標というか、それは立てていかんと、県は何をしておるのかということにもなる。また実際、建設するために、国、JR、地元の負担がこうなっているけれど、負担率、負担区分は正確にはどういうことになるんですか。

**○小倉総合交通課長** まず、負担区分のほうから御説明させていただきますと、これは本当にいろいろな協議の中で決まってくるということしか言いようがないところではあるんですが、先ほども説明しました延岡―宮崎間が平成3年度から5年度までやったときに関しましては、それによって利便性を得る、メリットが得られるということもあって、地元とJRと旭化成さんと三者で協議をした上で、それぞれ負担をしたということで、その中でもおおむね13分の短縮を達成したところでございます。

今回の結果を受けて、実際に負担をどうするかということになりますと、もちろんJRとも協議をしていく形になりますけれども、もちろんそれでもって地元はどう負担するのか、もしくは企業さんを含めてどう関係性を持たせるのかという点は、議員がおっしゃるように、今後の議論のあり方、進み方で、いかにメリットを示せるかどうかということにかかってくるのかなというふうに思います。

宮崎―延岡間は既に高速化されている中で、整備効果としては宮崎―鹿児島間が高いというふうに書いておりますけれども、今後、こういうところができるのかどうかも含めて、少しよく考えていかなきゃいけない。もちろん、今回

の調査結果が、新幹線との比較の中で出しているというところもございます。

県としては、知事を会長にして期成会を立ち上げて、新幹線の整備ということでも推進しているという立場でもありますので、それを今後どうしていくのか、どちらかということではなくて、どちらもしっかり可能性を見きわめていきながら、県民全体でどうすべきか議論をしていくということの発端としてのデータであると思います。

もちろん、今後、議会とも相談させていただきながら、そこはよくよく進め方については検討していきたいなと思っています。

**○緒嶋委員** 長崎新幹線は部分的に整備が進んでいるわけですよ。長崎駅も今は着工しておりますが、いろいろなことを考えても、宮崎県としては何もしないというわけにはいかんと思うんです。東九州新幹線の建設促進の協議会ができたというのは、一応つくるという前提がなければ、そういうものをつくる必要もないわけであるので、そういうことも含めた場合、これはすぐにできることではないけれども、手順を踏まえて前に進むということはある程度明確にしていかないかんのじゃないかなと。

このような結果が出ましたというだけでは、私は政策として、政治としてはおかしいんじゃないかと。どうですか、今後の取り組みについて。

**○小倉総合交通課長** 先ほどの答弁のとおり、今後、今回の基礎データをどう使っていくかということについては、よくよく検討していく必要があるかなと思います。地元とかに、どういうふうにしてPRをしていくかというテーマについても、また検討していきたいと思いますが、実は国のほうで同じような高速化手法に対する

課題とかコストの検討を今年度と来年度で全国的なネットワークの調査ということで実施しているというところがございます。

これは、実は在来線だけではなくて、整備新幹線のあり方という点でも、ミニ新幹線にするのか、整備新幹線にするか、フル規格にするか、それが単位当たりでどのぐらいのコストがあつて、課題がどうなるか、そういったことを実は国がかなり綿密に来年度にかけて調査をしているところがありまして、それが今後出てくると、ある程度、各地方部においても、特に基本計画路線である地域においても、どうすべきかということの議論が噴出して来る可能性があるかなと思いますので、そういったタイミングをつかまえて、準備をしていく必要があるかなと思っています。

○緒嶋委員 国との連携は当然必要だと思いますので、十分検討していただきたいと思います。

それと、県土の利用目的の区分でありますけれども、27年から39年になっている。途中でこれを見直すということは当然あるべきだと思うんですけど、そのあたりの手順はどうなるわけですか。

○奥中山間・地域政策課長 国土利用計画につきましては、10年間の計画になっております。何か大きな変更があった場合にはもちろん見直しも必要かと思いますが、これまでの例でいくと、今までは見直しをしてきたということはございません。

○緒嶋委員 農地にしても、このまま減少率がマイナス2.1ならいいけれど、耕作放棄地とか、いろいろ我々は考えるときに、農業従事者の減少等を考えた場合にはとてもじゃないと思うんです。

それと、私はこの前も言ったことがあるが、

工業用地なんかも、今度はキャノンが高鍋に来ることで、面積があそこだけでも大分あると思うんですが、これもわずか4ヘクタールしか39年までに増加せんというのがどうも私は理解できませんとです。これは統計のとり方でこうなるといふ話も聞いたわけですが、本当にこれでいいのかなという気がするんですが、4ヘクタールしかふえんとですよね。

○奥中山間・地域政策課長 ちなみにでございますが、第4次の計画で、工業用地の目標は10年間で3.0%増という目標をつくっておりました。ただ、実際に今見てみますと、平成27年度現在でマイナス4.6%という数字でございます。

これは、統計のとり方というお話がありましたが、この統計につきましては、従業員10人以上の事業所の敷地ということでございます。ですから、本県の場合、いわゆる大きな製造業の企業が少なく、食品品製造業ですとか飲料製造業、木材業とか、そういった中小企業事業所が多い関係で、実際に統計をとると、こういう数字になろうかというふうに考えております。

○緒嶋委員 これは、数字的にはこのとおりにいかないこともあるということで、理解したいと思います。

それと、記紀編さん事業ですけれども、本当に宮崎県は歴史ある地域であるので、記紀編さんの10年間をいかに有効に持っていかということ、将来的に宮崎県の観光的な意味を含めて、すばらしく充実したものになっていかんかと思うんですけども、今のところ、なかなか記紀編さん事業というのが盛り上がりは私はいま一つ見えてこんなような気もするわけですが、そのあたりをどのように考えておられるか。

こういうふういろいろやられることはいいんですけども、それによって県民に記紀編さ

ん事業に対する理解がどこまで進んでおるのかなという気がしてならんわけですが、そのあたりはどう考えておられますか。

**○米良記紀編さん記念事業推進室長** 記紀編さん事業、委員のおっしゃるとおり、2012年から9年間の事業ということで取り組んでおりました、いよいよ後半戦に入ってくるところでございます。これまで、まずは県民への意識を上げていく、あるいは県外に向けて発信していくところからの取り組みから始まりまして、それを充実・発展をさせながら、また事業の拡大等を行いながら、今、取り組んでいるところでございます。

こういったこれまで積み重ねてきました取り組みを、あと2020年までにさらに充実・拡充をしていって、またその後に定着をしていくような形でいかないといけないと十分思っております。残りの期間、これまでの取り組みに加えまして、さらに創意工夫をしながら取り組んでいきたいと思っておりますし、また2020年は記紀編さんの集大成の年であるとともに、国民文化祭等もでございますので、そういったところとの連携も図りながら、より県内では県民に浸透していくように、そしてまた県外に向けて発信できるように取り組んでまいりたいと考えております。

**○緒嶋委員** それと、こういう文化的、伝統的、芸術的なものは、今はなかなか後継者をいかに守っていくかというか、継続させてやるかというのをやらんと、イベントだけやっても、実際は高千穂でも夜神楽するところが毎年1カ所ぐらいずつ減っておるわけです、部分的には活発だけれど、全体的なものは。世界農業遺産でも伝統的なものは重要な位置づけにもなったんだけれど、実質的には後継者不足というのが物すごく深刻なわけですね。

だから、後継者をいかに育てていくかという視点も持ちながらやらんと、イベント的に華々しくやるだけでは後が続かない。だから、後継者を育てていくために、県は何をすべきかという視点を取り入れていかんと、なかなか継続して将来にわたって、歴史ある伝統的な芸能というか、こういうものを存続することは難しくなってくる。

だから、そこ辺はそれぞれ地域の市町村、あるいはこういう伝統的な組織のある中で十分検討していかんと、私は将来的にはこういうのが10年過ぎたら、逆にその後は衰退してしまうんじゃないかというおそれがあるので。それを県は、これは教育委員会も含めて、どういう形でそういうものを継続的に、伝統ある組織を守っていくかという視点をもうちよっと私は組み入れてもらう必要があるんじゃないかなと思うんですが、そのあたりはどうですか。

**○日隈総合政策部長** 緒嶋委員のおっしゃるとおりでして、まず記紀編さんの取り組みの中で、神楽のお話で申し上げますと、最終的には時間がかかりまだかかるんですが、ユネスコ無形文化遺産登録を目指して、その道筋をつけていきたいということで取り組んでいるわけですが、一方、課題として、今、担い手のお話がありました。

それぞれの中山間地域においては、我々も取り組んでいるんですけど、人口問題という非常に大きい課題があります。地元に着いていく、いわゆる学卒者の地元就職率の問題、U I Jターンの問題、そういうものを克服しながら、それでもまだ足りないかなというふうに認識しています。

そのところは、これから恐らく流動人口の中でも関係人口というんですけども、一遍出

た人、あるいは全く縁のない人でも、そういう担い手になっていただくような人に年に何回か来ていただいて、無形文化遺産を担っていただく。そういう人まで視野に置いて、こういう文化遺産については継承していく必要があるのかなというふうに思っております。

いろんな手段はあるんですけども、地元がまず第一でございますが、そこらあたりまで視野を広げて、文化遺産については継承ということで頑張っていきたいと思っています。

**○緒嶋委員** 今、部長が言われたとおりでありまして、関係人口の中で、県の職員の方なんか西臼杵支庁に勤務されて、神楽を覚えるというか、されておる方がこの中にもおられるかもしれませんが、そういう人が頑張っておられるし、先生も五ヶ瀬とかの地域で教職をしながら神楽を覚えて、年に1回、夜神楽のときはまた五ヶ瀬においていただいて、神楽を33番あると何番か舞っていただくというような人もおられるから、関係人口、リピーターを含めて、そういう人とのつながりを守ることで、地元の人も元気づくわけですね。

関係人口が来て、そういう関係を深めることも、仲間意識というか、地域意識が強くなって、大変重要なことだと思いますので、そこ辺も含めて今後の課題として十分取り組んでいただきたいということを強く要望しておきます。

**○二見委員長** ほかにありませんか。

**○松村委員** 15ページの記紀編さんの中で、東京オリパラ開会式へのアピールということで、これも大きな課題であったわけでございますけれども、このあたりはどうなのでしょうかね。日本の誕生、神話を開会式のイメージとして取り入れてもらいたいというようなことで、またUMKの何か「ドラマティック古事記」とか、

その辺との関係とか、向こうのプロデューサーも含めて、誰がするのかわからないけれど、何かやっていくんだというお話を聞いていたので、記紀編さん事業の取り組みで、東京オリパラ開会式での採用に向けてというのは、何かどこかに入っているんですか。

**○米良記紀編さん記念事業推進室長** オリパラ開会式の天岩戸開き神話の採用についてということで、ここ数年来、知事を先頭に国や関係機関への要望活動でありますとか、さまざまな情報収集等を行っているところでございます。今年度につきましても、国への要望活動を行いましたほか、私どもも組織委員会でありますとか、開会式の受託事業者が電通ということで決まりましたけれども、電通のほうにも足を運びまして、さまざま情報収集等をしているところです。

ただ、総合コーディネーターがまだ決まっていないということで、全てはここが決まらないとというようなお話も再三いただいている状況なものですから、私どもの取り組みでありますとか、宮崎の神話の魅力ですとか、そういったものは引き続き訴え続けながら、情報収集に努めていきたいというふうに思っております。

**○松村委員** かなりハードルが高いでしょうけれど、チャレンジして、ぜひつかんでいただければ、記紀編さん集大成の2020年、オリンピックの年ですから、非常にうまくいきますし、関連イベントとしての芸文祭もまた輝くでしょうから。あくまでも芸文祭は記紀編さんの集大成の中の一コマだと思うので、10年間の結果として、その結果、神話のふるさととして、宮崎にたくさん人が来るという結果が出てくるための事業であると私も認識しておりますので、とりあえずはオリンピックをよろしく願いしたいなと思っております。

それから、鉄道、7ページの時間短縮というのは、あくまでも条件的には駅に待ち合わせがないということを前提で、複線化じゃなくて今の単線で、駅にはちょっとしかとまらないという計算ですよ。

○小倉総合交通課長 そうですね、複線ではなくて、基本的には駅に滞在して、駅間での移動時間の短縮という形になります。

○松村委員 在来線という、駅にとまらなかつたら今でも結構早いんですよ。例えば、日豊本線というか、大分方面は。延岡方面と、鹿児島方面は非常に遅いですよ。景色がゆっくり見えるから非常にいいですけど、駅でとまっている待ち合わせ時間が長いんですよ。だから、定時定出というか、そういう期待には余り応えられない日豊本線なんです。

例えば、延岡—宮崎間って、ゼロ秒しか変わらないんですよ。110キロ、これは今の現状というやつですよ。お金をかけた割には、余り変わらないということにもなりますし。

○小倉総合交通課長 ゼロ秒は既に110キロ化されているということで、単純計算ではあるんですけども、既に高速化が図られていると。宮崎—延岡間も既に110が最高ですので、110キロを前提にするとということでゼロ秒という形にはなりますけれども、御指摘の駅に滞在するという意味では、例えば駅間、駅の改良というものも、実は今回、全体で言いますと13駅ほど、1線は特急がすぐできるようにできるとか、少し駅の構造を変えとかというのも入っています。駅改良の中にはそういうのも入っています。

そこらも含めて短縮効果には一応入っているんですけども、いわゆる複線化という点では、今回、対象には入れていないというか、そこで

大きくスピードが変わるといふようなJRの見解では実はないというところがありまして。あくまで供給量をふやすための複線化であって、スピードがそれだけ大きくふえるわけではないという。待ち時間というものはあるかもしれませんが、一応そういう見解の中で調査がされているところがございます。

○松村委員 複線になると、おくないということはありませんよね。わかりました。

○中野委員 今のページのところですが、聞き忘れておりました。説明があったんだと思うんですが、申しわけありません。短縮の参考の調査結果の表ですが、一部新線建設、大分—宮崎間では佐伯—延岡間、宮崎—鹿児島間では宮崎—国分間、この区間は今の路線を新しくどこかにつくるといふわけでしょう、そこを教えてください。どこからどこに路線を変えるのか、用地代は含まれないというが、用地代が出たら、かなりまたプラスになることですよ。

○小倉総合交通課長 おっしゃるとおり、佐伯—延岡間と宮崎—国分間で計3カ所、短絡線を整備するという調査結果が出ております。1カ所目が、これは佐伯—延岡間のうちの直川駅から市棚間、県境を挟むんですか、ここを短絡でずばっとトンネルで抜く、直線化すると。計20キロ程度ですけども、そこを抜くという感じになっております。間に2駅ありますけれども、その2駅は通らないルートにするという形になります。

2カ所目が、これが日向沓掛から山之口間ですよ。これは南側になりますけれども、ここも間に田野駅や青井岳駅がありますけれども、そこを通らずに、間20キロ程度を短絡線で抜くというところになります。

3カ所目が財部—国分間ですよ。こちらは、

4 駅程度飛ばして、霧島神宮駅なども飛ばして、間22キロ程度を短絡で抜くというような中身で、ここで大きな効果が出ていると。

そのかわり、それぞれ大体1カ所あたりおおむね800億程度の試算が出ていますので、それに大きなコストがかかっているというところになっております。

○中野委員 今の区間やは、説明を見ながらやったけれど、どこに書いてあるんですかね。今言われたのが、我々の資料のどこに。

○小倉総合交通課長 その箇所に関しては、資料の中には入っておりませんので、もし必要であれば後で。

○中野委員 一番お金がかかるところで、他県の了解ももらわないかん、トンネルというから地主は関係がないかもしれんけれど、今までの日豊本線をどこかへ変えるというわけでしょう。トンネルを抜いたら真っすぐ行くということなんでしょうが、それを入れたらかなりお金がかかるというわけですから、そのときに地方自治体の県下関係市町村の負担が要となれば、宮崎県はお金を出すつもりだから調査もしたんだと思うけれど、大分、鹿児島県に今から頭を下げないかんわけでしょう。そのことが一番金額が跳ね上がっているわけですから、そういうふうにしたいという考え方でも、何となく大分県にも鹿児島県にも、あるいはJRにも一応は構想みたいなことの話はされているわけですか。

○小倉総合交通課長 調査結果まで含めて、隣県に話をしているというわけではないんですけれども、調査をこういう要領で我々の県でやって、県内の高速鉄道のあり方を検討するという趣旨では、隣県にもお知らせはしているところです。

○中野委員 せっかくだから、区間について、

地図やら何やら我々にも教えてほしいな。あなたなんかは見ながら言ったけれど、我々にも教えてくださいよ。夢でありますから。

○小倉総合交通課長 わかりました。資料については、また後ほど御提供させていただきます。

○二見委員長 ほかにありませんか。1点いいですか。

県民経済計算についてお伺いしたいんですけれども、これは今回出てきたということなんですが、大体27年度の宮崎県と国の動きというのを見たときに、今後、どういうふうに宮崎県政のかじ取りをしていけばいいのかという。今の段階では何か大きな判断をされるような見解というのはいないんですか。

○日隈総合政策部長 質問でもございましたけれども、人口問題の関連、あるいは人材確保の関係、人材不足の関係で、産業人財育成・確保のための取り組み指針というのを12月に取りまとめたところです。その中の1つとして、企業自身も労働環境の改善ということで、特に初任給を含めた若いところの給与水準等についても努力していただきたいということを申し上げているところです。

その点で、5ページにちょっとありましたけれども、県民所得の分配状況を見ますと、上の3のところ、企業所得は11.5%上がっているんですが、県民雇用者の報酬はわずかに0.4にとどまっているというような状況もありますので、企業のほうで分配として労働者のほうに、特に人材確保のほうにも力を入れていただきたいということ呼びかけて、当然働く会社の魅力とか成長性とか、そういったものは必要なんですけれども、プラス雇用環境もあわせてお願いしたいというのを、こういうデータから企業のほうにもお願いしていきたいというふうに考え



ているところです。

ここのところが次に消費に回って、地域内経済を回していくということにもなりますので、またそこもないと、なかなか人材不足というのも解決しませんので、そういった点ではこういう分析結果を踏まえて、今後、取り組んでいきたいというふうに考えています。

**○二見委員長** この見方で、おっしゃるとおり、僕もそこがちょっと気になっていたんですね。特に、企業所得のところは11.5上がっているけれど、民間法人企業が16上がっているわけですね。個人企業は3%しか上がっていないということは、中小企業が大きい宮崎地方の中では、個人は上がったとはいえ、まだ苦労はしているんだろうと。だけど、企業のほうでは、結果的には所得がふえているというようなことになっている。

であれば、ちょうど僕は27年度ごろ、東北震災があって、向こうでいろんな公共事業等の需要がふえるから、人が向こうに流れるんじゃないか、オリンピックが決まったから、東京に流れるんじゃないかというふうな話をしていたときに、大体宮崎でも人材不足というか、就職の相談から、逆に求人相談に変わってきたというのが大体このころかなというのを今改めて感じるんですけども。このときにも既に全国のほうでは1.5%の伸びで県民所得が上がっている。本県が0.4にとどまってしまったということは、これは3年前の話なので、スタートがおくれたということかなと思うんですね。

先日の一般質問での知事の答弁の中でも、県民所得、給与を上げていかないといけないということもお話しされていたと思うんですけども、もちろんそこをやらないといけないんだと思うんです。ただ、これは知事本人にも聞か

いとイケないなと思うんですが、やっぱりこれは行政の力というか、政治力なんじゃないかなと思うんですね。

こういうデータをもとに、各企業に話をして進めていくということも大事でしょうし、ただそこ辺はリーダーシップをとって引っ張っていくという取り組みというのにも必要なのかなというように思うんですが、総合政策部として、今のようなお話を知事に提言というか持って行って、本当に宮崎県のリーダーとして旗を振って、県民、企業、そういったところを引っ張っていくんだということを表にどどんアピールしていくということが今求められるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

**○日隈総合政策部長** 代表質問、一般質問で知事も答弁しておりましたけれども、今、委員長がおっしゃったとおり、これからのことを考えれば、政治力というお言葉でありましたけれども、やはり企業にそこはしっかり求めて、その結果として宮崎県にしっかり80万人の人口をキープしていくということが一番考えられるところじゃないかなと思います。

学卒の人たち、あるいはU I Jターンでもう一遍こっちに来てもらう、あるいは新たにに来てもらう、そういった人たち、そういったものを受け入れるためには、せめて全国平均ぐらいの給与水準、少なくとも若いところ、魅力のあるところ、そういったところは条件を整えていく必要があるのかなと思います。

もう一つは、先ほど申し上げたとおり、中核企業、伸びていく企業をしっかり育てて、魅力ある企業に育てていくという取り組みも必要かなというふうに考えています。一応、そういった点については、知事とも随分議論して、知事みずから産業界に対してもそのお話をしていた

だいているところです。

そういったことに今後しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、いろんな場面でまた議会のほうにも御相談しながら進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**○前屋敷委員** 今の県民所得に関連してなんですけれど、3ページのところに、1人当たり県民所得が231万5,000円というふうにあるんですが、県民所得の総体が2兆5,558億円。これは企業所得も含めた金額を人口で単純に割ったということなので、1人当たり県民所得という点では実態からして正確な数字ではないんじゃないかというふうに思うんですよ。だから、本当に今は非正規の方々も多いし、若い世代で低賃金のところもあるし、そういった意味では231万円というのはかなりレベルが高い所得になるんですよね。

ですから、これがひとり歩きすると、本当に県民所得を引き上げるといふ点では、もう少しデータのあらわし方といいますか、公表の仕方、難しいところがあるんでしょうけれど、そういった工夫ができないものなのか。より実態に即したもので数字が出るような、そういうものが必要じゃないかなというふうに思うんですけれど、それは難しいんですかね。

**○和田統計調査課長** 県民経済計算は、先ほど内閣府から示されました標準方式というものに基づいて、1人当たりの県民所得というのは出すようにしてございます。しかしながら、今、前屋敷委員がおっしゃったように、それじゃ労働者の賃金水準とか、そのあたりが見えないじゃないかと、企業所得なんかも入っておりますし、そこあたりがわかりやすくなるように。資料の1のほうの8ページをごらんください。

資料1の8ページでございます。下のほうに棒グラフがあるかと思っております。

これが県民所得の推移というのをグラフにしております。そして、県民所得総体が2兆5,560億ということで、折れ線グラフで231万5,000円というのが見えるようになっております。そして、白いところが県民雇用者報酬、いわゆる賃金のところ、このパーセンテージが65.2%というふうになっておりますので、昨年度より県民所得の総体から雇用者報酬のパーセンテージが減っているよねというようなことが見えます。そのあたりで、県民所得が、雇用者報酬が伸びているかどうかというのが少しはわかるようにお示しをさせていただいております。

8ページのところの右側の単位が、1,000円というのが漏れてございます。申しわけございません。修正をさせていただきます。

**○前屋敷委員** そういう形で、しっかり見れば見えるんだということかもしれませんが、押しなべて県民の皆様方がわからないとだめだし、私たちも県の目で見えるデータ、あれも参考にさせてもらっているんですけれども、そこまで詳しくこちらを調査をしながら見るということはなかなか難しいので、特に宮崎は最低賃金も最低という状況の中で、県民一人一人の所得というのが低いというのは実態ですので、そういったものが押しなべてしっかり目を見て、単純にわかるというようなものが必要じゃないかなと思っておりますので、いろいろ工夫していただきたいなと思っております。

**○二見委員長** ほかがございせんか。

では、最後にその他で何かありませんか。よろしいですか。

それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時15分休憩

---

午後2時21分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○桑山総務部長 総務部でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料により御説明申し上げます。

資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、平成29年度2月補正予算案の概要でございます。

今議会に提出しております一般会計の補正予算案は、国の平成29年度補正予算(第1号)の成立及び公共事業費等の国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものでございます。

補正額は一般会計で104億8,811万4,000円の減額であります。括弧書きしておりますように、このうち、国の補正予算に伴う経費といたしまして233億5,971万2,000円を計上しているところであります。

この結果、一般会計の予算規模は5,774億3,431万2,000円となります。

この補正による歳入財源を記載しておりますが、主なものを申し上げますと、一番上の県税が24億円余、それから2つ飛びまして、地方交付税が同じく24億円余、それから、下から2番目の県債が22億円余のそれぞれ増額、一方で、下から4つ目の繰入金が80億円余、それから、その下の諸収入が90億円余のそれぞれ減額と

なっているところでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

一般会計歳出の款別の内訳であります。この表の3列目の真ん中に、今回補正額の欄に補正額の全体の額を、それから、その右の4列目、うち国の補正予算に伴うものの欄に、国の補正予算に伴う補正額を内数で記載をしております。

まず補正額全体といたしましては、上から2番目の総務費が、県税や地方交付税等の増収に伴う県債管理基金等への積み立ての増、また一番下の諸支出金が、市町村への地方消費税交付金の増等によりまして、それぞれ増額となっております。

その他、農林水産業費、土木費で国の補正予算に伴い増額となっておりますが、その他につきましては、いずれも減額でございます。

次に、内数として記載しております国の補正予算関係でございますが、主なものを申し上げますと、上から3つ目の民生費につきましては、地域における少子化対策を推進するため、市町村が実施する子育てしやすい社会づくりへの取り組みでありますとか、結婚に対する取り組み等を支援する事業などを行うものであります。

それから2つ飛びまして、農林水産業費であります。T P P等関連事業といたしまして、畜産業の収益性向上を図るため、地域の中心となる経営体に施設整備等を支援する事業、あるいは畜産物の輸出拡大を図るため、H A C C P等の国際基準に対応した食鳥処理加工施設の整備を支援するための事業、さらに木材製品の国際競争力強化を図るため、高性能林業機械の導入などを支援する事業、それから、農地の生産性向上等を図る公共土地改良事業などを行うものであります。

それから1つ飛びまして、土木費であります

が、道路事業等の公共事業を行うものであります。

また、増額としては一番下になります災害復旧費であります。直轄災害復旧事業を行うための県の負担金でございます。

補正予算案につきましては以上であります。

次に、ページ飛びますが、8ページをごらんいただきたいと思っております。

総務部における2月補正予算の課別集計表を、8ページに記載をしております。

今回お願いしております総務部の一般会計と特別会計をあわせた補正額であります。一番下の表の太枠で囲んであります補正額の欄にありますように、44億5,157万9,000円の増額補正であります。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目になります。2,767億3,965万7,000円となります。

次に、9ページをごらんいただきたいと思っております。

繰越明許費補正であります。

防災拠点庁舎整備事業につきまして、工法の検討などに日時を要したことから、翌年度への繰り越しをお願いするものでございます。

予算議案については以上であります。

次に、特別議案についてであります。

資料の10ページをごらんいただきたいと思っております。

特別議案といたしましては、この10ページから15ページまでになります。ここに記載の議案第70号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」など、4件についてでございます。

最後に、その他報告事項でございます。16ページをごらんいただきたいと思っております。

本日御報告いたしますのは、ここに記載しております。宮崎県庁における働き方改革の取り組みについてなど2件ということで、新燃岳関連の資料も別途お配りしております。それぞれ詳細につきましては、危機管理局长及び担当課長・室長のほうから御説明申し上げますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

**○二見委員長** 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

**○川畑財政課長** 議案第55号の歳入予算について御説明いたします。

常任委員会資料の3ページをお開きください。

今回お願いしております補正予算の一般会計歳入一覧であります。

それでは、内容について御説明いたします。

太枠で囲ってあります今回補正額の欄をごらんください。

主なものを申し上げます。まず自主財源につきましては、一番上の県税が24億円余の増額、下から3番目の繰入金が80億円余、1つ飛びまして、諸収入が90億円余のそれぞれ減額となっております。

続きまして、依存財源につきましては、上から3番目の地方交付税が24億円余、2つ飛びまして、県債が22億円余のそれぞれ増額となっております。

今回の補正による歳入合計は、一番下の欄にありますとおり、104億8,811万4,000円の減額となっております。補正後の一般会計の予算規模は、その右の欄にありますとおり、5,774億3,431万2,000円となります。

次に、4ページをお開きください。

ただいま御説明いたしました歳入の科目別概要であります。

県税及び地方消費税清算金につきましては、後ほど税務課長が御説明いたしますので、これ以外の主なものについて御説明いたします。

まず、上から3番目の分担金及び負担金ですが、国の補正予算に伴う土地改良事業に係る市町村からの負担金の増等により、3億7,574万4,000円の増額となっております。

次に、一番下の繰入金ですが、財政調整積立金繰入金の減等により、80億6,476万3,000円の減額となっております。

次に、5ページをお開きください。

一番上の諸収入ですが、各種貸付金元利収入の減等によりまして、90億5,991万2,000円の減額となっております。

次の地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税につきましては、いずれも国の交付決定に伴い、それぞれ減額もしくは増額を行うものであります。

次に、国庫支出金ですが、補正額全体としましては、災害復旧事業費の減等に伴い、8億8,943万7,000円の減額となっておりますが、そのうち、国の補正予算に伴うものとして、公共事業費や畜産競争力強化整備事業に係る国庫補助金等、あわせて139億円余の増額となっております。

最後に、6ページをお開きください。

上から2番目の県債ですが、災害復旧事業費の減等に伴う減額はあったものの、国の補正予算に伴う公共事業等の財源として80億円余追加発行することから、補正額全体としましては22億3,551万円の増額となっております。

歳入につきましては以上でございます。

○**税務課長** それでは、税務課から県税及び地方消費税清算金の補正予算につきまして御説

明いたします。

委員会資料の3ページをお開きください。

まず、地方消費税清算金について御説明いたします。

表の上から3段目、太枠で囲みました今回補正額の欄に記載しておりますが、9億2,727万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

これは、清算対象期間であります平成29年2月から平成30年1月までの本県を含めた全国の地方消費税額が、当初見込み額よりも多くなったことによるものであります。

次に、県税収入について御説明いたします。

7ページをお開きください。

県税全体につきましては、表の一番上の段となりますが、県税計の予算額①の欄のとおり、当初958億3,000万円を計上しているところであります。今年度の収入見込み額につきましては、現計予算額に比べ、個人県民税、法人事業税等の税目で増収が見込まれますことから、表の中ほどの列の収入見込み額の欄のとおり、983億1,000万円、現計費102.6%と見込んだところであります。

その結果、その右の補正額の欄にありますように、24億8,000万円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、増減の大きかった主な税目について御説明いたします。

補正額及び備考の欄をごらんください。

まず、上から2段目の個人県民税ですが、個人所得が増加したこと等によりまして10億5,228万円の増、次に、その2つ下の利子割県民税は、郵便貯金の定額貯金について満期となったものが多かったことによりまして1億2,046万円余の増、次に、その2つ下の法人事業税につきまし

では、主に建設業、サービス業の業績が堅調に推移したこと等によりまして5億1,629万円余の増、その下の譲渡割地方消費税は、本県における納付額につきましては、昨年度より若干ふえているものの、還付額が大幅に増加したことによりまして、2億7,638万円余の減と見込んでおります。

次に、その2つ下の不動産取得税につきましては、賃貸などの事業用の中古マンションの取得が増加したこと等によりまして2億2,924万円余の増、次に、その3つ下の自動車税につきましては、年度中の登録件数が堅調に推移したこと等によりまして、課税件数が増加したことにより1億1,307万円余の増、次に、その2つ下の自動車取得税につきましては、税制改正によるエコカー減税の見直し等によりまして、課税対象がふえたことにより3億4,535万円余の増、最後に、その下の軽油引取税につきましては、輸送量の増等による軽油の消費量増加によりまして、4億403万円余の増と見込んでおります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○丸田総務課長 総務課でございます。総務課の補正予算について御説明をいたします。

資料が変わりまして、平成29年度2月補正歳出予算説明資料、こちらをごらんいただきたいと思ひます。61ページになります。

総務課の補正額は、3億3,777万6,000円の減額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は18億3,695万6,000円でございます。

それでは、主な補正内容について御説明をいたします。

63ページをお開きいただきたいと思ひます。

ページ中ほどより少し下になりますが、(事項)

文書管理費109万6,000円の減額でございますが、非常勤職員の人件費や文書管理システムの運用経費など、事務費の執行残でございます。

続きまして、64ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず、(事項)情報公開推進費144万5,000円の減額であります。

これは、審査会・審議会の開催や県民情報センターの運営に係る事務費の執行残でございます。

次に、(事項)文書センター運営費187万8,000円の減額であります。

これは、非常勤職員の人件費などの執行残でございます。

続きまして、(事項)庁舎公舎等管理費3,128万6,000円の減額でございます。

説明欄の1であります。本庁舎・総合庁舎などで使用いたします光熱水費及び、企業局庁舎内におきます知事部局所管部分の維持管理経費の執行残であります。

また、2につきましては、職員宿舎等の維持管理・保守点検業務委託の入札残でございます。

次に、一番下になりますが、(事項)防災拠点庁舎整備事業費2億1,217万8,000円の減額であります。

これは、主に、今年度11月議会で承認をいただき契約を締結いたしました防災拠点庁舎建設工事に係ります工事請負費及び、関連業務委託料の入札残等でございます。

続きまして、65ページをお願いいたします。

(事項)公有財産管理費2,122万3,000円の減額であります。

説明欄の1につきましては、公共下水道受益者負担金などの執行残、2は、未利用財産の運用・処分に要する事務経費の執行残であります。

また、3につきましては、県有施設評価システム整備に伴う入札残でございます。

次に、(事項) 県有施設災害復旧費7,270万円の減額であります。

これは、庁舎等の災害復旧に要する経費の執行残でございます。

最後に、繰越明許費について御説明をいたします。

お手元の総務政策常任委員会資料の9ページを、お聞きいただきたいと思います。

防災拠点庁舎整備事業でありますけれども、4億9,799万5,000円の繰り越しをお願いいたしております。

これは、県庁5号館移転工事におきまして、工法の検討に日時を要したこと、また、これに付随いたしまして防災拠点庁舎建設主体工事等もあわせて事業を繰り越すこととなったためでございます。

総務課の説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

**○吉村人事課長** 人事課からは、補正予算のほか、2議案につきまして御説明をいたします。

まず、2月の補正予算につきまして、歳出予算説明資料のほうをお願いいたします。67ページでございます。

人事課の平成29年度の2月補正予算は、8,253万8,000円の減額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目、補正後の額の欄にありますように、48億6,389万円となります。

それでは、主なものについて説明をいたします。

めくっていただきまして、69ページをお願いいたします。

上から4段目、(目) 一般管理費で6,017万8,000

円の減額補正であります。

内訳としましては、まず、(事項) 職員費で4,900万7,000円の減額であります。

これは、再任用職員が当初予定より15名減であったこと、また、市町村から派遣される職員が2名減になったことなどによるものであります。

次に、その下の欄、(事項) 人事調整費で1,117万1,000円の減額であります。

これは、説明の欄にありますように、1の赴任旅費から4の本省等への派遣研修職員宿舍借上料までの経費につきまして、いずれも執行残に伴う減額補正を行うものであります。

次に、(目) 人事管理費で2,236万円の減額補正であります。

内訳としましては、(事項) 県職員研修費で443万3,000円の減額、ページをめくっていただきまして、70ページの上のほう、(事項) 職員派遣研修費で510万2,000円の減額、次の(事項) 東日本大震災被災地職員派遣事業費で450万円の減額、次の(事項) 熊本地震被災地職員派遣事業費で822万5,000円の減額であります。いずれも執行残に伴う減額でございます。

以上が人事課の補正予算の説明であります。

続きまして、議案の内容につきまして、常任委員会資料のほうで御説明いたします。

常任委員会資料の12ページをお願いいたします。

議案第72号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」であります。

まず、1の改正理由であります。

国家公務員の退職手当制度におきまして、支給水準を民間と均衡させるために用います調整率が、平成30年1月1日から引き下げられたところあります。このため、本県職員の退職手

当制度におきましても、国に準じた改正を行うものであります。

また、雇用保険法の改正に伴いまして、国家公務員の退職手当制度が改正されましたことから、国に準じて本県制度の改正を行うものであります。

2の改正内容であります。

まず1つ目としまして、(1)の表の下、(参考)にありますように、退職手当につきましては、退職時給料月額に支給率を乗じまして、退職手当の調整額を加えた額となっております。

この支給率につきましては、条例の本則で定める率に調整率を乗じたものであります。この調整率につきまして、表にありますとおり、現行の100分の87から100分の83.7に引き下げるものであります。

また、改正の2つ目としまして、(2)にあります定年前早期退職者、これは25年以上勤続して、定年前10年以内で、定年前に退職する職員をいうものですが、その退職手当の算定に用います退職時給料月額について、定年と退職時の年齢の差1年につきまして100分の2を乗じた額を加算していますけれども、この割増率を国と同じ100分の3とするものであります。

3つ目といたしまして、(3)にありますように、雇用保険法が改正されまして、一定の条件を満たす者の給付日数が延長されるなど、失業等給付の基本手当の支給が拡大されたこと等に伴いまして、国において失業者の退職手当制度が改正されたことから、本県においても同様の扱いとするため、必要な規定の整備を行うものであります。

なお、ここで失業者の退職手当と申しますのは、職員が退職した場合において、勤務年数が短いことなどによって退職時に支給される退職

手当の額、これが雇用保険の失業等給付相当額よりも低く、かつ退職後に失業状態にある場合、その差額について、雇用保険の例によって支給するというものであります。

最後に、3の施行期日であります。公布の日から施行することとし、また、2の(2)定年前早期退職者に係る規定につきましては、30年4月1日からとするものであります。

続きまして、13ページをお願いいたします。

議案第83号「退職手当支給制限処分に係る審査請求に対する裁決について」であります。

まず、1の知事への審査請求と議会への諮問についてであります。

本件は、県教育委員会が行いました退職手当の不支給処分につきまして、これを不服として、地方自治法第206条第1項の規定によって、知事に対して審査請求がなされたものであります。その裁決を行うに当たって、同条第2項の規定により、知事から議会に諮問を行うものであります。地方自治法の規定は、四角囲いで表記しております。

ここで内容の説明に入ります前に、審査請求の流れについて御説明いたします。

めくっていただきまして、15ページをお願いいたします。

上のほうの図にありますように、一番左の列、審査請求人から審査請求を受けた後に、真ん中の列、審査庁であります知事は、行政不服審査法に基づきまして、審査請求人と処分庁双方から弁明書、反論書等で意見を聞いた上で審査を行うものであります。

その審査結果を裁決という形で決定することとなります。裁決に当たりましては、先ほど御説明しました地方自治法の規定によりまして、議会に諮問することが義務づけられております



ので、知事は議会の御意見を伺った上で裁決を行うこととなります。

以上が審査請求の流れでございます。

もう一度13ページにお戻りください。

2の審査請求の概要でございます。

(1) 審査請求人は元県立学校の教員で、(2) 処分庁は県教育委員会であります。

(4) 事案の概要ですが、審査請求人は、勤務先の学校から自宅まで帰宅する途中で立ち寄りしましたコンビニの店内で飲酒し、その後すぐに運転して、ガードレールに衝突する物損事故を起こしました。

事故の通報を受けまして現場に駆けつけた警察官がアルコール検査を行いました結果、酒気帯び運転とされる基準の4倍を超えます0.62ミリグラムのアルコール濃度が検出されて、道路交通法違反の容疑で現行犯逮捕されたところであります。

これを受けまして、県教育委員会は、審査請求人に対して懲戒免職処分を行いますとともに、退職手当条例等に基づいて、退職手当約1,690万円の全部を不支給とする処分を行いました。

審査請求人は、退職手当の支給制限処分を不服としまして審査請求を行ったものであります。

めくっていただきまして、14ページをお願いします。

3の審査請求人の主張であります。

審査請求人は、懲戒処分につきましては一切不服はないとしておりますが、退職手当の支給制限処分について不服としまして、その支給を求めております。

その理由としましては、教職の仕事を30年間全うしたこと、扶養すべき3人の子供がいること、健康面でも不安があること、そして、年齢的に再就職が困難な状況で、安定した収入を得

るのが難しい状況にあることなどから、特に参酌すべき情状があるという場合に該当する旨を主張しております。

一方、4の処分庁の主張であります。

処分庁は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めています。

その理由としまして、本件処分は、審査請求人が懲戒免職処分を受けたことに起因するものであり、処分庁は、退職手当条例及び退職手当条例の運用方針の定めるところによって判断したものであって、適法かつ正当なものであると主張をしております。

それでは、その退職手当条例と退職手当条例の運用方針について御説明いたします。

再度15ページのほうを見ていただきたいと思っております。

まず、退職手当条例第12条でございます。

この規定では、懲戒免職等処分を受けて退職した者について、2行目の後半からになりますけれども、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、勤務の状況、行った非違の内容及び程度、非違に至った経緯などを勘案しまして、退職手当の全部または一部を支給しないことができる規定とされております。

その下には、この退職手当の適用について詳細を定めた運用方針を記載しておりますが、その第12条関係第1号では、非違の発生を抑止するというこの制度目的に留意して、下線を引いておりますが、退職手当の全部を支給しないことが原則となっております。

ただし、懲戒免職等処分の理由となった非違の内容及び程度が、第2号にあります(1)から(3)までに該当するもので、特に参酌すべき情状のある場合で、かつ基準によって検討をし、必要があると認められる場合に限り一部

を支給するとする処分にとどめることができる  
とされております。

このような取り扱いは、国に準じたものであり  
まして、他県でも同様の取り扱いであります。

これらを踏まえまして、審査庁としましては、  
本件審査請求の裁決を行うに当たり、退職手当  
の支給制限処分が、退職手当条例等の関係規定  
に基づいて適正に行われたか、処分庁の裁量権  
の範囲を超えていないかという観点から判断す  
ることとなります。

14ページに戻っていただきまして、5の裁決  
案をごらんください。

審査庁としましては、本件審査請求を棄却す  
べきと考えます。

その理由としまして、処分の根拠となります  
退職手当条例及びその運用方針の規定により、  
懲戒免職処分を受けた者に対しては不支給が原  
則であり、一部支給にとどめることを検討でき  
るのは、下の括弧囲みに四角で囲んであります  
ように、運用方針に定める要件の1から3まで  
のいずれかを満たす場合に限定されております。

本件処分の前提となる懲戒免職処分の理由と  
なった非違行為は、みずからの意思により飲酒  
し、酒気帯び運転になることを認識しながらみ  
ずから運転して、物損事故も起こしたものであ  
り、これらの要件をいずれも満たしておりませ  
ん。

また、情状を参酌するのは、これらの要件に  
示す場合に限られており、審査請求人が特に参  
酌すべき情状があるとして列挙したものは、こ  
れに該当しないことから、その主張を認めるこ  
とはできません。

よって本件処分は、退職手当条例及び運用方  
針の規定に従って適正に行われたと認められま  
して、処分庁の裁量権の範囲内において行われ

たものでありますことから、違法または不当は  
ないと判断するものであります。

なお、資料には記載しておりませんが、教育  
委員会における懲戒免職処分を行った他の事例  
において、一部支給にとどめた事例はなく、ま  
た知事部局においても同様であります。参考ま  
でに申し添えます。

人事課からの説明は以上です。よろしくお願  
いします。

**○日高行政経営課長** 2月補正予算案の行政経  
営課分について御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の行政経営課のと  
ころ、71ページをお願いいたします。

行政経営課の平成29年度2月補正予算は、99  
万2,000円の減額でありまして、補正後の予算額  
は1億1,427万6,000円となっております。

主なものにつきましては、73ページをごらん  
いただきたいと思います。

目で申しますと、下のほうの欄の(目)文書  
費、(事項)法制費が88万1,000円の減額であ  
りますが、これは、公益法人の認定や監督等に係  
る諮問機関として設置しております宮崎県公益  
認定等審議会の委員報酬などの執行残及び、事  
務費の節約等に伴う減額補正であります。

行政経営課分については以上であります。

**○川畑財政課長** 財政課の補正予算について説  
明をさせていただきます。

歳出予算説明資料の75ページをお開きくださ  
い。

財政課の2月補正予算は、一般会計、特別会  
計あわせまして46億5,599万2,000円の増額をお  
願いしております。

その内訳としましては、一般会計が68億2,754  
万2,000円の増額、公債管理特別会計が21億7,155  
万円の減額となっております。この結果、財

政課の補正後の予算額は、この表の一番上の行の補正後の額の欄にありますとおり、2,217億9,216万円となります。

77ページをお開きください。

補正予算の主な内容について御説明をいたします。

まず、今回の補正の主なものにつきましては、このページの中ほどになりますが、(事項) 諸費であります。

これは、概算で受け入れていました国庫補助金等の実績が確定したことによりまして返還が必要になったもので、返還が当初見込みより増加したことから、2億5,000万円の増額を行うものです。

次に、(目) 財産管理費であります。

これは、財政課において所管しております財政調整積立金など5つの基金への積み立てに要する経費で、合計で88億5,918万1,000円の増額を行うものであります。

その主なものは、ページ一番下の(事項) 県債管理基金積立金が79億7,025万6,000円の増額及び、次のページの一番上(事項) 県有施設維持整備基金積立金が8億9,341万3,000円の増額であります。

これは、今回の全庁的な歳出の減額補正等により確保された資金について、今後の県債償還や県有施設整備のための財源としての基金に積み立てを行うものであります。

次に、このページの下段から79ページにかけまして、公債費になりますが、まず、78ページの下の方の記載でございます(目) 元金の(事項) 元金償還金が、1億7,312万円の増額であります。

これは、満期一括償還による借り入れに伴い、県債管理基金への積み立てが増となったことな

どによるものであります。

次に、79ページ(目) 利子の(事項) 利子償還金が、24億4,753万8,000円の減額となっております。

これは、県債の支払い利子に執行残が生じたことによるものであります。

次に、(目) 公債諸費の(事項) 事務費であります。これは、県債の発行に係る登録手数料の減などにより、469万3,000円の減額を行うものであります。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、80ページをごらんいただきたいと思います。

公債管理特別会計について御説明いたします。

公債管理特別会計は、県債に係る元利金の償還等を行うための特別会計であります。今回の補正では21億7,155万円の減額となっております。

その内訳につきましては、(事項) 県債管理基金積立金が1億6,730万円の増額、(事項) 元金償還金が582万円の増額、(事項) 利子償還金が23億4,074万4,000円の減額、(事項) 事務費が392万6,000円の減額となっております。これらの補正理由につきましては、先ほどの一般会計の公債費での説明のとおりでありますので、省略させていただきます。

財政課からの説明は以上でございます。

**○ 棧税務課長** それでは、税務課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の83ページをお開きください。

税務課の2月補正予算は、5億8,547万6,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算は、右から3列目となります。441億9,742万1,000円となります。

それでは、補正予算の主なものについて御説

明いたします。

ページをめくっていただきまして、85ページを  
ごらんください。

中ほどに記載しております(事項)諸費でござ  
います。これは、税の過年度収入分に係る還  
付等に要する経費でありまして、その所要額が  
当初見込みを下回るため、4億円の減額となる  
ものであります。

次に、その下の(事項)賦課徴収費です  
が、6,199万7,000円の減額をお願いして  
おります。

その主なものといたしましては、まず、そ  
の下の説明欄の1の(1)徴税活動経費ですが、  
県税の徴税活動に必要な納税通知書等の印刷費、  
郵送料、税務電算システム機器等の賃借料等の  
執行残に伴いまして2,574万9,000円の減額、  
また、その2つ下の(3)個人県民税徴収取扱費  
交付金ですが、御承知のとおり、個人県民税の  
賦課徴収は市町村長に法定委任されております  
ことから、その経費を補償する目的で市町村へ  
交付するものでございまして、その所要額が当  
初見込みを上回ったことにより、1,300万9,000  
円の増額となるものであります。

次に、2の(2)の各種団体との協力体制推  
進費ですが、355万5,000円の減額となっ  
ております。

ページをめくっていただきまして、86ページ  
を  
ごらんください。

これは、主にイの軽油引取税徴収取扱費報償  
金につきまして、交付対象となる28年度収入が  
当初見込みを下回ったことによりまして、352  
万9,000円の減額となるものであります。

次に、3の(3)税務電算トータルシステム  
運営費ですが、税制改正等に伴うシステム改修  
費が当初見込みを下回ったことによりまし

て、4,014万3,000円の減額をお願いして  
おります。

次に、(款)諸支出金につきましては、全体で  
10億8,256万7,000円の増額をお願いして  
おります。

まずは、(事項)地方消費税清算金ですが、こ  
れは、各都道府県に納付された地方消費税につ  
いて、都道府県間で清算を行うために支出する  
ものでありまして、平成29年2月から平成30年  
1月までの交付期間の実績等に基づき、774  
万2,000円の増額としております。

次の(事項)利子割交付金から、次のページ  
の自動車取得税交付金までの事項につきまして  
は、いずれも税収の一定割合を市町村に交付す  
る法定交付金であります。それぞれ交付金の算  
定期間の税収の増に伴いまして、補正をお願い  
するものであります。

まず、利子割交付金が7,775万4,000円の増額、  
次に、87ページになりますが、配当割交付金が  
1億1,443万2,000円の増額、次の株式等譲渡所  
得割交付金が1億4,124万5,000円の増額、次の  
地方消費税交付金が4億6,367万2,000円の増額、  
次のゴルフ場利用税交付金が127万4,000円の増  
額、次の自動車取得税交付金が2億7,744万7,000  
円の増額となっております。

ページをおめくりいただきまして、88ページ  
になりますが、(事項)利子割精算金につきまし  
ては、本県で徴収した利子割県民税のうち、他  
の都道府県に帰属するべき額について、関係す  
る都道府県間で精算をするために要するもので  
ありまして、99万9,000円の減額となっ  
ております。

補正予算につきましては以上でございます。

次に、資料を変えていただきまして、常任委  
員会資料の10ページをお開きください。

特別議案2本について御説明いたします。

まず、議案第70号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正の理由ですが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法が、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、略称、地域経済牽引事業促進法に昨年の7月31日に改正されまして、改正前の企業立地促進法のときにもありました、一定の要件を満たした者に対して県税の課税免除を行った場合、減収額に対して国から交付税を補填する措置、いわゆる減収補填措置について、改正された地域経済牽引事業促進法においても整備がされましたことから、条例の改正を行うものであります。

2の改正の内容ですが、まず(1)の地域経済牽引事業に係る課税免除措置の整備について、地域経済牽引事業促進法に定める地域内、これは宮崎県内全域ということになります。総務省令に定められた一定の要件を満たした施設を設置した者に対して課する県税について、課税免除措置を整備するために、関係条項の追加改正を行うものであります。

次に、(2)の所要の改正についてですが、(1)の改正により、引用をしている地方税法に条ずれ及び項ずれが発生することの修正等を行うため、関係条項の改正を行うものであります。

3の施行期日ですが、県の基本計画について、国から同意を受けた平成29年12月22日に遡及して適用することとしております。

続きまして、11ページをごらんください。

議案第70号「宮崎県税条例及び宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例」について御

説明いたします。

これは、2つの条例を改正するものであります。

1の改正の理由ですが、平成29年度税制改正法案である地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行によりまして、地方税法において、一般に脱税などの租税犯罪を犯則といたしますが、その調査及び処分を行うための規定、いわゆる犯則規定が整備されたこと等に伴い、関係する2つの条例の改正を行うものであります。

2の改正の内容です。

まず、(1)の宮崎県税条例の改正についてですが、犯則規定の整備に伴いまして、県税・総務事務所に委任している事務について、犯則事件に係るものを整備するものであります。

次に、(2)の宮崎県産業廃棄物税条例の改正についてですが、犯則規定のうち、一部の規定を産業廃棄物税について適用をする必要がありますことから、条例において産業廃棄物税を指定するものであります。

次に、(3)の所要の改正についてですが、引用をしている地方税法の項ずれの発生及び漢字表記の改正等に伴い、関係条例の改正を行うものであります。

3の施行期日ですが、所要の改正に係る規定の一部を公布の日から施行し、それ以外の犯則規定に係るもの等につきましては、平成30年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○横山市町村課長 市町村課の2月補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の89ページをお願いします。

市町村課の補正予算は、2億9,060万3,000円

の減額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、右から3列目になります。19億7,999万8,000円となります。

主なものについて御説明いたします。

91ページをお開きください。

まず、(事項) 地方分権促進費であります。654万9,000円の減額をお願いしております。

これは、権限移譲した事務の執行に要する経費として、市町村に交付する権限移譲交付金の額が確定したことに伴い、執行残が生じたものであります。

次に、下のほうの(事項) 自治調整費は、1,030万4,000円の減額であります。

主なものとして、説明欄の5の住民基本台帳ネットワークシステム事業費が735万2,000円の減額となっております。

これは、システムを運用するため、全都道府県が共同で負担しております経費について、本県の負担金の額が確定したことに伴い、執行残が生じたものであります。

次に、92ページをごらんください。

上から2つ目の事項です。市町村振興宝くじ事業費は、5,188万8,000円の減額をお願いしております。

これは、市町村振興宝くじとして発売されましたサマージャンボ宝くじとハロウィンジャンボ宝くじの収益金の配分額が確定したことに伴い、公益財団法人宮崎県市町村振興協会に対する交付金を減額するものであります。

次に、93ページをごらんください。

下から2つ目の(事項) 県議会議員補欠選挙執行費であります。970万8,000円の減額をお願いしております。

これは、昨年10月に執行しました県議会串間市選出議員補欠選挙に係る経費の執行残であり

ます。

次に、一番下の(事項) 衆議院議員選挙執行費であります。2億156万2,000円の減額です。

主なものとして、投開票経費などの市町村への交付金や、立候補者のポスター印刷経費などの選挙運動費用公費負担分に執行残が生じたものであります。

市町村課は以上であります。

**○大田原総務事務センター課長** 総務事務センターの補正予算について御説明いたします。

同じく歳出予算説明資料の95ページをお開きください。

2月補正予算は、2,778万7,000円の減額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目、7億762万5,000円となっております。

それでは、補正予算の主なものについて御説明いたします。

97ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項) 総務事務センター運営費であります。155万円の減額をお願いしております。

これは、本庁総務事務センター及び各県税・総務事務所にあります総務事務センターの運営に要する事務費などの執行残であります。

次に、その下の(事項) 健康管理費ですが、544万2,000円の減額をお願いしております。

説明欄の2の職員のからだの健康に関する事業につきましては、定期健康診断や特殊業務従事職員の健康診断等の執行残であります。

また、3の職員のこころの健康づくり総合支援事業につきましては、病休・休職からの復職支援に係る会議開催経費等の執行残であります。

98ページをお開きください。

このページの下段にあります警察費の(事項)恩給及び退職年金費であります。340万円の減額をお願いしております。

これは、元警察職員の恩給等の支給対象者の減によるものであります。

総務事務センターは以上でございます。

**○藪田危機管理局长** 危機管理課の補正予算について御説明させていただきます。

歳出予算説明資料の99ページをお願いいたします。

危機管理課の補正額は、4,562万円の減額でありまして、補正後の額は、右から3列目になりますけれども、6億1,654万2,000円となります。

主な補正の内容について御説明をさせていただきます。

101ページをごらんください。

まず、一番下の(事項)防災対策費の2,646万4,000円の減額であります。

主なものでございますけれども、説明欄の一番下の6、南海トラフ地震応急対策体制構築支援事業の1,499万1,000円の減額につきましては、県が指定します広域物資輸送拠点の機能強化を行うために購入しました大型エアテントなどの資機材購入の執行残及び、市町村の受援計画に位置づけられる拠点運営の機能強化に必要な資機材購入に対する補助金の執行残などに伴う補正でございます。

次に、102ページをごらんいただきたいと思います。

一番上の説明欄の7、減災力強化推進事業の564万8,000円の減額につきましては、沿岸の市町が行う津波避難タワー等や市町村が行う避難経路等の整備に伴う事業費が確定したことに伴う補助金等の執行残でございます。

次に、一番下の(事項)災害救助事業費の418

万2,000円の減額であります。

これは、主に、熊本地震及び東日本大震災被災者の本県における民間住宅借り上げ経費につきまして、熊本地震被災者につきましては、対象となる借り上げ世帯がなかったこと、東日本大震災の被災者につきましては、対象となる1世帯が年度途中で退去されたことによる執行残に伴う補正でございます。

説明は以上でございます。

**○福栄消防保安課長** 消防保安課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の105ページをお開きください。

消防保安課の補正額は、457万3,000円の減額であります。補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、6億3,078万9,000円となります。

主な補正の内容について御説明いたします。

107ページをお開きください。

まず、中ほど2段目の(事項)予防指導費の220万円の減額であります。

これは、危険物取扱者免状交付や保安講習委託に要する経費につきまして、当初計画より交付件数等が減少したことによる委託料の執行残であります。

次の(事項)消防学校費の200万円の減額であります。

これは、消防学校の各訓練課程における執行残であります。

消防保安課につきましては以上であります。

**○二見委員長** 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありますか。

**○中野委員** 69ページで質問いたします。職員研修費が443万3,000円減額でしたが、職員研修は計画どおりいっておりましたか。

○吉村人事課長 69ページの県職員研修費マイナス443万3,000円でございますけれども、研修につきましては、自治学院で所管しております、自治学院のほうで研修講師を依頼する場合の報償費、委託料、それと事務費等を執行するものでございます。本年度予定しておりました報償費なり委託料につきましては、講座の委託費用が予定よりも少ない経費で対応できたということでございまして、研修回数の削減ではなく、実際に行った分の中で委託費用が予定より少なかったということでございます。事務費につきましても、備品購入等で節減を図ったということでございます。

研修につきましては、質・効果を高めるため、研修のあり方に向けた検討会というのも重ねておりまして、研修の調査研究なり各県で共同で開催しますプレゼンなどに参加しまして、研修のあり方について検証・研究を行っているところであります。

○中野委員 市町村課長にお尋ねします。この市町村振興宝くじ事業費ですが、5,188万8,000円減額ですが、この宝くじの分配決定に伴う補正ということですが、計画よりも余り申し込みがなかったということですかね。

○横山市町村課長 市町村の宝くじ交付金についてですけれども、これは、宝くじの売上によってもたらされます収益金の全てを、公益財団法人宮崎縣市町村振興協会へ全て交付しているところであります。この減額の理由としましては、宝くじの売り上げが減少をしていることに伴いまして、本県に市町村分として来る分の配分額が少なかったためという事情でございます。

○中野委員 ということは、なかなか分配するお金が申し込みより少ないということで、競争率が激しくなっているんですかね。

○横山市町村課長 その配分につきましては、例えば、サマージャンボ宝くじの場合ですと、全国の販売額で収益がもたらされた分について、人口割ですとか販売額に応じて配分されておりますので、市町村から自分のところに幾らこうしてくださいといった申し出があつてから分けているものではなくて、人口ですとか販売額に応じて分けているところですので、特に手を挙げているというものではありません。ただ、販売実績がやはり伸びないと、その配分についても減ってしまうということで、私どもとしても市町村と一緒に、販売促進について今後も努力していきたいとは考えております。

○中野委員 委員会資料の7ページについてですが、法人事業税の補正額が5億1,600万ふえましたよね。ふえている説明で、それは、主に建設業等の業績が堅調に推移したことによる増ということの説明でしたが、午前中の国内総生産を見ると、建設業は非常に厳しいという説明を受けたんですよね。県内総生産額が前年対比7.6%も減ということだったんですよ。しかし、実際は、こういう法人事業税は建設業が堅調だったからふえたというのが、何かおかしく矛盾して聞こえるんですよね。その辺のことをちょっと、矛盾していないということを教えてください。

○棧税務課長 県内総生産のことにつきましては、私どもは余りよく承知はしておらないんですが、ここに記載しております建設業、サービス業の業績が堅調に推移したこと等による増といいますのは、私どもが税込として収納をした実績を業種ごとに集計いたしまして、それを分析した結果、主に税込が堅調な原因としましては、建設業、サービス業の業績が堅調に推移したというふうに考えております。よく、実感と



して建設業とかサービス業はそんなによくはないのではないかとと言われておるのですが、税収としてはこのような状況になってしまっているということになっております。税自体は、売り上げの伸びというよりも、企業さんの経費節減等によりまして収益等が上がり、当然税収というのは伸びてきますので、その辺とは若干やっぱり乖離が出てくるのかなと思っておるところでございます。

**○中野委員** それはおかしいよ。その説明では理解ができませんがね。実態は、建設業者は非常に苦しくて、いわゆる雇用についても、技術者、一般職員ともに大変だという話なんですよ。その証拠には、倒産ももちろんありますが、現実には事業を閉鎖するというのが物すごく多いんですよ。もうひとところからすりゃ、かなり減っていますよ。経営が厳しいから、それに追い打ちをかけて雇用もできなくなっている状況だと。それで、何とかして賃金を上げたいと思うけれども、上げる余力はないんですよ。午前中の説明では、宮崎県の企業もかなり実績はよくて、質問はしませんでした。これは国ばかりじゃなくて県内の企業も内部留保がかなりふえているのかなと思いつつ聞いておったんですが、その中で具体的に建設業もふえたような書き方ですよ。その次はサービス業と書いてあるから、サービス業はどうか知りませんが、建設業も事業が堅調に伸びているということが本当なのかなという気がするんですよ。ただ、言葉のついでに書かれたんじゃないかなという。建設業自体では幾ら伸びていますか。サービス業とは分けて教えてください。

**○棧税務課長** 県内の建設業につきましては、委員おっしゃるとおり、いろんな事業者があると思います。県税の場合につきましては、他県

法人につきましても本県に収められるということがございまして、建設業の税収でいいますと、11月までの実績でございまして、県税の前年比といたしましては117.5%の伸びというふうになっておるところでございます。ちなみに、サービス業につきましては119.5%の伸びというふうな実績を示しております。他の業種に比べて少し高い伸びを示しているところがございます。

**○中野委員** それは数字が示しているんですから、もう何とも言えませんが、ただ、説明を一方から聞くばかりにはいきませんから。こういうデータがあれば、実態はこうじゃなかかということ、業界に言わないかんとですよ。年度のぶれがあるのかもしれませんが、厳しいということは言っていますがね。その証拠に、ほかの産業もだけれど、なかなかもう働く人がいないという実態が本当にあるんですよ。税金をどんどん納められるぐらい業績がよければ、給料を上げて、どんどん高額給料を払えばいいわけですからね。そこに至らないということと実際の納税のギャップですね。内容はわかりました。

**○二見委員長** ほかはございませんか。

**○前屋敷委員** 議案の70号でお聞きしたいんですけど、この企業立地促進法が改正をされて、新たな法律ができたということをもって、県が企業誘致と認定をした企業に対して税の免除をした分が国から補填されるということのようなんですけれど、ここに一定の要件を満たした施設を設置したものと。これをちょっと詳しく説明していただけますか。

**○棧税務課長** 今回の法改正によりまして、一定の要件を満たしたものというふうになっておりますが、一定の要件といたしますが、まずは、

県の基本計画の同意を受けまして、その基本計画に基づき、事業者が今度は事業計画を立てます。その事業計画につきまして、県の承認を受けていただきます。その後、今度は、国の主務大臣のほうでその事業計画について確認を受けるといふ手続があります。その確認を受けたものについて、その確認どおりに対象となる施設をつくっていただくわけですが、この場合、改正前の企業立地促進法では製造業そのほかの事業の縛りがありましたが、今回は、先ほど申しました手続を踏むことによりまして事業の限定がなくなりました。その上で、対象施設が、製造とかそういうものにかかわる施設になりますが、その取得価格の合計が、従前は2億円でしたものが、今度の新しい改正法によりまして、土地と施設と土地の取得価格の合計額が1億円を超えるものというふうな要件になっているところがあります。ただ、農林水産業関連につきましては、5,000万円以上という要件になっているところがあります。

**○前屋敷委員** 従来は製造業に関してだけこの規定が認められていたものが、今度それが全部取っ払われて、どういう職種においてもということになるわけですか。

**○棧税務課長** 従来は、製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、自然科学研究所というのが対象になっておりました。今回は、先ほど申しましたように、事業の限定はございません。ただ、基本計画にのっとって事業計画はつくられておる。県の承認を受ける。その後、経済産業大臣とかそういう主務大臣の確認を受けると。

その際にポイントとなりますのが、事業の先進性ということのようでございます。先進性プラス売り上げの見込みが伸びると、役務提供で

すとか商品生産をするわけで、その売り上げが伸びていくというのがポイントになるようでございます。

**○前屋敷委員** さっきの御説明の中で、土地と何か条件がありましたよね。何でしたかね。

**○棧税務課長** 土地と建物等の施設でございます。

**○前屋敷委員** 土地と施設の価格が、2億円が1億円に、農林業については5,000万円ということに緩和されたわけですね。

**○棧税務課長** 農林業の5,000万円につきましては、従前から5,000万円以上でございました。

**○前屋敷委員** いずれにしても、県が、そういう事業であるということや、県の計画に沿ったものであるかどうかは、算定をして認めたものにももちろん限られるでしょうけれどもね。はい、わかりました。

もう一つ。12ページの72号の職員の退職手当に関する条例の改正ですが、これは国に準じてということになっているようですが、ちなみに額にして幾ら、どの程度減額になるのでしょうか。

**○吉村人事課長** 退職する職員の勤続年数とか退職の理由によって異なるわけですが、仮に勤続35年以上の者が定年退職したという仮定で申し上げますと、七十数万円程度の減額になると考えております。

**○前屋敷委員** それと、もう一つ。定年を待たずに早期退職という場合は、これは割り増しがつくということなんですね。

**○吉村人事課長** 定年前の10年までの中で、その10年のうちに定年年齢との差に2%を掛けていくということになっております。

**○緒嶋委員** 今のついでですけれども、これは、特別職やらは該当しないわけですか。

○吉村人事課長 これは一般職の退職手当でございますので、特別職は、該当しません。

○緒嶋委員 特別職はそのままにしておくわけ。

○吉村人事課長 特別職につきましては、別途条例規定がございますので、今回、一般職の手当を下げる、あるいは他県の条項がどうかということで、特別職の報酬審議会というのを持っておりますので、その審議会で議論をいただくということを予定しているところでございます。

○緒嶋委員 やはり、特別職はそのままにして一般職だけ下げるのは、ちょっと何か不公平感もあるんじゃないかなと思うので、そこ辺はやっぱり十分配慮せないかんのじゃないかなという気はします。それ以上は言いませんけれど。

○二見委員長 ほかはございますか。

○緒嶋委員 101ページの防災対策費じゃけれど、繰入金で2,664万9,000円減額になったんだけれど、この繰入金は大体どこから入ってくることになったのですか。

○藪田危機管理局長 歳出予算説明資料の101ページにあります防災対策費で、繰入金が2,664万9,000円になっておりますけれど、これは大規模災害対策基金からの繰入金になっております。

○緒嶋委員 その中で、南海トラフ地震応急対策体制構築支援事業、これは必要ないから減額したの。どういう意味で減額したの。

○藪田危機管理局長 南海トラフ地震応急対策体制構築支援事業につきましては、このうちに事業が幾つかございます。このうちの市町村が策定いたします受援の計画——これは、南海トラフ地震などの大規模災害が起こったときに他県からの応援を受けるための計画になりますけれども、この計画に位置づけられます拠点の運営に必要な資機材、これを市町村が購入するた

めの支援補助金の減額が大きな理由になっておりますけれども、当初予算の積算におきましては、県で整備しております拠点の資機材を参考にして予算を計上したわけですが、この際に、大型のエアテントですとか発電機つきの投光器ですとか、そういった資機材の交付にも対応できるような形で、ある程度多めに予算を計上しておったところです。実際に申請が上がったのは、今年度につきましては、通信関係の整備が多かったことで、金額が大きく下がったということ。

それから、もう一点は、前提として市町村の受援計画の策定を求めているわけですが、この受援計画の策定が市町村において作業ができておりまして、前提となる場所がなくなつたために、手を挙げられなかったということになっております。

今後は、まず市町村において、この受援計画を策定していただくよう、私ども県としましても支援を行ってまいりたいと考えております。

○緒嶋委員 今言われたとおり、やっぱり市町村に対する指導というか、これをやらんと、最終的には、やはり地震での人命にかかわる問題でもあるし、体制の強化は、備えあれば憂いなしという言葉もあるように、できるだけ早めにやらんと、いつ南海トラフ地震が発生するかわからんけれど、確率は高くなるという想定でもあるので、それは急ぐ必要があると思います。今後の審議ですけれど、新年度予算では、ある程度またやっぱり予算計上はするわけですか。

○藪田危機管理局長 30年度予算におきましても、この事業の予算をお願いしておりますけれども、30年度については、ある程度市町村等の事情も勘案しながら予算を計上させていただいております。

○緒嶋委員 それは、ぜひ進めてください。

それと、次に、減災力強化推進事業。これは減額ですが、どんな事業ですか。ちょっともう一回説明をしてください。

○藪田危機管理局長 減災力強化推進事業につきましては、まず一つは、市町村の指定します避難所、それから避難場所、それから避難場所に至るまでの避難経路、こういったものを市町村が整備いただくときに必要になってきます費用に対して支援をする補助金。それから、もう一つが、津波避難タワー等の整備に要する経費の交付金。それから、もう一つが、避難訓練等を市町村でいろいろ工夫してやっていただいておりますけれども、それに対する支援。この3つでございますけれども、これにつきましては、今回564万8,000円の減額をお願いしておりますが、ほぼ計画どおり事業は進められておるといふふうに考えております。

○緒嶋委員 もともと避難タワーは、計画が今26かな。それで、15ができたとかいう説明じゃったと思うんだけど。避難想定者は、実際どのくらいの避難タワーで避難できるもんなの。26の避難タワーで十分ということは言えんのじゃないかと思うんだけど、そのあたりはどうなつとるの。計画は小さいっちゃんないかと思うんだけど。

○藪田危機管理局長 南海トラフの津波による被災者を減少するための方策としては、まずは、この津波避難タワーだけではなくて、市町村においては、津波避難ビルの指定ですとか、あるいは高台の指定ですとか、そういったことをやっておりますので、それとあわせて、どうしても周囲にそういう高いところがないところについては、こういった避難タワーを整備することで、津波での被災者の減少を図ること

としております。

○緒嶋委員 今、垂直避難かな。いわゆるビルやらが近くにあれば、高層ビルに避難するというものは、地域によって十分うまく調整はしておられるわけですね。住民が、それこそ近くに高層マンションとか、大きなビルがあれば、そこに避難するという手順は、もうそれぞれ地域では、ある程度想定をして訓練をされておるわけですか。

○藪田危機管理局長 それぞれ各市町村におきまして、最寄りのとといいますか、津波が到達するまでの間に避難できるようなところに高台ですとか避難の場所を設ける、あるいは、ないところには避難タワーを整備するなどの方法により解消を図っていくと、被災者の減少を図っていくということで取り組みが行われておりますが、実際にそういったところに、いざ地震が発生し、津波が押し寄せてくるときに避難をしていただかないといけませんので、そこについては、県も市町村もやはり引き続き県民への啓発を続けていって、実際に逃げていただく行為に移っていただかないといけませんので、そういったことは引き続きやっていく必要があるといふふうには考えております。

○緒嶋委員 この前、我々は和歌山に行ったら、もう避難を100%して、津波による死亡者をゼロにすると。政策としては、やっぱりゼロでないといかんとですね。人命に関して8,000人の死亡を想定して津波対策を立てますというような感じの何か計画があったような気がするけれど、やっぱりそういう3万5,000人から8,000人はやむを得ませんというようなのは、私は政治じゃないと思っている。和歌山はゼロにすると。ゼロにするためにはどうするかということで、やはり何か津波の防波堤とか、いろいろそういう

ものをもう進めておるわけですね。それは静岡とか愛知なんかでもそうですが、やっぱりそういうものがあって、それでも足りないものは何かというようなことで、ゼロにするためには何をしなきゃいかんかと。それは財政的にもいろいろあるけれど、そのためにこうしなければ人の命は守れんというような想定の中で、やはり地域住民との連携を深めながらやるというのが、30年以内に80%も津波の可能性が起こるだろうと言われておる中では、私は政治じゃないかと思うとですよ。犠牲者が出るのは、やむを得ませんというような感じの対策はいかなものかなと。やっぱりそこが、宮崎県の置かれておる地勢的な位置づけからすれば、避難タワーも26で十分といえばそれでいいのかもしれないけれど、もうちょっときめ細かな津波対策は、市町村が当然立てないかんけれど、県が全体的に総括してそういう計画を進めるというような、前向きというか、県民を守るという、その政治という意味での努力が、私にはちょっと見えてこんような。どこへ行っても津波対策の堤防をつくりましたとかを見ておらんわけじゃけれど、そういうことまで含めた対策はないわけですかね。防波堤みたいなもので部分的に、特に危険なところ、人家密集地帯にそれをやるとかというような計画は、宮崎県は全然ないわけですね。

**○藪田危機管理局長** 現時点においてそういった計画はまだございませんけれども、先ほど委員からお話がありました地震の減災計画につきましては、建物の耐震化の技術の向上、それから、津波からの早期避難率の向上により、一定程度の減少を図ることが最終目標ではなくて、死傷者数を限りなくゼロに近づけていくということが最終目標でございます。さらに、

いわゆる津波避難タワー等の整備以外のいろいろな事業を活用しながら減災に努めてまいりたいというふうに思っておりますし、津波の避難につきましては、やはり何よりも施設を整備して終わるとのことじゃなくて、先ほど申し上げましたとおり、やはり県民の方にそういった危険が迫ったときに、まずすばやく避難していただくということが何より大切だと思っておりますので、地道に啓発活動が続けていく必要があると思っております。

**○緒嶋委員** それと、福祉施設、特別養護老人ホームでもほかの障がい者施設でも、津波が想定される範囲内にはもう新設は認めないというような形の中で、人命を守る、そういうふうな将来を見越した対策を立てんと。どこでも福祉施設をつくってもいいですじゃなくて、やっぱりそういうものを規制して、安全に守られるようなところに、身体障がいのあるような人を。そういう施設をつくったところには住居を構えさせないとかいうような、そういうものも考えていかないと、どこでも今は高齢者対策は重要だし、やっぱり夜来るかもわからん、いつ来るかもわからんわけですので、そういう総合的な対策を、それこそ総合政策部で考えないかんかもしれないし、福祉で考えないかんかわからんけれど、全ての意味でそういう対策をやっぱりそれぞれ総合的に立てていかないかんと思うんですね。やっぱりそこ辺の目に見えた対策のビジョンが、県民にわかってこんといかんとは思うんですけど、その連携というのはやっておられるわけですかね。

**○藪田危機管理局長** いわゆる避難の要支援者の施設等につきましては、現在のところは、いわゆる避難の活動計画というのをそれぞれの施

設につくっていただきまして、それに基づいた避難訓練等を常日ごろから実施していただくということで対応をしているのが実情でございます。委員がおっしゃったように、究極には、そもそも危険なところには、そういう施設をつくるべきではないというのも、当然あると思しますので、今後、福祉部門ともよく意見を交換してまいりたいと思っております。

○松村委員 一つだけちょっと教えてほしいんですけれど、7ページの軽油引取税というのが、輸送量の増加で消費量がふえたことで上がっていますよね。ガソリンスタンドとかの取り引きで、86ページの軽油引取税徴収取扱費報償金も何かふえるというようなイメージがあるが、これの仕組みがわからないんですけれど、何で減っているのかと。

○棧税務課長 軽油引取税の税収については今年度分でございますが、交付金につきましては前年度分を算定基準にしておりますので、年度が違うことによって変わってくるということでございます。

○松村委員 あと、自動車税云々の地方自治体への交付というのは当年。

○棧税務課長 交付金につきましては、当年度の収入をそれぞれの基準に応じまして市町村に交付していくものでございます。

○松村委員 わかりました。

○前屋敷委員 人事課の歳出予算のほうの70ページで、職員の派遣、それから職員の派遣費用についてなんですけれど、海外派遣研修が約400万円の減額になってはいますが、現在何名、どちらのほうで研修されているのか。

○吉村人事課長 職員派遣研修費で予算上マイナス510万2,000円ということでございますが、この研修といいますのは、そこの説明資料の1

と2にございますように、国内と海外があるんですが、御質問にありました海外の分につきましては、自治体国際化協会のほうに、今、ソウル事務所とシンガポール事務所に1名ずつの2名を派遣しております。

それとあわせて、県庁内の職員について、自主企画というもので研修を設けておりまして、職員が興味のある分野ですとか地域を自分でコーディネートといいたいでしょうか、組み合わせを行って、どこの地域に行つてどういう勉強がしたいというのを事前に企画していただき、それを応募して行つていただくというのも海外のジャンルの中に入れてございますが、これにつきましては、当年度1名の派遣にとどまっているところでございます。

○前屋敷委員 29年度が1名、大体平均して1名ぐらいの予算なんですかね。

○吉村人事課長 予算としましては、5名を予定していたところなんですけれども、1名しかなかったということでございます。過去におきましてでございますけれども、28年度が2名、27年度も2名、26年度が5名、その前も5名というのがずっと続いておったところなんですけれども、ここ3年が2名、2名、1名とちょっと少なくなっているところでございます。これにつきましては、また職員への啓発なり所属への説明といったものを努力してまいりたいと考えております。

○前屋敷委員 それと、東日本大震災の被災地への職員の派遣と熊本の地震地への派遣は、今何名、どちらにいらつしゃっていますか。

○吉村人事課長 本年度につきましては、東日本大震災のほうに9名でございます。それから、熊本につきましては、枠としまして10名。この枠といいますのが、月数で年度途中で交代して

行っていたりするものもございまして、10名の枠というような形で行かせていただいています。

○前屋敷委員 延べ10名ということですか。

○吉村人事課長 延べというか、行った仕事を半年とか3カ月で交代していただきますので。行っていただく職員は、年に2回だったり3回だったり交代することはあるんですけども、仕事の枠としましては10名分の、一年間通せば10名が行ったというような形で的人数でございませぬ。

それと、ことし起きました九州北部の豪雨につきまして、2名を出させていただいております。

○前屋敷委員 東日本のほうの9名の方々は幾つかの県にまたがっているんですか。

○吉村人事課長 岩手県に1名、宮城県に6名、福島県に2名でございませぬ。

○前屋敷委員 わかりました。ありがとうございました。

○二見委員長 ほかはございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めませぬ。

○吉村人事課長 それでは、委員会資料16ページをお願いいたします。

その他報告事項、宮崎県庁における働き方改革の取り組みについてでございませぬ。

9月議会の常任委員会で取り組み状況について御説明したところでございませぬが、まず、1の趣旨でございませぬ。庁内働き方改革推進会議におきまして、働き方の現状なり職員の意識調査を分析・検討をいたしまして、また意見交換等も実施してきましたが、これらを踏まえ、新たに取り組みの方針というのを定めて、働き方改革を促進していこうというものでございませぬ。

2の検討の経緯にありますように、(1)の推進会議での検討を初め、(2)にありますように、職員の意識や現状を把握するため知事部局全職員を対象としましたアンケート、それと、(3)にありますように、職務や職種、職責の異なるさまざまな職員を対象としました意見交換会等を実施してきたところでございませぬ。

その結果、3の(1)にありますとおり、公務能率を高めつつ、職員の心身を健康に保ち、県民サービスの向上を図ることを目的としまして、四角囲みの中にありますようにワーク・ライフ・バランスの推進、公務能率の向上、長時間勤務の是正、非正規雇用者の処遇改善、高齢者の就業促進、この4つを柱とする働き方改革の方針案を取りまとめたところでございませぬ。

右側の17ページをごらんください。

方針案の概要について記載しております。

内容としましては、四角囲いで表題をくくっておりますが、これの上から3つ目の第3、庁内働き方改革の取り組み方針及び、第4、庁内働き方改革の具体的取り組み、こちらについて主なものを記載しておりますが、行政サービスの質を維持しながら、幹部職員が強いリーダーシップを発揮して、職員一人一人の強い問題意識のもと、2020年度までを重点推進期間としまして、4つの柱をそこに1、2、3、4と書いておりますが、それぞれについて取り組みの主な内容を示しております。こちらについてはごらんいただきたいと思ひます。

また、第5にありますように、この改革の進捗・達成度を図るものとしまして、ワーク・ライフ・バランスの実現度や働き方や仕事の進め方に対する満足度の向上、それと、職員の一人当たりの年次有給休暇取得日数の拡大などにつきまして、目標値を掲げて進めてまいりたいと

思っております。

16ページに戻っていただきまして、3の(2)、推進体制につきましては、今後も推進会議を中心として、それぞれの取り組みを着実に推進していくこととしており、また、各部局にワーク・ライフ・バランス推進委員会を設置しまして、それぞれの部局で取り組みの浸透を図ってまいりたいと考えております。

今後、今月下旬までにこの案を方針として決定しまして実行をしていくこととなりますが、県内の働き方改革を推進していくためにも、まずは県庁が率先して取り組んでいきますとともに、県内市町村や民間団体にもよい影響が広がっていけばというふうに考えております。

以上でございます。

**○藪田危機管理局长** それでは、霧島山における火山防災対策の推進について御説明いたします。

常任委員会資料の18ページをお願いいたします。

まず1の、最近の各火山の噴火警戒レベルと規制についてであります。

(1)の新燃岳につきましては、3月1日に噴火が発生し、火山性微動の継続、火山ガスの増加があったことから、噴火警戒レベルは3で変更ありませんけれども、警戒範囲が2キロから3キロに拡大をされました。新燃岳への登山道につきましては、警戒範囲2キロ時の規制を継続実施しております。

なお、噴火に伴う被害状況等については、後ほど説明をさせていただきたいと思っております。

次に、(2)の御鉢につきましては、2月9日に火山性地震の増加等から噴火警戒レベルが2に引き上げられ、警戒範囲は火口から1キロとなっております。これを受けまして、高千穂峰、

御鉢に登る登山道の規制を実施しております。

次に、(3)の硫黄山につきましては、2月20日に熱異常域の拡大や火山性地震の増加等により、噴火警戒レベルが2に引き上げられ、火口から1キロ範囲の韓国岳登山道、池巡りコースの一部及び県道1号の規制を実施しております。

19ページに、新燃岳が再噴火した3月1日現在の規制図を添付しております。赤の円が各火山の警戒範囲を、赤と黒の道路が規制を実施しております登山道・県道等を示しておりますので、これは後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、2の平成29年度の主な取り組みについてであります。

霧島山の警戒避難体制の整備を推進するため、霧島山火山防災協議会の関係機関で協議を重ねまして、2月5日に霧島山火山防災協議会を開催して、承認をいただいた事項について御説明をさせていただきます。

まず、(1)の新燃岳の噴火警戒レベルの見直しについてであります。

これは、噴火のシナリオや噴火の各レベルごとの規制範囲の見直しを行うもので、新燃岳が西側斜面の割れ目から噴火する可能性も考慮いたしまして、レベル2における警戒範囲を、火口からおおむね1キロであったものを2キロに拡大することとなりました。この見直し後の噴火警戒レベルにつきましては、今月中に運用を開始する見込みであります。

次に、(2)のえびの高原周辺における火山ガス立ち入り規制基準の修正についてであります。

昨年の10月に、新燃岳噴火に伴い発生しました二酸化硫黄ガスが、えびの高原周辺で観測をされ、避難をした経緯を踏まえまして、昨年度に作成いたしました火山ガスの立ち入り規制基



準を修正したところでございます。

次に、(3)の市町による避難計画の修正及び避難促進施設の指定です。

平成28年度に内閣府の支援などを受けて作成いたしました避難計画の素案などをもとに、各市町が避難計画の修正を行いました。

また、霧島山周辺の22の施設に対しまして、各市町から避難促進施設への指定に向けた説明を行い、今後、各施設の避難確保計画作成を指導していくという報告がございました。

最後に、(4)の火山防災マップの改正案の作成についてでございます。

昨年度に設定いたしましたえびの高原硫黄山周辺の噴火警戒レベル及び、先ほど御説明いたしました新燃岳の噴火警戒レベル見直しを反映いたしますとともに、住民に加え、登山者などにも向けた防災情報の充実を図った新たな火山防災マップの作成に向けまして、その記載内容など作成の方向性について、協議会において協議を行ったところでございます。

今後、4つの想定火口について記載した霧島山全体の統一した火山防災マップを作成いたしまして、各市町において印刷・配布して、住民や登山者等への啓発に活用をしていくこととしております。

次に、追加で配付をさせていただいております、新燃岳の噴火活動に伴う被災及び対応状況の資料をごらんいただきたいと思っております。

まず1の、これまでの主な経緯の下のほうをごらんいただきたいと思っております。

新燃岳につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、3月1日の午前11時に、10月17日以来の噴火をいたしました。現在もなお噴火活動が続いておりまして、西諸県地域や都城市を中心に県内で降灰が確認されております。

また、きのう6日には、火口内東側が新たな溶岩で覆われるとともに、これまでの火口内の東側に加えまして、火口の中心部ですとか北側付近からも噴煙が上がっていることが確認をされております。

また、きのうの14時27分以降、爆発的噴火が多数確認をされております。

なお、この爆発的噴火といいますのは、規模の大小を意味するものではありませんで、地下の高温や高圧源での内圧が増大して起こり、音響とともにガス、水蒸気、岩石等を放出する、空振を伴う噴火を爆発的噴火と呼んでおりまして、爆発的噴火にも規模の大きいものもあれば、小さなものもあるということでございます。

次に、2の県・市町村における体制でございますけれども、10月の噴火警戒レベルの引き上げ以降、ここに記載しております体制を継続しているところでございますが、昨日6日の17時に、都城市におきましても情報連絡本部が設置されたところです。資料の修正が間に合わず大変申しわけございません。

次に、3の被害状況でございます。

噴火に伴います3月5日現在の被害状況となります。

人的・住家被害は、現時点でございません。また自主避難者も5日まではいませんでしたけれども、けさ、高原町からの報告で、きのうの夜に県外から高原町のほうに帰省をされている方、1世帯2名の方が高原町が開設しておりますほほえみ館のほうに避難をされたという報告を受けております。

それから、観光関係では、イベントの中止等が数件発生をしております。

なお、宿泊関係につきましては、現在調査中でございます。

裏面をごらんいただきたいと思えます。

農業・林業関係では、西諸県地域を中心に、ホウレンソウやキャベツ等の露地野菜、あるいは園芸施設等への降灰が確認されるとともに、西諸県・北諸県地域におきまして、シイタケへの降灰が確認され、一部出荷が不能となる被害が発生しているとの報告を受けております。

また、教育関係におきましては、御池青少年自然の家でキャンセルが1件発生をしております。

次に、4の対応状況です。

これも3月5日現在の状況になります。

警戒範囲に応じました登山道等の規制を実施いたしますとともに、その状況を県のホームページ等を通して県民へ情報提供をしております。

また、(4)にあります降灰対策といたしまして、被害対策等についての市町村等への情報提供、注意喚起を行いますとともに、路面清掃車による清掃を実施しております。

また、(5)の環境調査では、火山ガスによる二酸化硫黄等の測定を実施しておりますけれども、①から③にあります小林市、都城市、高原町における測定では、基準を上回るガスは確認されておられません。

なお、えびの高原では、④及び、その下に米印で記載しております各施設におきまして簡易測定を行っておりますけれども、先ほど3月4日、日曜日に新燃岳から流れてきたと考えられます二酸化硫黄ガス、これが2ppm前後が時折検出されておりましたことから、注意情報を発表し、現地で注意喚起を行ったところでございます。

それから、(6)の学校関係では、西諸県管内の県立学校におきまして、噴火災害対策マニュアルの再確認ですとか、児童生徒へのヘルメッ

トの準備をしているという報告を受けておりません。

今後とも气象台や関係市町を初めといたしまし関係機関と連携を図りながら、適切な情報発信と防災対応に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありますか。

済みません、もう4時を過ぎてしまっておるんですけども、ここで委員の皆様にお諮りいたします。本日の日程は午後4時までとなっておりますが、このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、引き続き委員会を続けます。

○中野委員 職員アンケートについてお尋ねですが、知事部局の職員約3,600人を対象とありますが、これには部長とか課長も入っているわけですか。

○吉村人事課長 全職員にアンケートをとっております。

○中野委員 回収率75.8%という数字は、もうこのくらいが妥当な数字なんですか。職員を決めてやっているのに、こんなもんなんですか。

○吉村人事課長 より100%に近いほうがいいかと思っておりますけれども、職員で育休とか休んでいる職員も少なからずおりますし、あとは、任意の参加ということでしたので、4分の3ぐらいということでは、ある程度の数字は確保できたのではないかなと思っております。

○中野委員 そんなに出張とか25%も休んでいるんですか。

○吉村人事課長 いや、一部いらっしゃるとい

うことで、なかなか100%というのは難しいという例で申し上げたんですけれども、その点につきましては、今後とも先ほど申し上げました目標値を確認していくことでアンケートのほうを、意識調査をやっていきたいと思います。それにつきましては、より多数のといいましょうか、100%を目指して回収ができるように、アンケートのほうは実施していきたいと思っております。

**○中野委員** 100%にいかなくても、もう少しは、そして、なるだけ全員の声を聞いて、この改革を進めてほしいなという気がしました。

ちなみに、あんまりこういうことをするといかんですね。今ここで皆さん方に私がアンケートに臨まれたか云々ということを知るわけにはいかんわけですかね。いや、部課長もと言われたから。僕は、なるだけ多くの方が参加してほしいなと思いましたがね。けれど、これを出張とか休んでいると言われたけれど、もっともっと期間の幅を延ばしてされれば、少しでもよかつたんじゃないかなと思いましたがね。これでよしとすれば、このまま進めてください。

続けていいですか。新燃岳の噴火のことでお尋ねしていきたいと思います。

危機管理課の職員の皆さん方は、日曜日も返上して情報収集をされておられたようですが、大変御苦労さまでございます。

それで、まず、こっちの別紙のほうで順番に聞いていききたいと思うんですが、二酸化硫黄ガスですよ。これは、えびの高原で今はかかっておるわけですが、この濃度が何ppmになったら、例えば、えびの高原は立入禁止とかになるわけですかね。

**○藪田危機管理局長** 常任委員会資料のほうの18ページの2の(2)で御説明しましたえびの高原周辺における火山ガス立ち入り規制基準

の修正ということで、今年度の火山防災協議会でこのガスの基準の見直しを行いましたけれども、それを踏まえて対応をしているところでございます。二酸化硫黄が2ppm以上連続して確認された場合については、警戒情報を発すると。屋外の観光客などに防災行政無線等で屋内退避の注意喚起を行うということにしております。

3月4日につきましては、瞬間的に2ppmみたいな数値を確認しておるんですけれども、次にはかったときにはすぐに数値が下がっているとかいう状態で、連続的に観測された状態ではありませんでしたので、警戒情報は発しておりませんが、やはり利用客等に注意を呼びかける必要があるということで、注意情報を発したところでございます。

**○中野委員** 2ppmで警戒情報を発するということは、いわゆる、もうえびの高原には立ち入ったらいけないわけですかね。前回では、10月15日では7.4ppmも簡易測定とありますよね。このときからすれば、かなりの濃度だと思うけれど。

**○藪田危機管理局長** 委員がおっしゃった7.4ppmが検知されたこともございまして、その後、えびののほうでも自主防災組織の中で検討をいただき、また火山防災協議会の中で検討をした結果、今申し上げたような、まず詳細に申し上げますと、0.2ppm以上が検知された段階で注意情報を出すということにしております。これは、いわゆるぜんそくですとか心臓病等の疾患を持っていらっしゃる方につきましては、こういう低い濃度でも危険性があるということで、この時点では注意喚起を行うことにしております。さらに、先ほど申し上げたとおり、2ppm以上が連続的に観測された場合については警戒情報を、さらに5ppm以上については、えびの高原からの避難を呼びかけるということで、避難情報を出

す。最終的に10ppm以上になった場合については、もうえびの高原一帯を警戒区域に設定して立入禁止を行うという、4段階の設定を設けたところでございます。

○中野委員 えびの高原までは、およそ下からしたら6キロぐらいありますよね。6キロで、そのぐらいの数字でいろいろ注意とか警戒とか、ときにはもう入れないとかあるんだと思うんですが、地図を見れば、県道1号線の鹿児島県のこの新湯のところですよ。もうほとんど3キロのところなんですよ。こういうところは、危険性はどうなっているんですか。

○藪田危機管理局長 今委員がおっしゃったところで、今回どの程度のガスが検知されているかとかは、申しわけございません、ちょっと承知をしておりません。火山防災協議会の中では、関係市町においては、今回、火山防災協議会で定めたえびの高原におけるガスの基準、これを参考に、違うエリアにおいても対応を図っていくということの申し合わせをしておりますので、仮に検知の結果、そういった数値に達すれば、それに基づいた呼びかけ等を各市町において行っていただくことになるかと考えております。

○中野委員 ちょっと進んでいきますが、この警戒区域が2キロから今3キロになっているんですが、7年前のときには、このキロ数というのは最大で何キロだったんですか。やっぱり3キロだったんですかね。

○藪田危機管理局長 済みません、ちょっと確認させていただきます。23年当時が、23年の2月1日に警戒範囲が3キロから4キロに拡大されておりまして、ここが一番大きなものになります。その後、これが3月22日に4キロから3キロに縮小をされる。その期間は、警戒区域は4キロでございました。

○中野委員 わかりました。

次の情報連絡本部設置、それから災害警戒本部設置ということで、小林、高原がなっていますよね。この情報連絡本部ができて、より危険性が高まれば、災害警戒本部というのが設置されるわけですか。

○藪田危機管理局長 県におきましては、現在、情報連絡本部ですけれども、例えば、噴火警戒レベルがレベル3からレベル4に引き上げられる、あるいは、レベル3のままでも危険が迫っているということで、市町において、例えば、避難の勧告等が行われるとかそういった事態になれば、災害警戒本部に体制を引き上げることを考えたいと思っております。

○中野委員 そういう本部に入る人たちは、情報と災害でメンバーが大きく変わるとかふえるとか、そうなっていくわけですかね。

○藪田危機管理局長 より対応が難しくというか、ボリューム的に業務量もふえてまいりますので、災害警戒本部になれば、対応する職員もふえることになります。

○中野委員 次に、裏のページで、農作物特用林産物関係ということで、一部では降灰により、出荷が不能となる被害も発生ということなんです。降灰によって被害が出た場合、収穫ができなくなると思うんですよ。それに対する補償とか何かありますか。

○藪田危機管理局長 申しわけございません。この件につきましては、ちょっと詳しく承知しておりません。

○中野委員 既に今、ちょうどえびのなんか物すごくハウレンソウが多くて、もう県下でも有数なんです。特に宮崎県が一番ですからね。霧島地域は、そのほとんどなんです。実際は、もう既に収穫中止が来ているんですよ。それで、

灰が降っていないところも収穫してくれるなど、実際に来ているんですよ。どこかはちょっと語弊があるから言いませんが、もう私の耳に入ったところでは、そういうところがあるんですよ。それで、灰が降ったと確認されたところは、補償があるのかどうかはわかりませんが、降っていないとしてもそういう中止があるのよな。すると、ハウレンソウは、もう暖かくなれば、今から徒長しますからね。今が最高の刈り取り期なんです。担当課が違うんだと思うんですが、たまたまそこは別途聞きたいと思ったので、ここに書いてあったから、それも情報収集もされとって、その辺の補償とかあるのかないのかも含めて、ここで言われるのは教えてくれるのかなと思ったもんだから聞きました。わからんことは聞きません。農政に聞けばわかるんですかね。

**○藪田危機管理局長** 一般には共済とか保険がございすけれども、それが適用対象なのかどうかというのは、ちょっと条件は私にはわかりませんので、御意見については農政のほうに伝えたいと思っております。

**○中野委員** それから、(4)の降灰対策の中の、降灰の影響の大きい県道1号のことですが、料金所跡から原田展望所の8キロを3月3日に通行規制ということで、硫黄山はいつだったかな。硫黄山とは関係なく、新たに通行規制というのが出たんですかね。硫黄山のあれで今、立ち入りか何か知らんけれど入れませんがね。あそこにあれがしてありますよね。

**○藪田危機管理局長** 2月20日に硫黄山の噴火警戒レベルを上げた際に、県道1号につきましては一部通行止めを行っておりますけれども、そのうち、大型の車両について通行止めを行っている部分がございますが、その部分につきまして、今回の降灰を受けて通行規制を行ったも

のでございます。

**○中野委員** 硫黄山にプラスして、今度の新燃で交通規制をやったということですね。

**○藪田危機管理局長** はい。そのとおりでございます。

**○中野委員** それで、これは何ですか。大型車ばかりという意味なんですか。

**○藪田危機管理局長** この降灰により今回3月3日から規制した部分については、従来は大型の規制でしたけれども、全体的に規制が入ることになります。ですから、20日のときの硫黄山とあわせて、ここの部分がもう通行できないということになります。

**○中野委員** わかりました。

**○松村委員** 働き方改革の中で、休日数をこれ以上にしまししょうねとかそういうことはわかりますけれど、ワーク・ライフ・バランスというのはよく使う言葉ですが、これの目標値とか数値化とかなかなか難しい。ワーク・ライフ・バランスというのはどのような定義というふうに考えているんですか。

**○吉村人事課長** 文字どおりワークとライフのバランスでございすが、仕事をするとき、家庭人といいまししょうか、家庭も大事にしながら、仕事にもその分また熱意を燃やして邁進できるという、そういう均衡がとれているような意味で捉えているところでございます。

**○松村委員** ワーク・ライフ・バランスという、僕なんかを感じるのは、私のワーク・ライフ・バランスとこの人たちとは全然感覚が違うよねという感覚で見えていますよね。ただ、言葉で言うのは簡単なんだけれど、庁内の働く目標値という中でワーク・ライフ・バランスの実現度と書いてあるんだけど、現況値45.1と、バランスがとれているとかとれていないというの

は、主観でアンケートをとって数値化するということ。

**○吉村人事課長** この方針をつくるときにアンケート調査を行いまして、バランスがとれていますかということに対して、おっしゃいましたように、この45.1%という職員が、主観的な感覚としてとれていると考えているということでしたので、目標としましては、それを今後も再度アンケートなりを続けていきまして、目標値に向けて努力していきたいと思っております。

**○松村委員** とれているかとれていないかだけの判断ね。ということで、とれているという方が、現状値で45%いらっしゃいますと。次の2020年度には、県庁で働くことでワーク・ライフ・バランスがとれていますと答える人が7割いることを目指すということですね。わかりました。

例えば、きょうも、あと5時過ぎたら、なかなか時間が気になるところでしょうけれども、日曜日も、例えば、噴火がどうだとファクスを県庁から自宅のほうに送ってくれるということで、仕事によっては土日出勤だったり、あるいはちょっと遅い時間だったり早い時間というのは、それぞれ県民のニーズによって必ずしも8時から5時というわけにはいかないポジションというか、仕事もあると思うんですよね。そこに働きがいもあるかもしれないけれども、そんな中で、ワーク・ライフ・バランスがとれているのが100%であれば、例えば、本当は長時間労働という意味もよくわからないんだけど、ルールとして8時間とかいろいろあるので、基本的には4時間働こうが10時間働こうが自分が満足して、それで、出張にはフランスへ行って、幸せなワーク・ライフ・バランスの生活をしていると思えば、これに越したことはないんだけど、本当はそれが一番大事だと思うんだけど、

やっぱり数値化しないといけないんで、もうちょっとこの数値化のところの目標値が足りないかなという気もしますけれど。休日を今10日ぐらいのを15日にしましょうというのは、これは何とかいいですけども。

庁内の働き方や仕事の進め方に対する満足度というのは、何となくわからないような気もせんでもないけれども、余りよくわからない数字だなと。うちの担当課は、今メンバーが非常におもしろい人たちがいて、すごい働きやすいと、仕事が進むという場合もあるだろうし、あんまり気に入らない人たちもおったりして進みにくいんだというときに、進め方に不満とかいう感じもあるんで、もうちょっと何かわかりやすい数値があってもいいのかなという気がしますよね。返事は要りませんが、そういう思いでした。とにかく公務員の皆さんも非常に仕事の量がふえているということで、県庁もそうですけれど、特に市町村の職員の皆さんなんかは、非常にふるさと納税とかもふえたり、いろんな業務もふえていて、一人で何係とか何課とかいろいろやっている方もいらっしゃいますし、土日はほとんどイベントで出ているという職員もおります。代休もとれないし、残業も請求できないとか、そういう話もあつたりするように聞いたこともあります。聞いたこともあるという、一部でしょうけれど。そういうこともあるんで、県のほうである程度ここをもう少し数値というか、この辺をもうちょっとだけ数値的な目標を明確化して、働きやすい環境をつくって、それを市町村にちょっと投げかけて、市町村の職員の皆さんを引っ張ってください。希望でございます。返事は要りません。

**○緒嶋委員** 新燃岳が一番近いところの人家は、何キロぐらいになるわけですかね。住居が一番

近いところで、この新燃岳の影響が一番出やすいというか、ちょっと心配があるところ。

○**藪田危機管理局長** 宮崎県内で一番近いところで、高原町の6.8キロでございます。

○**緒嶋委員** それと、火山ガスの検知で、計測するのは何カ所あるとですかね。いろいろ県もあれば気象庁もあるわけでしょうが、何カ所あるわけですか。

○**藪田危機管理局長** ここの資料のほうに記載しておりますところにつきましては、一つは、(5)の①のところでは、環境森林部のほうで、二酸化硫黄を含む大気汚染物質を継続的に監視するために設置をしているものでございます。今回の霧島山から発生する火山ガスに対応するために設けたものとしましては、高原町役場内に新たに二酸化硫黄の自動測定器を設置したものの、それから、これは、えびの高原のほうに、やはり環境森林部のほうで、エコミュージアムセンターの駐車場にガス測定器を1器設置しております。その他、ポータブル型の検知機器を数台持っておるところでございます。

これとは別に、硫黄山のほうから出る火山ガスを測定するために、私どものほうで手動と自動で計測をしております。自動の計測器につきましては、硫化水素を検知しておりますけれども、これは5カ所ございます。それで、手動のほうにつきましては、現在、硫黄山周辺が警戒範囲に指定されて、立入禁止になっておりますので、今、手動については検査を中止しておるところでございます。

○**緒嶋委員** 全体的には、もう十分それで足りるということですね。

○**藪田危機管理局長** 今回みたいに霧島山の噴火していない状態であれば、現行の体制である程度対応できるかと思えますけれども、風向き

によって火山ガス、噴煙がもう県内各地に流れているというような状況にございますので、そういう中で、果たして何器あれば足りるかを明確に申し上げることはなかなか難しいですけれども、必要に応じてそういった、いわゆるポータブル型のものを活用しながら、それぞれの市町村で計測をしていただいているところがございます。

○**中野委員** この地図の新燃岳の一番芯の左側に四角い飛び出したところがありますが、これは、さっき説明された西側斜面割れ目からという、ここになるわけですか。この割れ目というのは、何かここから噴火する可能性があるとして書いてあるけれど、どのような割れ目で、どんなあれなんですか。ここに立ち入りはできなかったわけだけれど、何でわかったんですかね。評論家か誰かが見られたということですか。

○**藪田危機管理局長** 今19ページの資料を見ていただきますと、新燃岳の火口の中心、丸い円の左側のほうに、四角でちょっと飛び出したようなところがございます。これが、先ほどの18ページで申し上げますと、2の(1)のところでは御説明した、西側の斜面の割れ目を意味している部分でございます。この西側斜面の割れ目の一番端からも、噴火する可能性があるということで、ここから噴石が1キロ飛ばせば、ごらんとおり、西側が火口からいきますと約1キロになっておりますので、火口から2キロぐらいまで危険だということで、噴火警戒レベル2でも警戒範囲を2キロに拡大するというみなしを行っております。

先ほど委員のほうからお話がありました、この西側斜面から噴火することについての可能性ですとか、あるいは、どういう状況でそれが判明したかということについては、申しわけござ

いません。ちょっと詳細について承知をしておりませんが、気象台のほうが今回噴火警戒レベルを見直すに当たりまして、そういった可能性があるということで、見直しが行われたものでございます。

○中野委員 実際まだ噴火していないから、この2キロとか3キロの警戒区域に変化はないわけですが、それで、もしここから本当に噴火してしまえば、さっき言った新湯のあたりで、鹿児島県側の県道1号は完全に入りますから、もう通行どめになるということになるんですかね。

○藪田危機管理局長 仮に西側のほうから噴火した場合については、噴火警戒レベルの設定によって、どのエリアを警戒、立入禁止にするかというのが変わってまいりますので、それに応じた形で登山道及び道路等の規制を行うことになると思います。

○中野委員 そうなれば、今でもえびの高原は干上がっているのに、もうえびのから上がれる道路はないのよな。ここは今、大型車が物すごい警戒しているんですよ。土木部に何とか道路の幅をどうにかしてくれんかというお願いをしているんだけど、現実的には大型車が警戒して、今の若い人はなかなか運転したがるらないという話で、ほとんど通らないんですよ。今までも、前回のときも、硫黄山のときも含めてですが、大型バスは小林から登れん。都城とか南のほうから登れるからと思っとなら、鹿児島からの折り返しがほとんどで、だから、ここがそうなれば大変だな。一段とえびの高原は干上がってしまいますね。

それと、ひとり言のようなことを言うてはいいませんね。ここの、いわゆる3つの山ですよ、火山。そのマグマだまりは、えびの岳の地下深いところにあって、全てが連動というか、一つ

のマグマの通り道というんですかね、それが一本全部つながっているという話を聞いたか見たんですよね。そうして、この霧島は、この3つのほかのどこからか新たに噴火してもおかしくないというのも何かで見たんですよね。それがおかしくないというのは、新燃岳のこうした西側斜面のことを指してのことだったんですかね。それとも、全く新しいところを意味しているわけですか。

○藪田危機管理局長 まず、最初のほうの御質問ですけれども、専門家によりますと、えびの岳の地下にマグマだまりがあり、そこから供給されるマグマによって、それが硫黄山のほうであるとか、あるいは今回の新燃のほうに供給をされていて、それが噴火につながっているということで、硫黄山と新燃岳については、根が一緒ではないかというふうに言われております。

御鉢につきましては、専門家によりますと、岩石等を見ると成分がちょっと違うということで、マグマだまりは別ではないかとのお話がございました。ただし、物理学的には、硫黄山ですとか新燃の火山活動が、御鉢の火山活動に影響をしている可能性はある。ただ、マグマだまりは別ではないかというようなことでございます。

委員がおっしゃった別なところからとありますけれども、霧島山については、今想定している火口が、これ以外にも大幡池のほうにございますので、そこから噴火する可能性、過去の歴史においてもそういったことがございます。そういうことを踏まえての御発言と思いますけれども、ちょっと詳細にはわかりません。

○中野委員 定規を持っておれば、はかってみてくださいよ。この御鉢、新燃、韓国岳、その麓の硫黄山、それから先に延ばした池巡りの白



鳥山は、一直線上にあるんですよね。もう1センチも狂わずに。そのずっと行った先が、ここには載っていないけれど、ちょうど京町温泉なんですよ。さっき言ったようなことを聞けば、何か不安になるのよな。私が代表して不安になったら、えびの市も大変になるから、そのことはもう取り消しますが、何かこれを見てくださいよ。全く直線ですよ。果たしてどこにあるのかわかりませんが、マグマだまりというマグマが固まったのがあるわけでしょう。何かもう答えられないとは思いますが。

私の家からは、新燃岳は手前の岩で見えないんですよ。ところが、きのうは、7時ごろだったかな。もう暗くなってから家に帰ったんだけど、けさも5時に起きたんだけど、もう非常に火柱が家からも見えるんですよ。あんなの近くで見りゃ、怖いと思うんですよね。そして、さっき言ったような知識というか情報があれば、何か不安ですわね。不安を打ち消すような何か取り組みを、情報を流すときもひとつお願いしておきますが、私の心配が杞憂であることを願いつつ、お願いしときます。

**○緒嶋委員** 防災ヘリやらは、これの状況を監視することは、やっぱりやるわけですか。

**○藪田危機管理局長** 今回の噴火におきましても、それらの一連の新燃岳に限らず、硫黄山、御鉢におきましても、噴火したときには、県の防災ヘリ、それから県警のヘリ、今回については国交省のヘリ等を活用して、現地の情報を収集しているところでございます。

**○緒嶋委員** かつて県警ヘリが灰を吸い込んで、6,000万ぐらいエンジンの補修にかかったんだが、防災ヘリは何かフィルターはついとるわけですね。

**○福栄消防保安課長** 明確なフィルターという

のはないんですが、もともとが軍用ヘリの流用でございまして、砂ですとかそういう不純物については、ろ過する形でつくっておりますので、ある程度までは大丈夫と。しかし、量を相当数吸い込むと、やはり影響があるというふうに伺っております。

**○緒嶋委員** やっぱりそこ辺も警戒しながら、県警では6,000万も修理だけにかかったわけですよ。だから、監視することは必要だけれど、ヘリのそういうことに影響がないようなところでの監視をしていただきたいと思います。

**○二見委員長** ほかはございませんか。

**○前屋敷委員** 働き方改革に関連して、きょう御報告いただいた県庁における働き方改革とは別件なんですけれど、要望を一つさせていただきたいと思っているのは、ここの中にも非正規雇用者の処遇改善とかうたってあるんですけれど、県が発注します指定管理ですよ。かなりの部門でこの指定管理制度が使われていて、その会社・企業で働く方々も税金で働かれる労働者ということもあって、一つの企業で5年以上雇用されて働けば、非正規でも正規雇用にしなければならないということが今うたわれるようになっていきますので、私は、この指定管理の業者の皆さん方のところを、県の立場から調査をしていただいて、そういうところがあつたら、ぜひ指導なり、勧告できるかどうかというのは別ですけれど、そういう制度にのっとって、しっかり安心して働ける状況をつくる必要があるというような注意勧告ができないものかというふうに思っているところなんです。でも、実態がどうかというのはわかりませんので、そこはぜひ調べていただくことが、まずは必要なというふうに思っていますので、ぜひお願いしたいなということで。今言われている働き方改

革の関連としてお願いできればと思っていますので、調査方をぜひお願いしたいというふうに思います。

**○日高行政経営課長** 同様の類似の御質問については、本議会で岩切議員からも御提言いただいております。指定管理者についてどんな配慮をしていくか、何がどういうことが制度の中でできるのか、いろんな考え方があるかと思っていますので、他県の状況ですとかそういったものを十分踏まえながら、今現在は、適正な指定管理料の積算ですとか、実際に指定してから後の所管課の現地調査による状況の確認ですとか、そういったことは行っているところですが、御提言もいただきまして、引き続き制度の中でどういったことができるのか、そこは受けとめて検討をしてみたいと思っています。

**○前屋敷委員** 安心して働ける条件はやっぱりつくらなきゃいけないし、県としてそこも一定の責任範疇じゃないかなというふうに思いますので、ぜひその辺のところの調査も含めてお願いしたいと思います。

**○二見委員長** それでは、ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○二見委員長** 最後に、その他で何かありますか。

**○中野委員** お願いですが、きょうのこの議案第55号ですよね。いわゆる一般会計補正予算第6号でしたかね。表向きはマイナス104億8,000万円の補正ですよね。それで、現実的には国の補正予算に伴う経費ということで、農政とかでプラスが233億あるわけですよね。そのプラスをしても、実際は差し引きマイナス104億ということは、この減額の予算が、あわせて幾らですかね。338億3,000万ぐらいあるということですが、これを可能かどうかわかりませんが、分けるわ

けにはいかんですか。233億にかかるところを補正予算の6号に、そして、マイナスになるところを、こっちの一般論のほうで第7号とか、そういうわけではいかんですかね。そういうのが何か見づらいんですよね。それと、この下のほうの財源内訳云々というの、いろいろ自然に分かれていくと思うんですよね。事務が煩雑になったりしていろいろ大変だとは思いますが、何かあんまりこの数字を見ない者からすれば見づらいし、自分なりにそれらの計算をしていかんと、どれが減ってふえたというのが。はっきり2つに分かれるあれが、たまたま一緒になったということだけですからね。このように一括して出すのが、何かこういう条例で決まっているのかどうかはわかりませんが、お願いという形で発言させていただきました。

**○川畑財政課長** 今回、国の補正予算に伴う経費ということで、内数で書かせていただいております。国の経済対策で補正を行うときにも同様の書き方をしております。各補正期にプラスもマイナスもあって、それが補正予算という形なので、なかなか分ける形が見せ方として正しいのかとか、誠実な書き方と言えるのかどうかも含めて、いただいた御意見を参考にしながら検討はしてみたいと思います。

**○二見委員長** それでは、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○二見委員長** それでは、以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後4時50分休憩

---

午後4時52分再開

**○二見委員長** 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○福嶋会計管理者 会計管理局でございます。会計管理局の平成29年度2月補正予算につきまして御説明をいたします。

お手元にあります歳出予算説明資料の379ページをお開きください。

表の一番上、左から2列目の補正額の欄でございますが、会計管理局は、会計課と物品管理調達課をあわせまして、総額1,457万6,000円の減額をお願いしております。

この結果、補正後の予算総額は、右から3列目の欄になりますが、5億5,091万9,000円となります。

それでは、次に、各課別の内訳について御説明をいたします。

381ページをお開きください。

まず、会計課であります。左から2列目の補正額の欄にありますとおり、533万8,000円の減額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄になりますが、4億2,925万1,000円となります。

その主なものにつきまして御説明をいたします。

383ページをお開きください。

上から4段目になりますが、(目)一般管理費(事項)職員費277万9,000円の増額であります。

これは、主に職員の人事異動等に伴う所要見込み額の増額であります。

次に、中ほどになりますが、(目)会計管理費の中の(事項)出納事務費811万7,000円の減額であります。

これは、主に指定金融機関等へ支払う窓口収納事務手数料などの執行残であります。

会計課については以上でございます。

続きまして、物品管理調達課について御説明をいたします。

385ページをお開きください。

左から2列目の補正額の欄にありますとおり、923万8,000円の減額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄になりますが、1億2,166万8,000円となります。

その主なものにつきまして御説明をいたします。

387ページをお開きください。

中ほどになりますが、(目)財産管理費の中の(事項)物品管理及び調達事務費248万6,000円の減額であります。

これは、旅費や通信費などの事務費の執行残及び、物品調達システムのサーバを全庁的な統合サーバへ移行する事業を実施してはおりますが、その経費の執行残であります。

次に、その下の段の(事項)車両管理事務費682万3,000円の減額であります。

これは、主に県有車両の任意保険への加入などに要する経費の執行残であります。

物品管理調達課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。議案についての質疑はありませんか。

○中野委員 387ページで質問をしていきたいと思いますが、説明はなかったけれど、職員費がプラス7万1,000円ですが、わずかしかが上がっていないんだけど、前、自動車の車検切れが都合2回発生しましたよね。小林土木事務所、それから、どこかまた。それで、その管理は一元管理したほうがいいんじゃないかという提案をした記憶があるんですよね。それで、一元管理

するところは物品管理課だったというふうには何か聞いたんですが、そういう職員の配置とか、それをしたから7万1,000円ふえたのか。7万1,000円じゃ人事がしたのかどうかわかりませんが、そういう配慮とか、それはされているわけですか。

**○佐藤物品管理調達課長** 職員費の7万1,000円の増額についてでございますが、これにつきましては、人事院勧告に伴います給与改定のものが主な増額になりますが、その増額が少ない分につきましては、育児休業中の職員がおりまして、減額分を含んでおりますので、7万1,000円の増額になっているということになります。

御質問のありました車検切れ等の一元管理につきましては、職員を配置するというのではなくて、財務会計システムを利用いたしまして、そこから毎月の車検該当車両の一覧表を出しまして、該当所属と物品管理調達課と連絡調整課のほうに配信して、複層的なチェックを行うような一元管理をしたところでございます。

**○中野委員** 何かわかったようなわからない…。そのことと、さっき車両管理事務費がマイナス682万3,000円ということで、任意保険料が何か減額になったような説明でしたがね。一元したことでの何か影響か、そういうことでまとまったから安くなったのかとか、もうそれぞれ関係ないんですか。たまたま事故率が下がったから、任意保険料も安くなったという意味なんですか。

**○佐藤物品管理調達課長** 任意保険につきましては、入札残によるものが660万円となっております。これにつきましては、当初予算を組むときに、まだ複数台数契約の損害保険料の割引率が決定されておりませんで、当初予算としては大きく組んでおりますが、その後に割引料が決定されまして、それに基づいて入札を行います

ので、660万円の執行残になったということになっております。

**○中野委員** 質問はまたもとに戻りますが、車両の一元車検ですよ。あれには必ず自賠責がセットであるわけですからね。そして、必要があれば任意の保険をかけることですから、前も言ったと思うんですが、そのために万が一に備えるわけですからね。特に否があるから支払うわけだから、いわゆる県民のためにあるといっても理解できるわけですからね。そこの車検云々というのは、やはり会計管理の中で、今度は、新年度からか知らんけれど、具体的に進めていくわけですかね。もう全く車検の管理云々というのは、もう出先出先は余り気をつけておらんでもいいんですか。もちろん車両を持ち込んだりするなら、それぞれ所有というかとえられたところがすると思うんですけども、期日管理とかそういうのは一元的にするということで行くわけですかね。

**○福嶋会計管理者** 今委員からの御指摘の部分につきましては、昨年この委員会の中で、一元化に向けて努力したらというような話がありまして、私どものほうではデータでどうかなるんじゃないかなという意見もありましたものですから、今年度データのほうで。私どもが全体的な管理をしておりますデータを、所属だけではなくて連絡調整課も含めまして、それぞれの当該部局でチェックをみんなでし合おうというような形で工夫を加えたところでございます。昨年度に小林土木事務所、そして今年度に入りまして、芸術劇場のほうで同じようなことがあったんですけども、その後、システム上もチェックして、職員の意識上も全体で変えようということで、そういった工夫で、今努力しているところでございます。

○中野委員 意識改革も含めて、絶対そういうことが発生しないようお願いしておきたいと思えます。

それから、この物品管理は、出先等を一括して全部ここでやるわけですね。出先ではもう何かノート1枚、鉛筆1枚買えないんですかね。

○佐藤物品管理調達課長 物品調達につきましては、物品管理調達課のほうで本庁と宮崎地区の部分をやっております。試験研究機関につきましては、それぞれの所属で購入しております。各県内の出先機関につきましては、試験研究機関を除きまして、県税・総務事務所に各地区総務事務センターがありますので、そちらのほうで一元的に購入を行っております。

○中野委員 総務事務センターが、今度はまた、西諸県は西諸県でもう一括してやるというわけですね。総務事務センターの職員は、本部は物品管理調達課長のところになって、その配下の職員になるシステムになっているんですかね。

○佐藤物品管理調達課長 総務事務センターにつきましては、本庁の総務事務センターのほうの所管になりまして、物品管理担当につきましては、研修、会議等をうちのほうでしますが、所管は総務事務センターになります。

○二見委員長 よろしいですか。その他、何かありませんか。

○中野委員 会計管理者というあなたのちょっと語弊ある呼び方ですね。あなたの役職を呼ぶときには、普通は何々部長というところを、会計管理者と呼ぶんですが、それでいいんですか。

○福岡会計管理者 自治法上で会計管理者という規定がございまして、置くようになっております。そういう意味で会計管理者という職になっております。

○中野委員 私は、そういう制度ができてから、すぐ九州一円を調べたことがあったんですね。会計管理者の中の事務局長とか、何か会計管理何とか何とかという、九州範囲内でも他県では呼び方が変わっているんですよ。呼ぶときに呼びやすいような名前なんですよ。危機管理局では危機管理局長もおれば、統括監というのがありますよね。それで、ここも何か私は呼びづらいたがね。会計管理者と言っていいんですかね。何か変更を進言したらどうですか。あの方はうなずかれたが、九州各県のちょっと呼び方を調べておられませんか。

○福岡会計管理者 全てちょっと存じ上げているわけではありませんけれども、他県では会計管理者兼会計管理局長とかそういうようなことで、私どもいろんな会議等でお会いすると、そういう方もいらっしゃいます。ただ、あくまでも自治法上、会計管理者という規定がございしますので、本県においては、それに従っていると理解をしているところでございます。

○中野委員 せっかく何かメモが来たのに、何のためのメモやったですか。

○二見委員長 確認でしょう。よろしいですか。

○中野委員 それでよかったですか。何か日本全体に広めたら、まだいい名前の呼び方があると思うんですよ。

何か部長級らしい名前に変更していいと思うんですがね。お願いしときます。

○二見委員長 ほかはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 以上をもって会計管理局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。暫時休憩します。

午後5時7分休憩

午後5時8分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○原田人事委員会事務局長 人事委員会事務局の平成29年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の457ページをお開きください。

表の左から2列目の補正額の欄でございますが、総額で753万9,000円の減額をお願いいたしております。

この結果、補正後の予算総額は1億3,529万9,000円となります。

次に、補正の主な事項について御説明いたします。

461ページをお開きください。

まず、このページの中ほどにあります(目)事務局費の下にあります(事項)職員費の422万6,000円の減額補正であります。

これは、人事異動に伴う所属職員の職員費の執行残の補正減であります。

次に、下から2段目の(事項)県職員採用試験及び任用研修調査費の98万3,000円の減額補正であります。これは、採用試験実施経費の執行残等に伴う減額補正であります。

なお、お手元に来年度の県職員採用案内パンフレット、これをお配りしております。冊子でございます。このパンフレットを県内外の大学、それから高校等に送付しますとともに、大学等での説明会などでも活用しております。

一番最後が一番裏のところなんですけれども、試験日程をおつけしております。試験日程につきましては、例年どおりの時期に実施することとしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 以上をもって人事委員会事務局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後5時10分休憩

---

午後5時11分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○奥野監査事務局長 監査事務局の平成29年度2月補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の監査事務局のインデックスのある451ページをお開きください。

表の一番上の補正額の欄でございますが、総額で516万4,000円の減額であります。

この結果、補正後の予算総額は2億1,195万8,000円となります。

次に、補正の主な内容について御説明いたします。

455ページをお開きください。

4段目の(目)委員費につきましては、75万円の減額補正でございます。

その内訳は、(事項)委員報酬が25万円の減額、その下の(事項)運営費が50万円の減額で、いずれも執行残に伴うものであります。

次に、その下の(目)事務局費につきましては、441万4,000円の減額補正でございます。

その内訳は、(事項)職員費が351万4,000円の減額、(事項)運営費が90万円の減額で、いずれも執行残に伴うものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。議案について質疑はありませんか。

○中野委員 委員報酬はマイナス25万円でしたよね。余りこういう減額とかならないはずだけけど、どうして25万円減額なんですか。

○門内監査第一課長 委員報酬の減額でございますけれども、これは、監査につきまして、通常は大体一日1カ所委員監査を行うんですが、それを複数箇所を一日で実施したというようなことが一つございます。それと、あと住民監査請求、これに必要な報酬として残している分がございまして、それが減額ということでございます。

○中野委員 その説明に監査委員報酬等と書いてあるけれど、監査委員の報酬が何か云々ということではないわけですね。今説明されたけれど。

○門内監査第一課長 25万円につきましては、非常勤の委員報酬の減額でございます。

○中野委員 非常勤の委員は、幾らが幾らになったんですか。

○門内監査第一課長 非常勤の監査委員の委員報酬につきましては、月額で6万7,000円。それに加えて、実際に監査業務に従事した日数が、日額で1万5,600円ということになっております。今回の減額は、この日額の部分1万5,600円につきまして、複数箇所を一日で委員監査を実施したということによりまして、執行残が生じたのが真意でございます。

○二見委員長 ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 以上をもって監査事務局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

午後5時16分休憩

---

午後5時17分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○甲斐事務局長 議会事務局の平成29年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の1ページをお開きください。

補正額の欄でございますが、2,967万4,000円の減額補正をお願いしております。

補正後の予算額につきましては、10億8,798万7,000円となります。

補正予算の内容について御説明いたします。5ページをお開きください。

まず、上から4段目の(目)議会費でございますが、1,969万4,000円の減額補正でございます。

これは、議員の辞職に伴う議員報酬及び政務活動費等の執行残でございます。

6ページをお開きください。

次に、(目)事務局費でございますが、998万円の減額補正でございます。

その主なものについて御説明いたします。

まず、上から2段目の(事項)職員費の379万3,000円の減額補正でございます。

これは、事務局職員の給与及び職員手当等並びに共済費の確定に伴い、不要となりました人

件費の執行残でございます。

次に、下から2段目の(事項)議会一般運営費の533万7,000円の減額補正でございます。

これは、本会議・委員会反訳業務や議会棟守衛業務等の委託料の執行残及び、議会棟などの緊急補修分の工事請負費の執行残などでございます。

説明は以上でございます。

**〇二見委員長** 説明が終了しました。議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**〇二見委員長** その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**〇二見委員長** 以上をもって議会事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後5時19分休憩

---

午後5時20分再開

**〇二見委員長** 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、あした行いたいと思います。開会時刻は13時10分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**〇二見委員長** それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。本来であれば採決後に御意見をいただくところではありますが、今回は日程に余裕がございますので、この場で協議させていただきたいと存じます。委員長報告の項目及び内容について御意見をお願いしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**〇二見委員長** ありがとうございます。それで

は、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**〇二見委員長** それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**〇二見委員長** それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後5時21分散会



平成30年3月8日(木曜日)

---

午後1時8分再開

---

出席委員(8人)

委員	長	二見康之
副委員	長	岩切達哉
委員		緒嶋雅晃
委員		蓬原正三
委員		中野一則
委員		松村悟郎
委員		河野哲也
委員		前屋敷恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主査	原田一徳
総務課主任主事	日高真吾

---

○二見委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め、御意見を願います。

○前屋敷委員 反対の議案があります。70と72に反対をしたいと思います。

○二見委員長 70と72ですか。

○前屋敷委員 はい。

○二見委員長 ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、ほかにないので、採決を行います。

一部反対との御意見がございますので、一部を個別で、残りを一括で採決いたします。

なお、議案第83号については、議会への諮問

となっておりますので、当議案は、他の議案とは分けて、最後に個別採決を行います。

まず、議案第70号及び議案第72号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○二見委員長 挙手多数。よって、議案第70号、72号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第55号、56号、57号、71号の各号議案について、一括して採決いたします。

各号議案につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第83号について、採決を行います。議案第83号について、原案主文のとおり、棄却することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○二見委員長 挙手全員。よって、議案第83号については、原案主文のとおり棄却すべきものと決定いたしました。

そのほか、何がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 ないので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時11分閉会